

宜野湾市地域防災計画

令和4年3月

宜野湾市防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 総則

第1節	目的	総-1
第2節	用語	総-2
第3節	宜野湾市の概況	総-3
第1	自然的条件	総-3
第2	社会的条件	総-5
第4節	災害の想定	総-7
第1	風水害の災害想定	総-7
第2	地震・津波の災害想定	総-9
第3	過去の地震災害履歴	総-21
第5節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	総-23
第1	宜野湾市	総-23
第2	沖縄県	総-23
第3	国	総-24
第4	その他の機関	総-27
第6節	市民等の責務	総-32

第2章 基本方針

第1節	災害の想定と防災計画の基本的考え方	総-33
第1	想定の方針	総-33
第2	被害想定	総-33
第3	防災計画の方針	総-34
第2節	防災対策の基本方針	総-36
第3節	市防災計画の修正（見直し）	総-37
第4節	市防災計画の周知徹底及び推進	総-37

第2編 災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針（総務部）	予-1
第1	地震・津波に強いまちづくり	予-1
第2	地震・津波に強い人づくり	予-1
第3	地震・津波災害応急対策活動の準備	予-1

第2節	地震・津波に強いまちづくり	予-3
第1	地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指導等（建設部・市民経済部・上下水道局）	予-3
第2	都市基盤施設の整備（建設部・消防本部・上下水道局）	予-6
第3	建築物・構造物等の対策（建設部・各公共施設管理者）	予-10
第4	危険物施設等の対策（消防本部）	予-12
第5	地震防災緊急事業五箇年計画の推進（全部署）	予-12
第6	防災研究の推進（総務部・消防本部）	予-13
第3節	地震・津波に強い人づくり	予-14
第1	防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）	予-14
第2	地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（総務部・建設部・消防本部・ 教育委員会）	予-15
第3	自主防災組織育成計画（総務部・消防本部）	予-17
第4	消防職員等の増員（消防本部）	予-17
第5	企業防災の促進	予-18
第6	地区防災計画の普及等	予-18
第4節	地震・津波災害応急対策活動の準備（全部署）	予-20
第1	初動体制の強化	予-20
第2	活動体制の強化	予-21
第3	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	予-26
第4	消防防災ヘリコプターの整備の検討	予-31
第5	災害ボランティア活動環境の整備	予-32
第6	要配慮者の安全確保（福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部） ...	予-32
第7	観光客・旅行者・外国人等の安全確保	予-32
第8	津波避難体制等の整備（総務部・消防本部）	予-32

第2章 共通の災害予防計画

第1節	治水事業（建設部・上下水道局）	予-36
第1	現況	予-36
第2	危険区域	予-38
第3	浸水想定区域と周知	予-38
第2節	土砂災害予防計画（建設部）	予-40
第1	砂防対策	予-40
第2	急傾斜地崩壊対策	予-40
第3	土砂災害対策	予-41
第3節	高潮対策（総務部・建設部・消防本部・上下水道局）	予-42
第1	現況	予-42
第2	高潮予防対策	予-42
第4節	建築物等の災害予防計画（建設部・各公共施設管理者）	予-44

第1	市街地再開発対策	予-44
第2	一般建築物等の耐風及び耐火対策の促進	予-44
第3	公共建築物の耐風及び耐火対策の促進	予-44
第4	建築物等の適切な維持保全の周知	予-44
第5	公共建築物等の定期点検及び定期検査	予-44
第5節	消防力の強化等（消防本部）	予-45
第1	消防力・消防体制等の拡充強化	予-45
第2	火災予防査察・防火診断	予-45
第3	消防施設等の整備促進	予-46
第4	火災発生の未然防止	予-46
第6節	林野火災予防計画（消防本部）	予-47
第1	林野火災対策の推進	予-47
第2	出火防止対策	予-48
第3	林野火災対策用資機材の整備と操法訓練	予-48
第4	消防施設等の整備	予-48
第7節	竜巻災害予防計画（総務部・消防本部）	予-49
第1	竜巻に関する知識の普及啓発	予-49
第2	防災機関との連絡体制の整備	予-49
第3	風倒木対策	予-49
第8節	危険物施設等の対策（消防本部）	予-50
第1	危険物災害予防計画	予-50
第2	毒物劇物災害予防計画	予-51
第9節	上・下水道施設災害の予防（上下水道局）	予-52
第1	上水道施設災害の予防	予-52
第2	下水道施設災害の予防	予-52
第10節	ガス、電力施設災害の予防（消防本部）	予-53
第1	高圧ガス施設災害の予防	予-53
第2	電力施設災害の予防	予-53
第11節	通信施設災害の予防（総務部）	予-54
第1	通信施設災害の予防	予-54
第2	通信・放送設備の優先利用等	予-55
第12節	不発弾等災害予防（総務部）	予-56
第1	不発弾の処理体制	予-56
第2	関係機関の協力体制の確立	予-57
第3	不発弾に関する防災知識の普及・啓発	予-57
第13節	火薬類災害予防計画（消防本部）	予-58
第14節	文化財災害の予防（教育委員会）	予-59
第1	文化財保護対策の努力	予-59
第2	災害予防の確立	予-59
第3	防災思想の啓発	予-59

第4	火気使用の制限	予-59
第5	防災施設の設置	予-59
第6	講習会の開催	予-59
第7	倒壊・破損等の防止対策	予-59
第8	防災体制の確立	予-59
第15節	農地等災害予防及び防災営農の確立（市民経済部）	予-60
第1	ため池等の整備事業	予-60
第2	農地保全整備事業	予-60
第3	防災営農の確立	予-60
第16節	食料等の供給計画（市民経済部・上下水道局）	予-61
第1	食料	予-61
第2	飲料水	予-61
第3	生活必需物資	予-61
第17節	気象観測施設・体制の整備計画（消防本部・総務部）	予-63
第18節	水防、消防及び救助用資機材等の整備計画	
	（建設部・消防本部・各公共施設管理者）	予-64
第1	水防施設	予-64
第2	消防施設	予-64
第3	救助用資機材の整備等	予-64
第4	流出危険物防除資機材	予-64
第19節	避難誘導等計画（全部署）	予-65
第1	避難体制の整備	予-65
第2	避難場所の整備等	予-65
第3	避難の受入れ及び情報提供活動関係	予-68
第20節	交通確保・緊急輸送計画（市民経済部・建設部）	予-69
第1	交通規制計画の作成等	予-69
第2	重要道路啓開及び漁港機能復旧のための体制整備	予-69
第3	緊急輸送基地の選定及び整備	予-69
第4	緊急通行車両の事前届出の徹底	予-69
第5	運送事業者との連携確保	予-70
第6	緊急輸送関係	予-70
第7	生活道路等の通行可否の確認等	予-70
第21節	要配慮者の安全確保	
	（福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部）	予-71
第1	社会福祉施設等における安全確保	予-71
第2	不特定多数の者が利用する施設における安全確保	予-72
第3	在宅で介護を必要とする者の安全確保	予-72
第4	観光客・旅行者の安全確保	予-76
第5	外国人の安全確保	予-76
第22節	防災知識普及・啓発（総務部・建設部・消防本部・教育委員会）	予-77

第1	職員に対する防災教育	予-77
第2	防災上重要な施設の管理者への教育	予-77
第3	住民への防災知識の普及	予-77
第23節	防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）	予-79
第1	防災訓練（職員参集訓練等）	予-79
第2	非常通信訓練	予-80
第3	消防訓練	予-80
第24節	自主防災組織育成（総務部・消防本部）	予-81
第1	自主防災組織整備計画の策定	予-81
第2	住民の防災意識の向上	予-81
第3	組織の編成単位	予-81
第4	組織づくり	予-81
第5	活動計画の制定	予-82
第6	活動	予-82
第7	資機材の整備	予-82
第8	活動拠点整備	予-82
第9	防災士への支援	予-82
第10	組織図、自主防災組織の役割分担	予-83
第25節	災害ボランティア活動環境の整備	
	（福祉推進部・健康推進部・教育委員会）	予-84
第1	ボランティア意識の醸成	予-84
第2	ボランティアの育成等	予-84
第3	ボランティア支援対策	予-85
第26節	基地災害予防計画（基地政策部）	予-86
第1	現況	予-86
第2	基地災害予防対策	予-87

第3編 災害応急対策計画

第1章 地震・津波災害応急対策計画

第1節	組織・動員計画（総務対策部総務班）	応-1
第1	市災害対策本部と防災機関との協力系統	応-1
第2	市災害対策本部の設置及び解散	応-2
第3	市災害対策本部の組織	応-5
第4	災害対策の動員	応-6
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画（総務対策部総務班・消防対策部）	応-20
第1	地震情報・津波警報等の種類及び発表基準	応-20
第2	地震情報・津波警報等の伝達	応-28

第3	緊急地震速報の活用	応-29
第3節	避難計画（福祉推進対策部・総務対策部・消防対策部）	応-32
第1	実施責任者	応-32
第2	避難情報等の運用	応-33
第3	避難の実施方法	応-36
第4	避難所の開設及び収容保護	応-36
第5	避難者の移送	応-37
第6	避難所の運営管理	応-37
第7	避難長期化への対応	応-38
第8	県有施設の利用	応-38
第9	船舶の利用	応-38
第10	在宅避難者等の支援	応-38
第11	津波避難計画	応-38
第4節	被災建築物の応急危険度判定計画（建設対策部建築班）	応-40
第1	応急危険度判定士	応-40
第2	応急危険度判定士の登録	応-40
第3	登録証の携帯	応-40
第4	判定作業	応-40
第5	判定結果の表示	応-40
第5節	被災宅地の危険度判定計画（建設対策部建築班）	応-41

第2章 風水害応急対策計画

第1節	組織・動員・避難所運営計画	応-42
第1	市災害対策本部の設置及び解散	応-42
第2	配備基準	応-43
第3	自主避難所の開設及び受け入れ・運営管理	応-43
第2節	気象警報等の伝達計画（総務対策部総務班・消防対策部）	応-44
第1	気象警報等の種類及び発表基準	応-44
第2	気象警報等の発表及び解除の発表機関	応-49
第3	気象警報等の伝達	応-50
第4	気象警報等の受領責任及び伝達方法	応-51
第5	災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置	応-52
第3節	水防計画（建設対策部土木班・上下水道対策部下水道施設班・消防対策部）	応-54
第1	実施責任者	応-54
第2	水防責任	応-54
第3	水防本部の設置	応-54
第4	水防本部の組織構成	応-54
第5	水防本部連絡会議	応-55
第6	事務分掌	応-55

第7	水防非常配備と出動	応-55
第8	水害対策巡視	応-56
第9	避難のための立ち退き	応-56

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節	災害通信計画（総務対策部総務班・消防対策部）	応-57
第1	各種通信施設の利用	応-57
第2	電気通信業務用電気通信設備の利用方法	応-57
第3	専用通信施設の利用	応-57
第4	市における措置	応-58
第2節	災害状況等の収集・伝達計画（総務対策部・消防対策部）	応-59
第1	実施責任者	応-59
第2	災害状況の収集	応-59
第3	災害報告	応-60
第4	地震発生直後の第1次情報の報告	応-63
第5	安否情報の提供	応-63
第3節	災害広報計画（企画対策部秘書広報班・総務対策部 IT 推進班）	応-64
第1	実施内容	応-64
第2	防災機関の連絡	応-64
第3	広報活動	応-64
第4節	自衛隊災害派遣要請計画（総務対策部総務班）	応-66
第1	災害派遣要請の要求をする場合の基準	応-66
第2	市長の派遣要請要求等	応-66
第3	派遣部隊の活動内容	応-67
第4	派遣部隊との連絡調整	応-67
第5	市の準備すべき事項	応-67
第6	自衛官の措置に伴う損失・損害の補償	応-68
第7	経費の負担区分等	応-68
第8	ヘリポートの準備	応-68
第5節	広域応援要請計画（総務対策部総務班）	応-69
第1	県及び他市町村への応援要請	応-69
第2	消防機関における応援要請	応-70
第3	海外からの支援の受入れ	応-70
第4	その他の広域応援要請	応-70
第6節	避難計画（福祉推進対策部・総務対策部・消防対策部）	応-71
第1	実施責任者	応-71
第2	避難情報に関するガイドラインの運用	応-71
第3	避難実施の方法	応-80
第4	避難所の開設及び受入れ・保護	応-81

第5	避難者の移送	応-82
第6	避難所の運営管理	応-82
第7	避難長期化への対応	応-84
第8	県有施設の利用	応-84
第9	船舶の利用	応-84
第10	在宅避難者等の支援	応-84
第11	学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策	応-84
第12	広域避難	応-85
第13	広域一時滞在	応-85
第7節	観光客等対策計画（総務対策部・消防対策部・市民経済対策部観光農水班）	応-87
第1	避難情報の伝達及び避難誘導	応-87
第2	避難受入れ	応-87
第3	帰宅困難者対策	応-88
第8節	要配慮者対策計画（福祉推進対策部・健康推進対策部・企画対策部・総務対策部・消防対策部）	応-89
第1	避難行動要支援者の避難支援	応-89
第2	避難生活への支援	応-89
第3	外国人への支援	応-90
第9節	消防計画（消防対策部）	応-91
第1	実施責任者	応-91
第2	県内市町村間の相互応援	応-91
第3	消防組織及び施設の整備充実	応-91
第4	火災警報	応-91
第5	火災の警戒	応-92
第6	火災の出動	応-92
第7	応接要請	応-92
第8	火災原因及び被害調査	応-92
第10節	救出計画（消防対策部消防班）	応-93
第1	実施責任	応-93
第2	救出の方法	応-93
第3	救出用資機材の調達	応-93
第4	惨事ストレス対策	応-93
第11節	医療救護計画（健康推進対策部健康増進班）	応-94
第1	医療救護及び助産	応-94
第2	救急搬送	応-96
第3	被災者の健康管理とこころのケア	応-96
第12節	交通輸送計画（建設対策部土木班）	応-97
第1	実施責任者	応-97
第2	交通の規制	応-98
第3	緊急輸送	応-99

第4	発見者の通報	応-102
第5	広域輸送拠点の確保	応-102
第13節	治安警備計画（宜野湾警察署）	応-103
第1	被災地の社会秩序の維持	応-103
第14節	災害救助法適用計画（全対策部）	応-104
第1	実施責任者	応-104
第2	救助の種類	応-104
第3	災害救助法の適用基準	応-104
第4	災害救助法の適用手続	応-105
第5	救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準	応-105
第15節	給水計画（上下水道対策部・協力：消防対策部）	応-106
第1	実施責任者	応-106
第2	供給の方法	応-106
第3	医療施設への優先的給水	応-107
第4	給水用機械器具の状況	応-107
第5	給水量	応-107
第6	水道施設の応急復旧	応-107
第16節	食料供給計画（市民経済対策部市民生活班）	応-108
第1	実施責任者	応-108
第2	食料の調達	応-108
第3	炊き出し等の食品の給与	応-108
第4	要配慮者等に配慮した食料の給与	応-109
第17節	生活必需品供給計画（総務対策部契約班・市民経済対策部市民生活班・福祉推進対策部福祉総務班）	応-111
第1	実施責任者	応-111
第2	給与又は貸与の方法	応-111
第3	給与又は貸与の品目	応-111
第4	物資の調達	応-112
第5	義援物資及び金品の受入れ、保管及び配分	応-112
第18節	感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容計画 （健康推進対策部健康増進班・市民経済対策部環境対策班、環境対策班、水道施設班）	応-113
第1	感染症対策	応-113
第2	保健衛生	応-115
第3	清掃	応-115
第4	犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画	応-118
第5	ペットへの対応	応-118
第19節	行方不明者の搜索、遺体の収容・処理・埋葬計画 （消防対策部・市民経済対策部環境対策班）	応-119
第1	実施責任者	応-119

第2	行方不明者の捜索	応-119
第3	遺体の取扱い、埋葬等	応-120
第20節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画（建設対策部・市民経済対策部環境対策班・各公共施設管理者）	応-121
第1	実施責任者	応-121
第2	障害物の除去	応-121
第3	災害廃棄物の処理	応-121
第21節	住宅応急対策計画（建設対策部建築班・総務対策部総務班）	応-123
第1	応急仮設住宅の設置等	応-123
第2	住宅の応急修理	応-124
第3	住宅の被災調査	応-125
第4	被災者台帳の作成	応-125
第22節	教育対策計画（教育対策部・指導対策部）	応-126
第1	実施責任者	応-126
第2	応急教育対策	応-126
第3	学校給食対策	応-128
第4	社会教育施設等の対策	応-128
第5	被災幼児、児童、生徒の保健管理	応-128
第23節	危険物等災害応急対策計画（消防対策部予防班）	応-129
第1	石油類	応-129
第2	高圧ガス類	応-129
第3	火薬類	応-129
第4	毒物劇物	応-129
第24節	海上災害応急対策計画（総務対策部・建設対策部・消防対策部）	応-130
第1	災害対策本部の設置	応-130
第2	実施機関	応-130
第3	海上災害発生時の通報系統	応-130
第4	市及び宜野湾市消防署の実施事項	応-131
第5	その他関係機関、団体の実施事項	応-131
第25節	在港船舶対策計画（市民経済対策部観光農水班）	応-132
第1	船舶の被害防止対策	応-132
第26節	労務供給計画（総務対策部人事班）	応-133
第1	実施責任者	応-133
第2	労務者の供給の方法	応-133
第3	災害救助法による賃金職員等の雇上げ	応-133
第4	職員の派遣の要請	応-135
第5	従事命令、協力命令	応-135
第27節	民間団体の活用計画（総務対策部総務班）	応-137
第1	実施責任者	応-137
第2	団体（組織）及び活動内容	応-137

第 28 節	ボランティア受入れ計画（福祉推進対策部福祉総務班）	応-139
第 1	ボランティアの募集（要請の方法）	応-139
第 2	ボランティアの受入れ	応-139
第 3	ボランティアの活動内容	応-139
第 4	ボランティアの活動支援	応-140
第 29 節	公共土木施設応急対策計画（建設対策部・市民経済対策部観光農水班）	応-142
第 1	実施責任者	応-142
第 2	施設の防護	応-142
第 3	応急措置	応-142
第 4	応急工事	応-143
第 30 節	航空機事故災害応急対策計画（全対策部）	応-144
第 1	航空機事故発生時の応急活動	応-144
第 31 節	上下水道施設応急対策計画（上下水道対策部 水道施設班・下水道施設班）	応-145
第 1	上水道施設応急対策	応-145
第 2	下水道施設応急対策	応-145
第 32 節	農林水産物応急対策計画（市民経済対策部観光農水班）	応-147
第 1	実施責任者	応-147
第 2	農産物応急対策	応-147
第 3	家畜応急対策	応-147
第 4	水産物応急対策	応-148
第 5	漁船漁具応急対策	応-148
第 33 節	米軍との相互応援計画（基地対策部）	応-149
第 1	相互連携体制の構築	応-149
第 2	基地立ち入りに関する協定	応-149
第 34 節	道路災害応急対策計画（建設対策部土木班）	応-150
第 1	発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	応-150
第 2	応急活動及び活動体制の確立	応-150
第 3	救助・応急、医療及び消火活動	応-150
第 4	道路、橋りょう等の応急措置	応-150
第 5	その他	応-151

第 4 編 災害復旧・復興計画

第 1 章 公共施設災害復旧計画（全対策部）

第 1 節	災害復旧事業計画作成の基本方針	復-1
第 2 節	災害復旧事業計画	復-1
第 3 節	市における措置	復-2

第2章 被災者生活の支援計画

第1節	災害住民相談計画（全対策部）	復-3
第1	市民サポートセンターの開設	復-3
第2	相談内容	復-3
第3	設置場所	復-3
第2節	り災証明書等の発行（総務対策部・市民経済対策部観光農水班）	復-4
第3節	住宅復旧計画（建設対策部・市民経済対策部産業政策班）	復-4
第1	災害住宅融資	復-4
第2	災害公営住宅の建設	復-4
第4節	生活確保対策計画（福祉推進対策部）	復-5
第1	生業資金の貸付	復-5
第2	被災世帯に対する住宅融資	復-6
第3	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給	復-6
第4	災害義援金品の募集及び配分	復-7
第5節	租税の徴収猶予及び減免等（総務対策部）	復-8
第6節	職業のあっせん（市民経済対策部）	復-8
第7節	被災者生活再建支援法適用計画（全対策部）	復-9
第1	計画方針	復-9
第2	計画内容	復-9
第8節	地震保険や共済制度の活用	復-12

第3章 中小企業等への支援計画

第1節	農林漁業資金融資計画（市民経済対策部観光農水班）	復-13
第1	農業関係	復-13
第2	林業関係	復-13
第3	漁業関係	復-13
第2節	中小企業資金融資計画（市民経済対策部産業政策班）	復-13

第4章 復興の基本方針（企画対策部・総務対策部・市民経済対策部・建設対策部・上下水道対策部）

第1節	復興計画の作成	復-14
第2節	災害廃棄物処理	復-14
第3節	防災まちづくり	復-14
第4節	特定大規模災害時の復興方針等	復-15

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 2 章 基本方針

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宜野湾市防災会議条例第2条の規定に基づき、宜野湾市防災会議が作成する計画であり、宜野湾市の地域に係る災害対策に関し、以下の事項を定め、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 宜野湾市域における防災対策に関する市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

参考資料 4-1 宜野湾市防災会議条例

参考資料 4-2 宜野湾市防災会議委員名簿

なお、この計画の構成は、以下のとおりとする。

第1編 総則	第1章 総則
	第2章 基本方針
第2編 災害予防計画	第1章 地震・津波災害予防計画
	第2章 共通の災害予防計画
第3編 災害応急対策計画	第1章 地震・津波災害応急対策計画
	第2章 風水害応急対策計画
	第3章 共通の災害応急対策計画
第4編 災害復旧・復興計画	第1章 公共施設災害復旧計画
	第2章 被災者生活の支援計画
	第3章 中小企業等への支援計画
	第4章 復興の基本方針
参考資料	

第2節 用語

この計画において、以下の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法： 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法： 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画： 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 県本部： 沖縄県災害対策本部をいう。
- 5 県現地本部： 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 6 県地方本部： 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 7 県本部長： 沖縄県災害対策本部長をいう。
- 8 県現地本部長： 沖縄県現地災害対策本部長をいう。
- 9 県地方本部長： 沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 10 県医療本部： 沖縄県災害医療本部をいう。
- 11 地域医療本部： 沖縄県地域災害医療本部をいう。
- 12 要配慮者： 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
- 13 避難行動要支援者： 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。
- 14 避難支援等関係者： 消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

第3節 宜野湾市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び地勢

本市は、沖縄本島の中部西海岸、県都那覇市の北東約10kmに位置し、北谷町（北）、北中城村（北東）、中城村（東）、西原町（東南）、浦添市（南）の5市町村と接している。

市の中央部に位置する普天間飛行場を取り囲むように国道58号、国道330号、県道81号線、県道34号線が環状道路網を形成しており、さらに沖縄自動車道の北中城インターチェンジ、西原インターチェンジへも接続が容易な沖縄本島内各方面を結ぶ交通上の重要な地点に位置している。

地勢は比較的海岸線に出入りが少なく、珊瑚礁が発達しており、地形はおおむね平坦であるが、海岸線に対して国道58号以東は台地となっている。

市域は、東西6.1km、南北5.3kmとなっており、南から北にやや長方形をなしている。

2 面積

本市の面積は、19.80km²（令和2年10月1日時点）であるが、そのうち軍用地面積は、5.822km²（令和2年3月末時点）の約1/3を占めている。

3 気象

西側に東シナ海を臨む本市の気候は、海洋の影響を受けた亜熱帯海洋性気候であり、年間を通して温暖で四季の変化が乏しい。

例年10月頃に「新北風」（ミーニシ）が吹きはじめ、季節風が卓越する12月から2月にかけて特に空気が乾燥する。

また、5月中旬から6月下旬にかけて「小満芒種」（スーマン ポースー）と呼ばれる沖縄地方独特の雨期（梅雨）がある。この雨期明けとともに本格的な夏が訪れ、秋にかけて台風期となる。なお、宜野湾市に近い気象観測地点である那覇市における台風による最大風速の記録としては、昭和24年（1949年）6月20日デラ台風による東北東の風49.5m/s、最大瞬間風速は、昭和31年（1956年）9月8日エマ台風による南の風73.6m/sとなっており、台風は早い年には4月から、遅い年には12月に接近することもある。

過去20年間（平成13年～令和2年）の気象状況は、以下のとおりであり、年間降水量は平均2,203.3mm、各年の日最大降水量を平均すると197.4mmとなっている。

また、各年の最高気温、最低気温を平均すると、それぞれ34.2℃、9.9℃となっている。

■過去 20 年間の気象状況

区分 年別	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間(h)
	年間合計	日最大	年平均	最高	最低	年平均風速	最大		年間合計
							風向	風速	
平成13	2,644.0	186.5	23.4	35.6	10.1	5.2	西北西	25.4	1,617.5
14	2,027.0	255.0	23.2	33.3	10.0	5.2	南東	32.2	1,704.0
15	1,457.5	143.0	23.4	35.5	9.5	5.4	西北西	27.4	1,852.0
16	1,926.0	214.5	23.4	33.9	9.9	5.4	西	27.1	1,808.0
17	1,947.5	213.0	23.1	34.6	9.0	5.5	北北西	17.4	1,579.3
18	2,068.0	[100.5]	23.5	35.0	10.2	5.2	南東	21.7	1,620.8
19	2,816.5	427.5	23.5	34.5	10.9	5.4	東南東	33.1	1,759.4
20	1,621.0	138.5	23.4	33.8	10.7	4.9	北	15.9	1,815.1
21	1,864.5	155.0	23.4	34.6	9.3	5.3	東	19.4	1,876.6
22	2,895.5	131.5	23.1	33.2	9.1	5.3	北	21.2	1,502.7
23	2,122.0	225.0	22.9	32.9	8.7	5.4	南南西	35.0	1,602.3
24	2,733.0	174.0	23.0	33.3	11.6	5.5	西北西	41.1	1,538.9
25	2,071.0	204.0	23.3	34.8	10.3	5.3	東	22.0	1,809.0
26	2,584.5	251.5	23.1	33.9	10.6	5.3	南東	33.1	1,760.2
27	1,425.0	157.5	23.6	33.8	9.6	5.2	東	27.0	1,813.8
28	2,368.0	137.5	24.1	33.9	6.1	5.1	南東	20.7	1,757.2
29	1,907.0	206.5	23.6	35.1	10.7	5.0	西北西	22.4	1,646.0
30	2,469.5	184.0	23.5	33.1	9.3	5.3	西南西	34.0	1,876.5
31	2,637.5	156.0	23.9	33.9	12.0	5.2	南東	26.7	1,665.6
令和2年	2,481.0	190.5	23.8	34.7	10.6	5.1	東南東	28.2	1,737.2
平均	2,203.3	197.4	23.4	34.2	9.9	5.3		26.6	1717.1

資料：沖縄気象台（那覇）

注：[]付きの値は資料不足値（統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。）を意味する。

注：日最大降水量、最高気温、最低気温、最大風速は各年の1位の値であり、下段はその平均値である。

第2 社会的条件

1 人口

令和2年現在の人口は約10万人であり、5年前から約4%増加している（県全体の人口伸び率を僅かに上回っている）。

また、令和2年の高齢化率（65歳以上人口÷総人口）は、18.9%と県平均22.1%を下回っているものの、平成27年の16.6%と比べると着実に人口の高齢化は進んでいる。

項目	宜野湾市				沖縄県			
	平成22年	平成27年	令和2年	伸び	平成22年	平成27年	令和2年	伸び
総人口 (人)	91,928	96,243	100,125	1.04	1,392,818	1,433,566	1,467,480	1.02
男性 (人)	44,720	47,022	48,826	1.04	683,328	704,619	722,812	1.03
女性 (人)	47,208	49,221	51,299	1.04	709,490	728,947	744,668	1.02
65歳以上 (人)	13,428	15,950	18,925	1.19	240,507	275,666	324,708	1.18
高齢化率	14.6%	16.6%	18.9%	2.3pt	17.3%	19.2%	22.1%	2.9pt

資料：国勢調査

2 住居状況

令和2年における本市の住居状況別の世帯数と構成比は、以下のとおりであり、共同住宅3～5階建（44.9%）、一戸建（30.7%）が特に多く、以下、共同住宅6～10階建（13.4%）、共同住宅1・2階建（8.1%）と続いている。

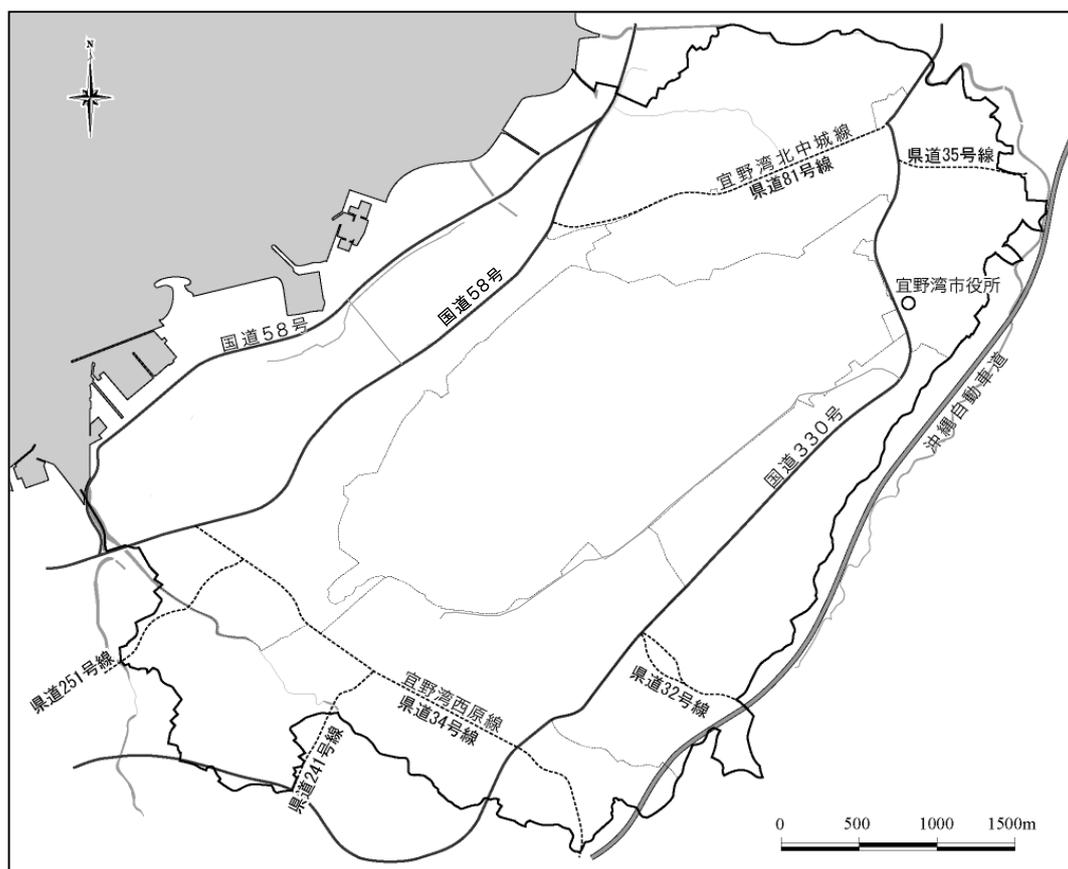
	一戸建	長屋建	共同住宅 1・2階建	共同住宅 3～5階建	共同住宅 6～10階建	共同住宅 11階建 以上	その他	住宅に住 む一般世 帯数
世帯数 (世帯)	13,484	218	3,538	19,699	5,897	992	51	43,879
構成比 (%)	30.7	0.5	8.1	44.9	13.4	2.3	0.1	100.0

資料：令和2年国勢調査

3 交通事情

市における道路交通体系については、国道58号、国道58号宜野湾バイパス、国道330号、県道81号線、県道34号線等が通り、沖縄本島内の各方面を結ぶ交通の要所になっている。

■道路図



第4節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、本市の気象、地勢などの特性並びに過去において発生した各種の災害状況等を勘案のうえ、以下に掲げる規模の災害（災害救助法適用程度の大規模災害を想定）が、今後、市域で発生することを想定することとした。

第1 風水害の災害想定

1 台風

沖縄県が想定している大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本市においても同規模の風水害を想定する。ただし、現在の社会状況などから死傷者、住宅などの被害数は変動することを考慮する。

(1) 昭和32年（1957年）台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年（1957年）9月25日、26日
最大風速	47.0 m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4 m/s（那覇）
降水量	70.7 mm（那覇、25日～26日）
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

(2) 昭和41年（1966年）台風第18号 コラ（第2宮古島台風）

襲来年月日	昭和41年（1966年）9月5日
最大風速	60.8 m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3 m/s（宮古島）
降水量	297.4 mm（宮古島、3日～6日）
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

(3) 平成15年（2003年）台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年（2003年）9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1 m/s（宮古島）
降水量	470.0 mm（宮古島、10日～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

2 高潮（浸水想定）

平成18年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書によると、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定し、波浪と高潮による浸水区域が以下のとおり予測されている。

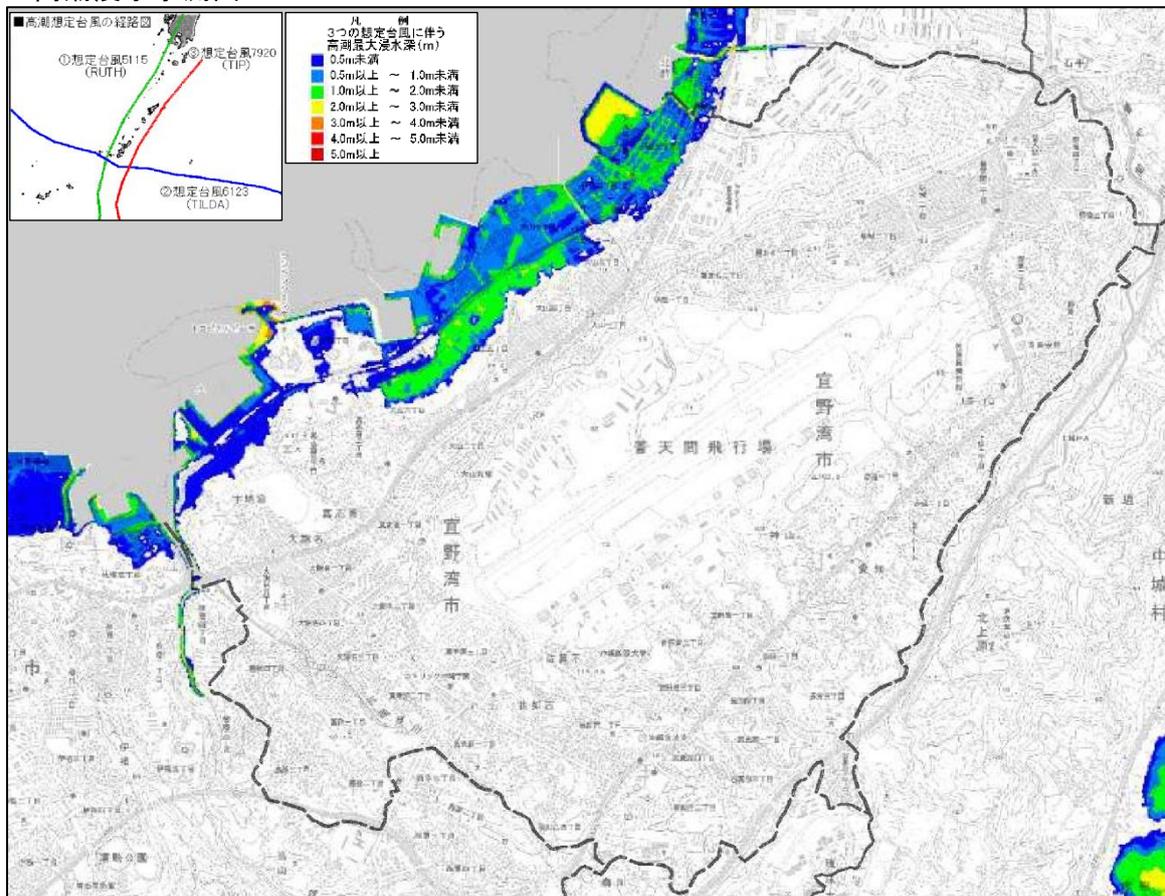
参考資料 1-3 海岸保全区域

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸部	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸によって広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

資料：沖縄県地域防災計画

■高潮浸水予測図



資料：平成18年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書

3 土砂災害

本市域内には、22箇所の急傾斜地崩壊危険箇所が分布し、いずれも土砂災害警戒区域に指定されており、これらの危険箇所における表層崩壊を想定する。

なお、中城村に分布する地すべり危険箇所に本市域の一部が含まれており、土砂災害警戒区域に指定されている。

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料 1-2 地すべり危険箇所

第2 地震・津波の災害想定

1 想定地震

平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査報告書によると、沖縄県の陸地部及び周辺海域で想定される 20 ケースの大規模地震を対象に各種被害予測を行った結果、沖縄本島南東沖地震 3 連動（マグニチュード 9.0）が、最も大きな被害を及ぼす可能性があるとしている。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	前回調査(平成21年度)より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい(6強)	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成 23・24 年度津波被害想定調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい(6弱)	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい(6強)	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい(6強)	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい(6弱)	
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい(6強)	
八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい(6強)	
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	

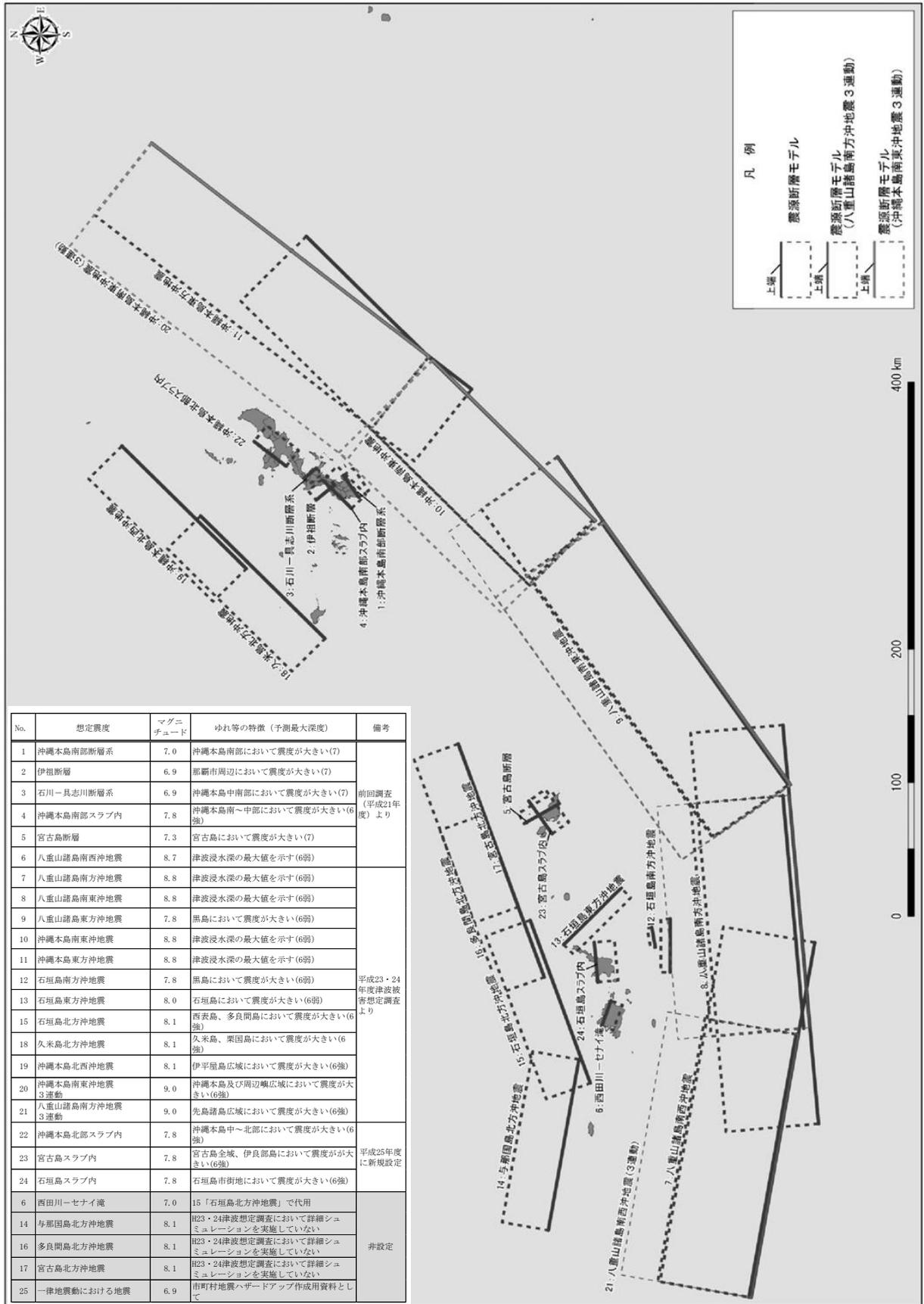
※網掛け部は、宜野湾市に被害をもたらす地震

第1章 総則
第4節 災害の想定

■地震・津波被害量予測一覧（沖縄県全体）

想定地震	死者 [人] (津波)	重傷者 [人] (津波)	軽傷者 [人] (津波)	避難者 (避難所内)[人]		全壊 [棟] (津波)	半壊 [棟] (津波)	断水 [人]	都市 ガス 停止 [戸]	下水道 被害 [人]	停電 [軒]	通信 機能 障害 [回線]
				直後	1週間 後							
沖縄本島南部断層系 による地震	173	1,261	5,903	17,153	35,885	13,610	30,639	242,587	22,438	204,106	59,729	36,087
伊祖断層による地震	147	1,277	6,133	17,534	38,406	13,375	32,499	290,955	27,177	217,921	51,690	37,512
石川-具志川断層系 による地震	184	1,282	5,826	16,114	28,171	14,614	29,531	200,213	1,851	201,988	54,942	24,169
沖縄本島南部スラブ内 地震	453	3,091	12,643	36,957	87,542	32,782	62,606	640,165	52,699	264,554	128,162	78,275
宮古島断層による地震	26	263	922	2,397	3,462	2,648	4,073	23,652	0	3,876	7,081	4,711
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	169 (159)	416 (307)	625	394	329 (140)	834 (158)	196	0	4,477	1,204	626
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	472 (461)	1,039 (893)	1,430	1,063	922 (721)	1,324 (446)	1,080	0	4,821	2,986	1,341
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	681 (656)	1,880 (1,273)	5,381	2,648	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	897	143,117	1,027	617
沖縄本島南東沖地震	9,418 (9,349)	29,943 (29,362)	60,907 (56,830)	141,097	103,560	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	53,000	590,562	152,967	99,103
沖縄本島東方沖地震	6,337 (6,269)	19,178 (18,630)	40,181 (36,045)	81,377	80,288	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	8,112	276,396	110,047	53,533
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	3,004 (2,986)	5,902 (5,788)	16,992	6,138	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	0	9,178	11,959	11,001
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	3,277 (3,223)	6,523 (6,240)	18,546	7,865	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	0	13,510	15,541	13,872
石垣島北方沖地震	122 (118)	602 (560)	1,396 (1,084)	4,940	1,200	686 (188)	2,698 (931)	882	0	5,839	3,580	2,478
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	8,135 (7,980)	16,671 (15,472)	79,118	32,781	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	53,000	542,089	42,411	39,928
沖縄本島北西沖地震	641 (630)	3,817 (3,767)	8,177 (7,304)	21,632	10,092	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	1,150	195,186	13,196	6,983
沖縄本島南東沖地震 3連動	11,340 (11,109)	37,781 (35,846)	78,633 (69,179)	178,501	152,397	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	53,000	629,135	223,506	137,860
八重山諸島南方沖地震 3連動	2,432 (2,414)	4,800 (4,631)	10,416 (8,959)	27,117	17,970	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	2,131	183,779	23,571	19,129
沖縄本島北部 スラブ内地震	182	1,366	7,367	19,008	59,258	14,791	40,291	518,909	9,924	233,564	80,778	42,664
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1,987	2,811	1,995	3,958	18,276	0	5,269	5,872	3,906
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1,383	1,166	1,163	2,920	412	0	5,219	5,909	4,180

■想定地震の震源位置



2 本市における地震被害想定

想定地震のうち最大規模の沖縄本島南東沖地震3連動（マグニチュード9.0）が発生した場合の本市における被害想定結果は、以下のとおりと予測されている。

(1) 震度（地震動）

市域のほとんどが「震度6弱」の震度分布域に含まれており、一部（面積比1.4%の市域）では「震度6強」の揺れが予想される。

■想定地震による本市の震度（地震動）

	最大値	最小値	平均値	震度 面積割合						
				7	6強	6弱	5強	5弱	4	3以下
沖縄本島南部断層系	5.9	5.2	5.4	0.0%	0.0%	29.2%	70.8%	0.0%	0.0%	0.0%
伊祖断層	6.3	5.6	5.9	0.0%	15.1%	84.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石川・具志川断層	6.2	5.3	5.6	0.0%	0.1%	79.7%	20.2%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島南部スラブ内	6.1	5.8	5.9	0.0%	18.6%	81.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
八重山諸島南東沖	5.2	4.9	5.0	0.0%	0.0%	0.0%	18.6%	81.4%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖	5.7	5.5	5.5	0.0%	0.0%	40.4%	59.6%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島東方沖	5.7	5.5	5.5	0.0%	0.0%	21.2%	78.8%	0.0%	0.0%	0.0%
久米島北方沖	5.3	5.0	5.1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島北西沖	5.3	5.0	5.1	0.0%	0.0%	0.0%	99.8%	0.2%	0.0%	0.0%
沖縄本島南東沖3連動	6.0	5.8	5.8	0.0%	1.4%	98.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
八重山諸島南方沖3連動	5.3	5.0	5.1	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
沖縄本島北部スラブ内	5.9	5.6	5.7	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 液状化危険度

沿岸部など、市域の約19%にあたる範囲が、液状化の危険性が極めて高い区域（PL値が15以上）であると予測されている。

■想定地震による本市の液状化危険度

	最大値	最小値	平均値	液状化(PL値) 面積割合			
				15<PL	5<PL≤15	0<PL≤5	PL=0
沖縄本島南部断層系	17.0	0.0	2.8	0.1%	18.5%	2.3%	79.1%
伊祖断層	19.8	0.0	3.8	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
石川・具志川断層	19.6	0.0	3.3	15.9%	2.7%	2.3%	79.1%
沖縄本島南部スラブ内	22.1	0.0	4.3	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
八重山諸島南東沖	14.0	0.0	2.7	0.0%	18.6%	2.3%	79.1%
沖縄本島南東沖	20.0	0.0	3.9	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
沖縄本島東方沖	19.9	0.0	3.9	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
久米島北方沖	15.8	0.0	3.1	18.4%	0.1%	2.3%	79.1%
沖縄本島北西沖	15.4	0.0	3.0	8.6%	10.0%	2.3%	79.1%
沖縄本島南東沖3連動	21.9	0.0	4.3	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
八重山諸島南方沖3連動	15.8	0.0	3.1	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%
沖縄本島北部スラブ内	21.0	0.0	4.1	18.6%	0.0%	2.3%	79.1%

※ 算出されたPL値による液状化危険度の4区分

- 15<PL 液状化の危険度が極めて高い
- 5<PL≤15 液状化の危険度が高い
- 0<PL≤5 液状化の危険度は低い
- PL=0 液状化の危険度はかなり低い

(3) 地震土砂災害

本市域内では、地震に伴う山腹崩壊の危険箇所は存在しないが、急傾斜地崩壊危険箇所が22箇所分布し、このうち2箇所が急傾斜地崩壊危険区域、22箇所全てが土砂災害警戒区域に指定されている（危険度ランクA：18箇所、B：4箇所）。

なお、中城村に分布する地すべり危険箇所に本市域の一部が含まれており、土砂災害警戒区域に指定されている。

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

参考資料 1-2 地すべり危険箇所

(4) その他の被害量

沖縄本島南東沖地震3連動では、下水道・電力施設への被害や、避難所への避難者数が最も大きくなることが予測されている。なお、建物被害や人的被害については、3連動ケースよりも、沖縄本島南部スラブ内地震の方がやや大きくなることが予測されている。

■想定地震による本市の被害量

			沖縄本島南部断層系	伊祖断層	石川・具志川断層	沖縄本島南部スラブ内	八重山諸島南東沖	沖縄本島南東沖	沖縄本島東方沖	久米島北方沖	沖縄本島北西沖	沖縄本島南東沖3連動	八重山諸島南方沖3連動	沖縄本島北部スラブ内
建物被害(軒)	全壊	地震	334	1,588	889	1,735	30	486	460	140	58	1,396	137	763
		津波	0	0	0	0	0	939	0	1,579	0	679	0	0
	半壊	地震	1,358	3,512	2,391	3,815	228	1,573	1,610	374	375	3,235	477	2,304
		津波	0	0	0	0	0	640	0	242	0	707	0	0
人的被害(人)	死者数	地震	3	15	8	16	0	3	5	1	1	11	1	8
		津波	0	0	0	0	0	12	0	11	0	11	0	0
	負傷者数	地震	287	864	551	943	41	331	344	63	67	785	83	515
		津波	0	0	0	0	0	231	0	162	0	216	0	0
	要救助者数	地震	127	625	341	686	2	162	153	17	5	544	19	279
		津波	0	0	0	0	0	2,235	0	2,513	0	2,109	0	0
		津波に伴う要搜索者	0	0	0	0	0	243	0	174	0	226	0	0
ライフライン被害[直後]	上水道	断水人口	374	20,934	3,178	33,084	0	8,116	4,392	5,866	93	31,776	93	12,243
	下水道	支障人口	16,565	20,898	18,946	21,134	10,390	83,595	16,612	83,595	15,322	83,595	15,518	19,994
	電力	停電軒数	912	6,401	4,331	6,620	0	5,459	1,215	6,697	0	8,145	0	3,928
	通信施設	不通回線	593	4,308	2,889	4,437	0	5,272	800	6,847	0	6,486	0	2,605
避難所内避難者数(人)[1日後]			387	1,289	801	1,404	55	2,483	484	2,293	93	3,071	144	734

※網掛け部は、最大値

3 本市における津波被害想定

(1) 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などに基づき、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して下表のモデルが設定され、浸水区域等が予測されている（津波浸水想定結果は総-16）。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度) 津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	モーメント マグニチュード
①	沖縄本島北方沖 (C01)	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖 (B04E)	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖 (C02)	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖 (C04W)	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖 (D06N)	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖 (C05E)	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1 (C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2 (NM11)	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖 (IM00)	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	地すべりを想定
⑫	石垣島北西沖 (A03N)	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖 (A01N)	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7.9

(2) 最大クラスの津波 (H24年度の想定)

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている(津波浸水想定結果は総-17)。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度) 津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	モーメント マグニチュード
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ※		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 ※		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	地すべりを想定
⑦	石垣島東方沖地震 ※		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※ ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したもの。

- (3) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく H26 年度の想定）
平成 24 年度の津波浸水想定以後の新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等が予測されている（津波浸水想定結果は総-18）。なお、この予測結果は、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	モーメント マグニチュード
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ※	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ※	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ※	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	地すべりを想定
⑨	石垣島東方沖地震 ※	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

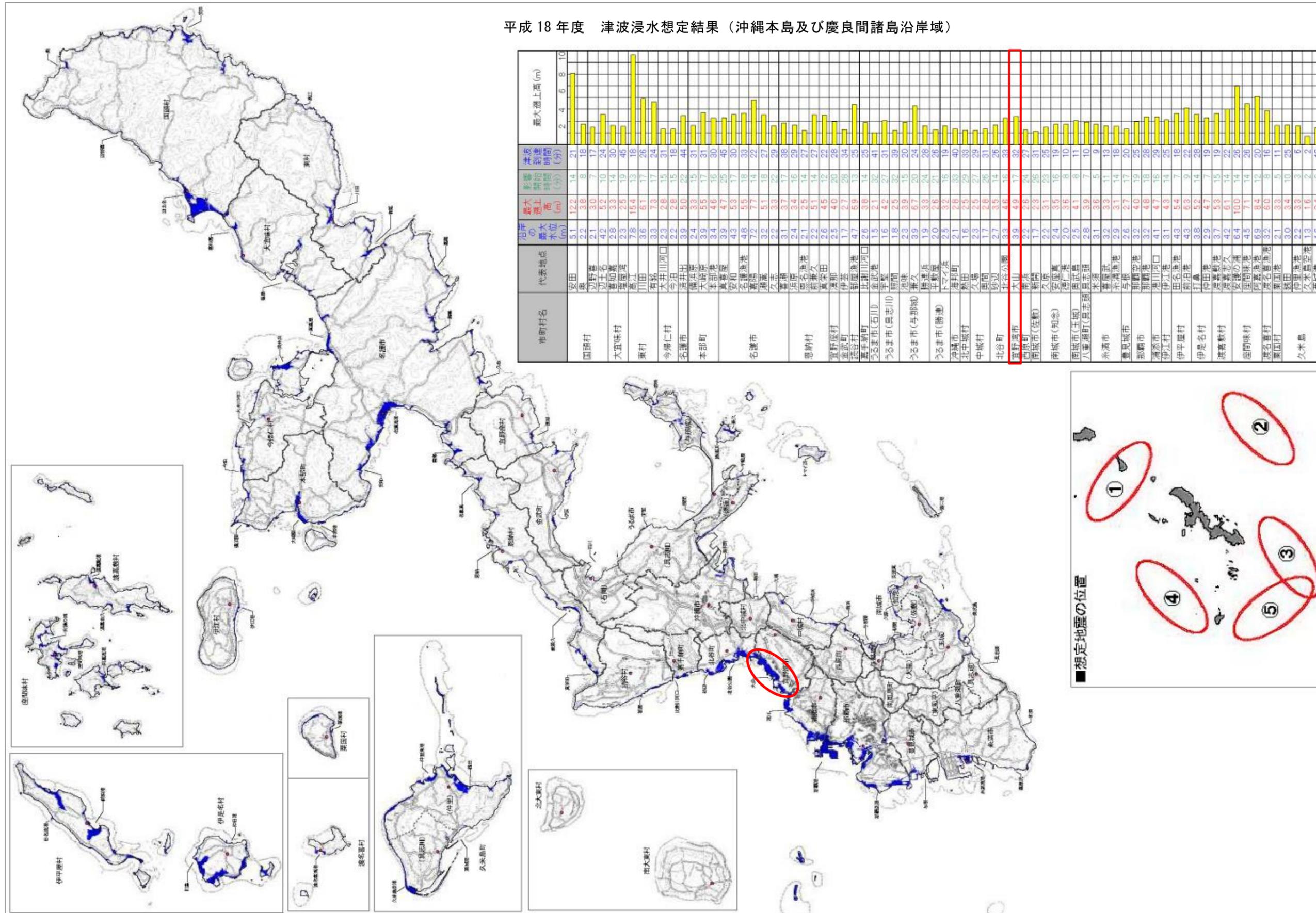
※ ② ⑧ ⑨は、1771 年八重山地震の規模を再現。⑤は、1791 年の地震の再現モデル

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

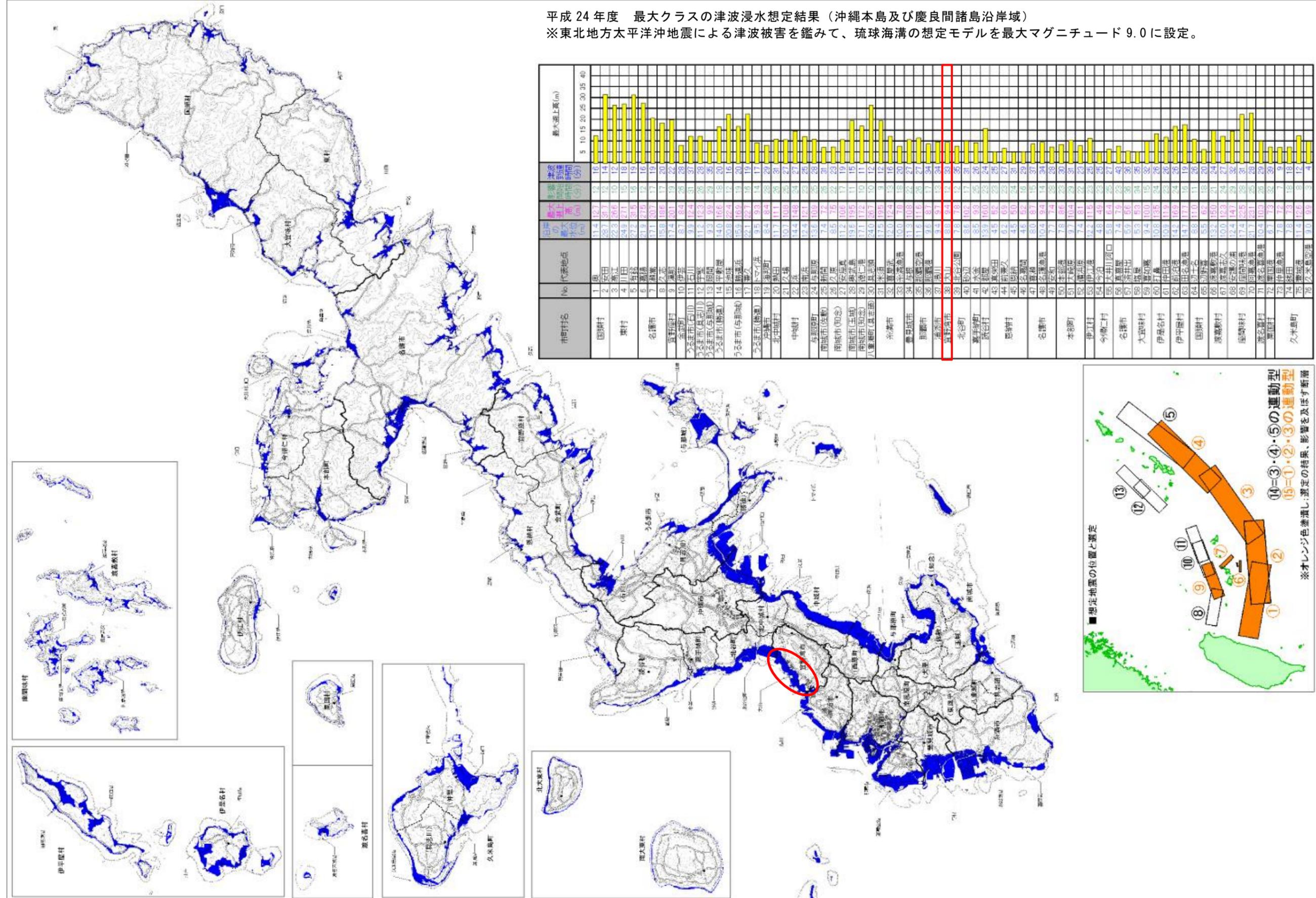
- 「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
- 「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間
- 「津波到達時間」：津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
- 「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

■切迫性の高い津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

平成18年度 津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

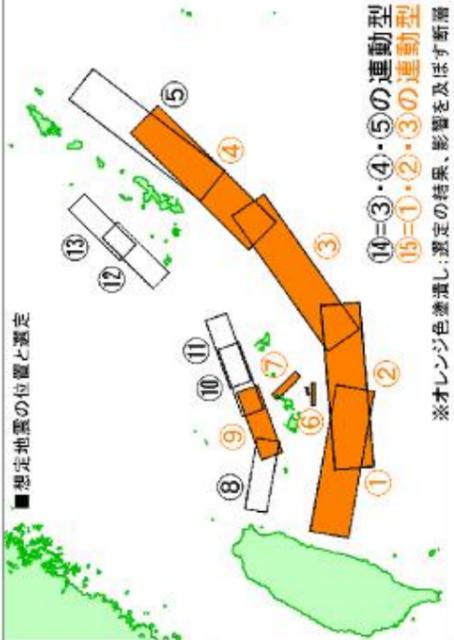


■最大クラスの津波浸水想定結果（H24年度想定・沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）



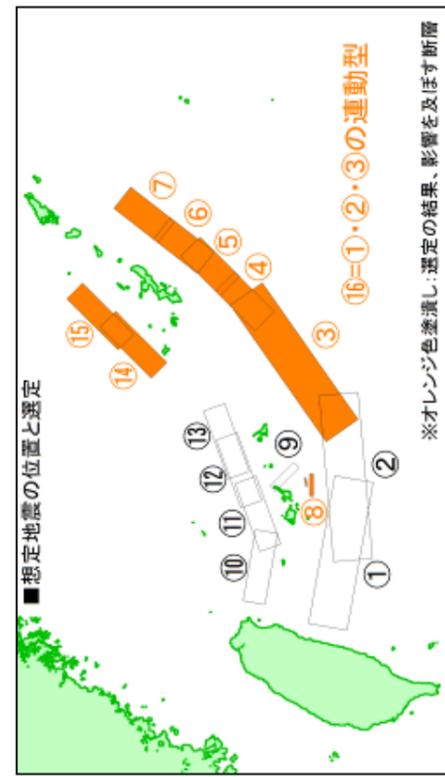
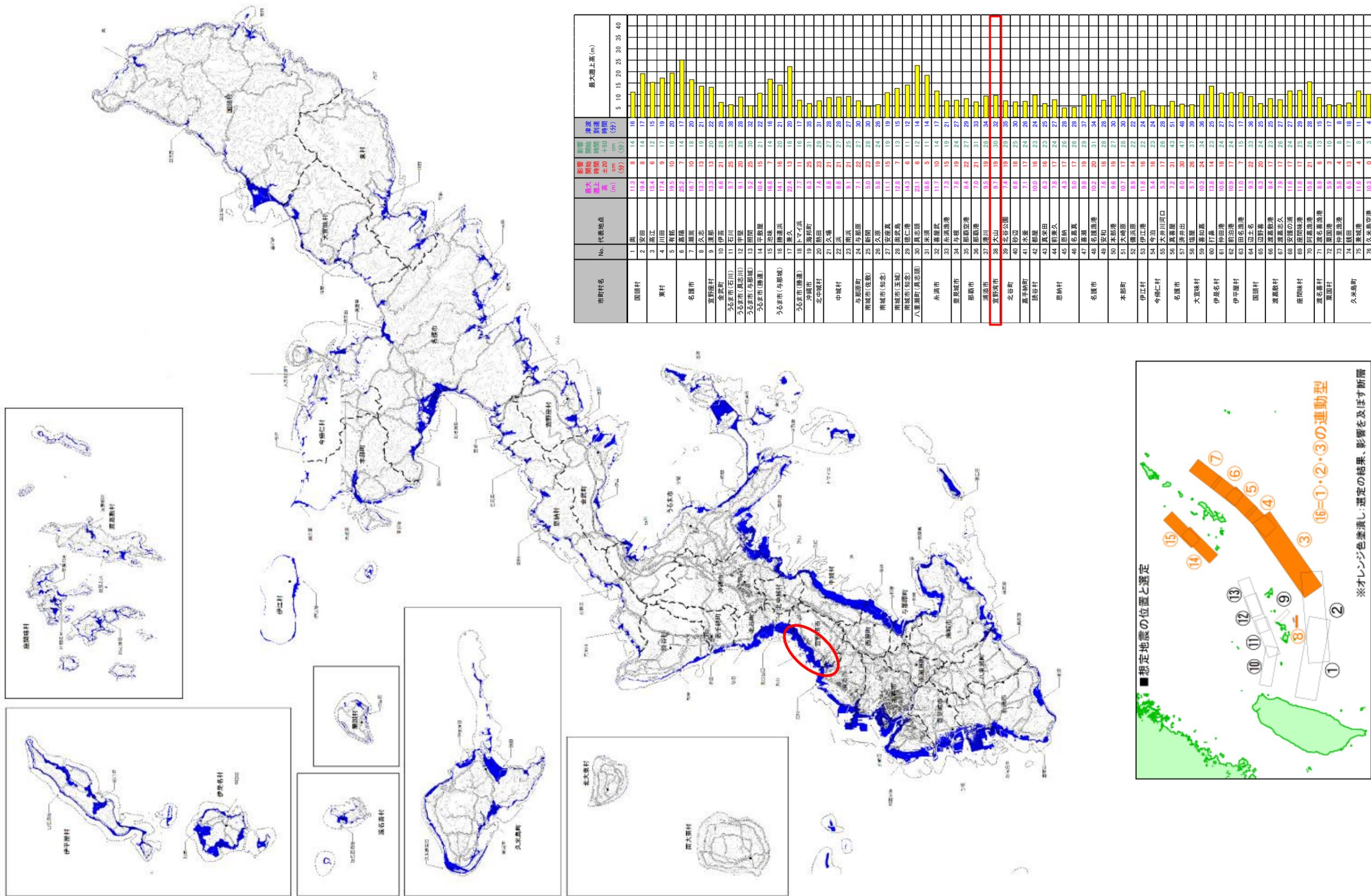
平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）
 ※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。

市町村名	No.	代表地点	旧岸 の 最大 浸水 高 (m)	最大 浸水 高 (m)	浸水 到達 時間 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大浸水高(m)										
							5	10	15	20	25	30	35	40			
国頭村	1	国	11.4	12.1	12	16											
東村	2	安田	28.7	35.1	13	14											
	3	高江	22.3	26.6	10	12											
	4	川田	24.9	27.1	15	18											
	5	野路	27.2	31.5	16	19											
	6	高橋	21.9	27.5	12	16											
	7	瀬尾	17.1	20.7	17	19											
	8	久高	15.9	18.6	17	20											
	9	瀬田	17.4	20.1	19	22											
	10	伊佐	8.7	8.4	26	28											
	11	石川	9.9	12.4	31	37											
	12	宇嘉	11.2	12.3	26	28											
	13	石原	9.3	9.9	29	36											
	14	平敷	14.0	16.6	12	20											
	15	津波	20.8	22.4	12	16											
	16	勝連	15.9	16.9	19	20											
	17	喜久	22.1	22.7	16	19											
	18	三宅	9.5	9.3	14	17											
	19	志多	8.4	8.4	26	29											
	20	北中城	11.7	11.1	26	31											
	21	久保	10.7	10.8	25	27											
	22	津	14.4	14.8	24	27											
	23	南庄	12.4	12.1	23	25											
	24	与那原	13.6	10.9	26	28											
	25	新間	7.4	7.2	26	31											
	26	久原	8.5	7.8	22	23											
	27	安里	11.2	10.6	17	19											
	28	奥武島	19.6	19.5	11	15											
	29	徳仁	17.1	17.2	10	11											
	30	具志堅	24.0	26.7	10	12											
	31	米津	17.9	19.9	9	12											
	32	平家	12.0	12.4	13	16											
	33	平家	10.0	7.8	18	20											
	34	与根	11.3	10.8	22	27											
	35	前庭	11.6	11.6	26	27											
	36	前庭	9.6	9.3	17	24											
	37	志川	9.4	9.3	13	24											
	38	志川	8.8	8.4	15	24											
	39	北谷	7.8	7.8	12	35											
	40	北谷	8.6	10.2	17	31											
	41	水金	8.5	9.3	25	26											
	42	前庭	13.9	10.0	23	24											
	43	真栄田	4.5	5.2	23	25											
	44	前庭	6.2	6.9	23	27											
	45	恩納	4.5	5.0	24	31											
	46	恩納	4.6	5.2	16	29											
	47	名護	8.0	8.7	15	37											
	48	名護	10.4	8.4	14	34											
	49	名護	7.7	7.4	28	28											
	50	本郷	7.8	8.6	23	30											
	51	本郷	9.7	10.4	29	31											
	52	本郷	7.4	8.1	22	23											
	53	伊江	12.2	11.6	23	26											
	54	今帰	4.8	4.9	23	25											
	55	大井	5.8	6.4	25	27											
	56	真栄	7.4	7.9	23	49											
	57	真栄	5.9	5.6	36	36											
	58	伊波	5.3	5.3	34	35											
	59	伊波	9.4	10.0	15	32											
	60	伊波	10.8	15.5	24	26											
	61	伊波	10.9	11.9	23	26											
	62	伊波	14.2	16.9	24	26											
	63	伊波	14.7	17.1	16	19											
	64	伊波	5.8	11.0	11	26											
	65	伊波	5.5	6.2	18	20											
	66	伊波	13.2	15.0	21	24											
	67	伊波	10.0	12.3	24	27											
	68	伊波	12.4	14.7	29	32											
	69	伊波	17.4	22.5	28	31											
	70	伊波	21.7	23.1	28	28											
	71	伊波	10.4	10.9	26	29											
	72	伊波	6.7	7.3	32	39											
	73	伊波	7.8	7.2	7	9											
	74	伊波	7.8	7.3	15	18											
	75	伊波	11.4	15.6	9	12											
	76	伊波	3.0	3.9	3	4											

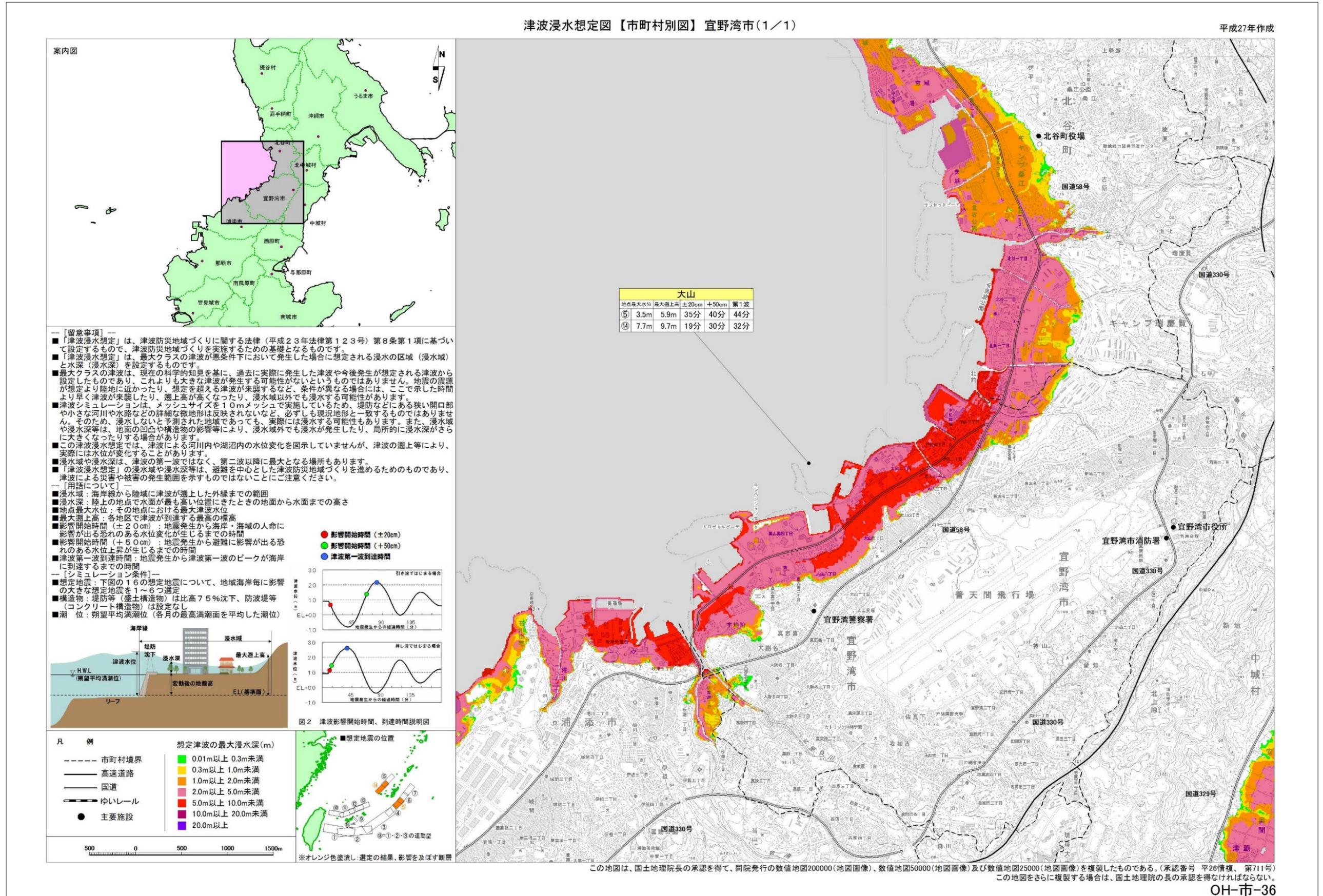


■最大クラスの津波浸水想定結果（H26年度想定・沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）
 ※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。



■「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定図



第3 過去の地震災害履歴

沖縄県に被害を及ぼした主な地震を以下に掲載する。

■沖縄県における昭和以降の被害地震・津波

年月日	震源地	M	概要
昭22. 9. 27	与那国島近海	7.4	石垣島で死者1人、コンクリート栈橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり。 西表島では死者4人、地割れ、落石あり。
昭33. 3. 11	石垣島近海	7.2	「石垣島北東沖地震」死者2人、負傷者4人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の陥没、護岸や栈橋の亀裂、破損、道路や橋りょうの陥没・決壊などがあった。
昭35. 5. 23	チリ沖	Mw 9.5	「チリ地震津波」津波が日本沿岸に24日02時30分頃到達。沖縄では死者3人、負傷者2人、住家全壊20、半壊79、床上浸水672、床下浸水813、橋梁破壊9か所、道路決壊11か所等の被害があった。 沖縄での津波は大浦湾の杉平で最も大きく332cm、那覇港では約50cmであった。
昭41. 3. 13	与那国島近海	7.3	与那国島で死者2人、家屋全壊1、半壊3、石垣崩壊23、道路・水田・壁等に多少の被害。 沖縄と九州西海岸に小津波あり。
昭61. 11. 15	台湾付近	7.8	津波あり、宮古島30cm、石垣島14cm、那覇14cm
平3.1~平6.4	西表島近海	5.1	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣倒壊、落石などの被害あり。
平5. 8. 8	マリアナ諸島	8.0	那覇9cm、宮古島で13cmの津波を観測。
平7. 7. 30	チリ北部	7.3	那覇9cm、宮古島で9cmの津波を観測。
平8. 2. 17	ニューギニア付近	8.1	那覇26cm、宮古島26cm、石垣島15cmの津波を観測。
平10. 5. 4	石垣島南方沖	7.7	那覇3cm、宮古島10cm未満、石垣島10cm未満、与那国島2cmの津波を観測。
平10. 7. 17	ニューギニア付近	7.1	那覇4cm、宮古島数cm程度、石垣島数cm程度、与那国島数cm程度、与那国島久部良4cmの津波を観測。
平22. 2. 28	チリ中部沿岸	Mw8.8	那覇24cm、南城市安座真34cm、与那国島8cm、石垣島20cm、宮古島43cm、南大東島8cmの津波を観測。
平23. 3. 11	東北地方太平洋沖	Mw9.0	東日本大震災。那覇60cm、南城市安座真37cm、与那国島14cm、石垣島23cm、宮古島65cm、南大東島19cmの津波を観測。
平25. 2. 6	サンタクルーズ諸島	Mw7.9	南大東島3cm、石垣島6cm、与那国島5cm、宮古島7cmの津波を観測。
平27. 9. 17	チリ中部沿岸	Mw8.3	那覇10cm、南城市安座間11cm、石垣島10cm、与那国島4cm、宮古島13cmの津波を観測。

資料：沖縄気象台

※ M：マグニチュード。地震の規模を表す数値。

※ Mw：モーメントマグニチュード。マグニチュードの一種（計算方法が異なる）。

■ 宜野湾市野嵩の震度別地震回数表

(各年1月～12月)

震度	震度 1	震度 2	震度 3	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7	合計
平成 15 年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成 16 年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成 17 年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成 18 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 19 年	6	2	0	0	0	0	0	0	0	8
平成 20 年	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4
平成 21 年	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 22 年	4	5	0	1	0	0	0	0	0	10
平成 23 年	4	4	0	1	0	0	0	0	0	9
平成 24 年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 25 年	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6
平成 26 年	10	3	1	0	0	0	0	0	0	14
平成 27 年	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
平成 28 年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成 29 年	10	1	1	0	0	0	0	0	0	12
平成 30 年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成 31 年 令和元年	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
令和 2 年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	82	23	3	2	0	0	0	0	0	110

※沖縄県整備の震度計は、平成 15 年 3 月 10 日より気象庁で発表開始。

資料：気象庁

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

宜野湾市及び当該地域を管轄する公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱はおおむね以下のとおりである。

第1 宜野湾市

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 宜野湾市消防本部

- (1) 水防、消防その他応急措置
- (2) 救助、救出活動及び避難の誘導
- (3) 住民への警報等の伝達

第2 沖縄県

1 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備

- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助、その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

2 中部土木事務所

所管にかかる施設（道路、橋りょう、河川、海岸保全施設、急傾斜地等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

3 中部農林土木事務所

所管にかかる施設（道路、用排水、農業用ダム海岸保全施設、漁港、畑地かんがい施設、圃場等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導

4 沖縄県警察・宜野湾警察署

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
- (4) 交通規制・交通管制
- (5) 遺体の見分・検視
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

5 沖縄県立中部病院

災害時における医療及び助産の実施

6 中部保健所

災害時における管内保健衛生対策及び指導

第3 国

1 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び調整
 - イ 災害時における他管区警察局との連携
 - ウ 管内各警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整
 - エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整
 - オ 災害時における警察通信の運用
 - カ 津波警報等の伝達
- (2) 沖縄総合事務局
 - ア 総務部
 - (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整
 - (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括
 - イ 財務部
 - (ア) 地方公共団体に対する災害融資
 - (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
 - (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
 - (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
 - ウ 農林水産部
 - (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
 - (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
 - (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
 - (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策
 - エ 経済産業部
 - (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
 - (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務
 - オ 開発建設部
 - (ア) 直轄国道に関する災害対策
 - (イ) 直轄ダムに関する警報などの発令伝達及び災害対策
 - (ウ) 直轄港湾災害復旧事業に関する災害対策
 - (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
 - (オ) 大規模土砂災害における緊急調査
 - カ 運輸部
 - (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策
 - (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
 - (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整
- (3) 九州厚生局沖縄分室
 - ア 災害時における国立病院における医療、助産、救護の指示調整

- イ 災害時における負傷者などの国立病院における医療、助産、救護の指示調整
- (4) 沖縄森林管理署
 - ア 国有林野の保安林、治山事業等の管理及び整備
 - イ 災害応急用材の需給対策
 - ウ 国有林における災害復旧
 - エ 林野火災防止対策
- (5) 沖縄防衛局
 - ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (6) 那覇産業保安監督事務所
 - 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保
- (7) 那覇空港事務所
 - 飛行場及びその周辺における航空機に関する事故、その他飛行場における事故に関する消火及び救助
- (8) 第十一管区海上保安本部・那覇海上保安部
 - ア 警報等の伝達に関すること
 - イ 情報の収集に関すること
 - ウ 海難救助等に関すること
 - エ 緊急輸送に関すること
 - オ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること
 - カ 物資の無償貸与又は譲与に関すること
 - キ 流出油等の防除に関すること
 - ク 海上交通安全の確保に関すること
 - ケ 警戒区域の設定に関すること
 - コ 治安の維持に関すること
 - サ 危険物の保安措置に関すること
- (9) 沖縄气象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。

- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 宜野湾市その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設等）
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策
- イ 災害に関連した失業者の雇用対策

2 自衛隊（陸上自衛隊那覇駐屯地、海上自衛隊沖縄基地隊）

(1) 災害派遣の準備

- ア 災害に関する情報の収集
- イ 災害派遣に関する計画の整備
- ウ 災害派遣に関する準備の実施
- エ 災害即応体制の維持向上
- オ 防災訓練などへの参加

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のために緊急に部隊などを派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施
- イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与（総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）

第4 その他の機関

1 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)
移動通信施設の保全と重要通信の確保

- (3) 日本銀行那覇支店
 - ア 銀行券の発行及び通貨・金融の調整
 - イ 資金決済の確保による信用秩序の維持
- (4) 日本赤十字社沖縄県支部
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整の実施
 - ウ 義援金品の募集及び配分の協力
 - エ 災害時における血液製剤の供給
- (5) 日本放送協会沖縄放送局
 - 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路(株)沖縄管理事務所
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便(株)沖縄支社（各郵便局）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

2 指定地方公共機関

- (1) (一社)沖縄県（中部地区）医師会
 - 災害時における医療、助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会
 - 災害時における医療及び看護活動（助産を含む）の実施
- (3) (一社)沖縄県バス協会
 - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
 - イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 琉球海運(株)
 - 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)
災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)
災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (8) (一社)沖縄県婦人連合会
災害時における女性の福祉の増進
- (9) 沖縄セルラー電話(株)
電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (10) (一社)沖縄県薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること
- (11) (社福)沖縄県社会福祉協議会
 - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (12) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
 - ア 観光危機への対応に関すること。
 - イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
- (13) (公社)沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (14) 沖縄テレビ放送(株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。
- (15) 琉球放送(株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。
- (16) 琉球朝日放送(株)
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。
- (17) (株)ラジオ沖縄

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

(18) (株)エフエム沖縄

気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報に関すること。

(19) (一社)沖縄県歯科医師会

災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

3 その他防災上重要な施設管理者、団体等

(1) 宜野湾市自治会長会

災害時における地域住民の状況把握と市本部との協力

(2) 管内ガス充填所

ガス供給施設整備と防災管理

(3) 報道機関

災害状況及び災害対策に関する広報

(4) 自主防災組織

地域の防災対策の実施並びに災害時における地域住民の救助・避難支援及び市本部との協力

(5) 宜野湾市災害時要援護者避難支援対策協議会

災害時における要配慮者の救助・避難支援

(6) 青年連合会・婦人会等

災害時における市本部との協力

(7) 農業協同組合

漁業協同組合

農林水産業関係団

- ア 市が行う農水関係の被害調査及び応急対策
- イ 農水・水産等の災害応急対策についての指導
- ウ 被災農家に対する融資又はその斡旋
- エ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧
- オ 飼料・肥料等の確保対策

(8) 商工会等

ア 市が行う商工業関係被害調査・融資希望者のとりまとめ及び融資の斡旋等の協力

イ 災害時における物資安定についての協力

ウ 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力及びこられの斡旋

(9) 社会福祉協議会

被災者の救援、ボランティアの受入れ、その他市が実施する応急対策についての協力

- (10) 民生委員・児童委員
災害時における避難行動要支援者等の要配慮者の把握及び避難支援体制の協力
- (11) 一般運送業者
災害時における緊急輸送の協力
- (12) 一般建築・土木業者
災害時における応急復旧の協力
- (13) 危険物関係施設の管理者
 - ア 災害時における危険物の保安措置及び周辺住民の安全確保
 - イ 危険物関係施設に係る防災訓練の実施
- (14) (一社)沖縄県産業廃棄物協会
災害廃棄物処理についての協力に関すること。
- (15) (公社)沖縄県環境整備協会
災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。

第6節 市民等の責務

宜野湾市民及び市内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は以下のとおりとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

第1 想定の方針

1 想定災害

(1) 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

ア これまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第4節に示すもの。

イ 歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすもの。平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や明和8年（1771年）八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

(2) 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」と言う。）に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、幹線道路上での大規模事故も想定していく必要がある。

第2 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も以下の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲に大きな相違が生じ得るなど地域差が大きいことを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等を原因とする津波もあり得ることにも留意する。

第3 防災計画の考え方

市は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要があるが、検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

1 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や緊急避難場所・避難所等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

2 地域の社会構造の変化への対応

ア 高齢者・障がい者等の要配慮者の増加、観光客・外国人の増加、情報通信や交通ネットワークへの依存度増大、生活者の多様な視点への配慮等、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、十分な対応を図るよう検討する。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、建築物や道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

3 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

4 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本市において発生の可能性があ

る複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

防災対策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関と住民・事業者等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、各段階における基本方針を、以下のとおり設定する。

1 周到かつ十分な「災害予防対策」

- ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進する。
- イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 迅速かつ円滑な「災害応急対策」

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- ウ 防災関係機関は、災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

3 適切かつ速やかな「災害復旧・復興対策」

発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

4 その他（各段階共通）

市は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 市防災計画の修正（見直し）

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討（実際の災害対応や防災訓練等を通じた内容の検証）を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、市は、関係ある事項について修正しようとする場合は、計画修正案を宜野湾市防災会議（総務部市民防災室）に提出する。

修正（見直し）にあたっては、他の防災関連計画や防災関連法令との整合性についても、適宜、チェックを行うものとする。

なお、計画の修正等にあたっては、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させるものとする。

第4節 市防災計画の周知徹底及び推進

この計画は、宜野湾市の職員及び関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者などに、周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、住民、事業者等に周知徹底するように努める。

市は、本計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。対策推進にあたっては、県をはじめ、他の防災関係機関との密接な連携を図るとともに、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

また、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であることから、日頃から、個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体にも働きかけ、相互に連携して減災のための行動と投資を息長く行う防災活動を展開する。

第2編 災害予防計画

- 第1章 地震・津波災害予防計画
- 第2章 共通の災害予防計画

第1章 地震・津波災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針（総務部）

市において、地震・津波災害に対して住民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくりのための計画」、「地震・津波に強い人づくりのための計画」及び「地震・津波災害応急対策活動の準備」の3つに大別できる。

第1 地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指導等
- 2 都市基盤施設の整備
- 3 建築物・構造物等の対策
- 4 危険物施設等の対策
- 5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進
- 6 防災研究の推進

第2 地震・津波に強い人づくり

防災機関職員や住民・事業者の防災意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 防災訓練計画
- 2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画
- 3 自主防災組織育成計画
- 4 消防職員等の増員
- 5 企業防災の促進
- 6 地区防災計画の普及等

第3 地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- 1 初動体制の強化
- 2 活動体制の強化
- 3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
- 4 消防防災ヘリコプターの整備の検討
- 5 災害ボランティア活動環境の整備
- 6 要配慮者の安全確保
- 7 観光客・旅行者・外国人等の安全確保
- 8 津波避難体制等の整備

第2節 地震・津波に強いまちづくり

避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

第1 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指導等（建設部・市民経済部・上下水道局）

1 地盤災害防止

地震災害を念頭にした市内の市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

また、近年大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

(1) 補強対策の実施

市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。

(2) 地盤改良の徹底

今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良の徹底を行う。

(3) 技術的対応方法の周知

将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に住民や関係方面への周知・広報に努める。

(4) 法令遵守の徹底

阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

2 河川災害防止事業

(1) 現況

通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による護岸の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、地震による河川護岸及び河川構造物の耐震対策事業を推進する。

(2) 計画

ア 護岸の嵩上げ

今後の地震災害を念頭にした河川護岸の災害防止事業としては、地盤沈下の顕著な地域での護岸の嵩上げ等が必要である。

このため、必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。

イ 消火、生活用水として確保

河川の水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。

3 道路施設整備事業

(1) 現況

道路は、住民の生活と産業の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮するので、災害に強い道路網の整備を計画的に推進しているところである。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強対策を実施する。

ア 道路

道路機能を確保するため、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等の対策工事を行う。

イ 橋りょう

橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについては、耐震対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送道路）幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点へのアクセス道路との間を多重かつ有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与する。

(4) 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

(5) 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(6) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

4 漁港整備事業

(1) 現況

漁港の防災対策は、台風・高潮対策を重点にその施設整備を実施してきた。

(2) 漁港整備事業の実施

漁港は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点漁港とそれを補完する漁港において、耐震強化岸壁、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するとともに、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要の人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

5 農地防災事業の促進

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺河川等の決壊や津波による浸水等の二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップ等による適切な情報提供に努める。

6 上水道施設災害予防対策

(1) 施設の耐震性及び液状化対策の強化

市における水道施設の新設、拡張、改良に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行う。

施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、昭和55年1月）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、平成7年8月）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさに鑑み、「厚生省災害対策マニュアル」（平成7年9月1日）を参考に、代替性の確保、多重化等により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

地震・津波による施設被害が発生した場合の円滑な応急給水を実施するため、水道事業者及び水道用水供給事業者間の広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検する。

7 下水道施設災害予防対策

地震・津波による下水道施設の被害を軽減し、被災した場合にも速やかに排水を再開するため、下水道施設の施工に当たり十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

8 高圧ガス災害予防対策

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

9 通信施設災害予防計画

第2章第11節第1「通信施設災害の予防」を準用する。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

10 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

第2章第11節第2「通信・放送設備の優先利用等」を準用する。

第2 都市基盤施設の整備（建設部・消防本部・上下水道局）

1 防災対策に係る土地利用の推進

(1) 防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

ア 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により安全な市街地の形成を図る。

イ 市街地の再開発

近年における都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、都市機能の更新を図り、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ウ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

(2) 防災的土地利用に関する事業の実施

ア 土地区画整理事業

市が施行している土地区画整理事業については、事業実施中の地区の完成を急ぐ。

イ 市街地再開発事業

都市防災、公共施設の緊急な整備の必要と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市再開発を推進する。

また、事業推進のため施行者に対して、技術面等において指導を行うことにより、事業意欲の育成を図る。

ウ 新規開発に伴う指導・誘導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導・規制等を計画的に行う。

2 都市基盤施設の防災対策に係る整備

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市においては、都市の防災構造化を進めるため、防災構造上重要な都市基盤施設の整備や、建築物の不燃化・耐震化等により、防災空間を確保・拡充する。

また、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき地域については、道路、公園、河川・砂防施設、漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

なお、その他の地域については、必要に応じて事業計画を定める。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路等、防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。また、道路沿いの樹木についても、倒木による通行の妨げ防止のため、事前伐採等を実施して、リスク低減を図る。

イ 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部等の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

オ 防災拠点機能の確保

広域避難地や一時避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 火災に強いまちの形成

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難地域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な地域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成し、安全な防災都市の創出を誘導する。

エ その他の地震火災防止のための事業

消火栓の被害を想定した消防水利・耐震性防火貯水槽等を計画的に整備するとともに、災害発生時の災害対策活動拠点をしてふさわしい安全性・利便性を備え

た区域に防火拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

ア 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 市営住宅の不燃化推進

市営住宅については、立地場所の地域特性、火災・延焼の危険度・老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ 消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における耐震性貯水槽等の消防水利の整備を推進する。

4 津波に強いまちの形成

- (1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に立地する施設に対する被害軽減、そこに従事する者等の安全確保の観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた緊急避難場所・避難所の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進める。
- (2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。
- (3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (4) 県の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県との連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
- (5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した緊急避難場所の計画的整備、民間施設の活用による緊急避難場所の確保及び建築物や公共施設の耐浪化等、津波に強いまちの形成を図る。
- (9) 社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等、災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第3 建築物・構造物等の対策（建設部・各公共施設管理者）

1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、「供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動」と「発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動」の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上記の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進

建築物の災害予防施策に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な施行により、耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

市は、耐震化の促進に当たり、それぞれ耐震化の具体的な数値目標の設定を含めた耐震改修促進計画を定めており、その計画を推進する。

2 公共施設及び公用施設の耐震性確保

(1) 公共施設及び公用施設に関する事業の基本方針

市、消防の施設をはじめ、医療機関、学校や公民館等の緊急避難場所・避難所、不特定多数の者が利用する公的建造物の耐震性を確保する。

(2) 公共施設及び公用施設に関する事業の実施

市は、所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るもの又は耐震性が十分でない認められるものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修・改築の推進に努める。

特に、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

なお、市は、所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

3 一般建築物の耐震性確保

(1) 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、商店、ホテル、旅館等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

さらに、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事等の対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(2) 一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設においては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や講習会の実施、さらに専門家の診断、自己点検を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

また、がけ地近接等の危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

4 ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

市においては、台風による強風対策としてブロック塀や石垣が多数設置されている。それらの倒壊による被害を防止するため、市は、ブロック塀等の倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

第4 危険物施設等の対策（消防本部）

1 危険物災害予防計画

第2章第8節第1「危険物災害予防計画」を準用する。

2 毒物劇物災害予防計画

第2章第8節第2「毒物劇物災害予防計画」を準用する。

3 火薬類災害予防計画

第2章第13節「火薬類災害予防計画」を準用する。

第5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進（全部署）

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、県防災計画及び市防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、県に対して以下の意向を伝え、事業の具体化を図る。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝
- (6) 医療機関、社会福祉施設、公立小学校、中学校、公立盲学校、ろう学校、養護学校、公的建造物等の改築・補強
- (7) 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- (8) 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの

- (9) 地域防災拠点施設
- (10) 防災行政無線施設、設備
- (11) 飲料水確保施設、電源確保施設
- (12) 非常用食料、救助用資機材等の備蓄倉庫
- (13) 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- (14) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (15) その他

第6 防災研究の推進（総務部・消防本部）

市が実施しておくべき地震防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この計画に定めるところによって実施する。

1 防災研究の目的・内容

沖縄県の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国や大学等が行う調査研究の成果や既往の被災事例を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波その他の災害予想危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害について資料収集、被災原因の分析を行うとともに、可能な限り具体的な減災目標を設定し、市防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、災害時における住民等の行動形態や情報伝達、住民生活への支援方策に関する研究を推進する。

2 防災研究の実施体制

県や大学等の研究機関と連携して、防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第3節 地震・津波に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

第1 防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）

地震・津波災害について防災活動に即応する体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、防災機関及び住民等が一体となって実施する各種の防災訓練は、この計画の定めるところによって実施する。

なお、防災訓練一般については、第2章第23節「防災訓練計画」を基本とする。

1 防災訓練の基本方針

今後の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練
訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。
- (2) 地域防災計画等の検証
本市や県の地域防災計画等の問題点・課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。
- (3) 訓練内容の具体化
訓練の種別ごとに、想定される災害状況等を踏まえて、①目的、②内容、③方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）を具体化した訓練とする。
- (4) 多様な主体の参加
住民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市及び防災関係機関が連携して、多数の住民や事業者等が参加するように努める。
また、男女のニーズへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

2 個別防災訓練の実施

市は、県及び防災機関と協力して、防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に

応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。個別防災訓練の内容及び主な訓練目標の設定例は、以下のとおりである。

- (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練
- (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- (3) 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練、物資集積拠点における集配訓練
- (5) 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- (6) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

3 総合防災訓練の実施

総合防災訓練については、第2章第23節「防災訓練計画」を準用する。

4 防災訓練の成果の点検

訓練終了後に、訓練の成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組みを確立する。

5 地域防災訓練等の促進

市内の地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第2 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画（総務部・建設部・消防本部・教育委員会）

地震・津波災害を念頭においた市及び関係機関の職員並びに住民等に対する防災知識の普及・啓発は、この計画に定めるところによって実施する。

1 防災思想の普及・啓発

宜野湾市地域防災計画の概要や地震・津波の知識並びに地震災害時の心得等について広報し、常に住民等の理解と認識を深めるように努める。

「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や以下の対策を住民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

- (1) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主によ

る家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

- (2) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急避難場所・避難所での行動
- (3) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (4) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (5) 地域の防災訓練等、自発的な防災活動への参加

防災知識の普及・啓発に当たっては、市ホームページ、広報紙等の他、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

- (6) 津波フラッグの普及

海水浴場における津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、津波フラッグの普及啓発を図る。

2 個別防災教育の推進

市は、地域住民や災害対策関係職員の地震・津波災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、おおむね以下による防災知識の徹底を図る。

- (1) 防災研修会

災害対策関係法令等の説明、実習等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震・津波災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

- (2) 防災講習会

受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等の科学的、専門的知識の習得を図る。

- (3) 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施する。

- (4) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティア等の社会教育は、その属性等を考慮してそれぞれ実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害発生の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

また、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用でき

る地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、住民の地震・津波防災への理解向上に努める。

さらに、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

なお、防災知識の普及・啓発や各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存するとともに、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、住民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第3 自主防災組織育成計画（総務部・消防本部）

第2章第24節「自主防災組織育成」を準用する。

なお、津波災害においては、津波到達時間が短い場合は、自主防災組織が機能しない可能性が高いため、津波についての知識の普及を図り、予め自主防災組織ができ得る最小限の避難活動を想定しておく。

第4 消防職員等の増員（消防本部）

1 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。しかしながら、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況にあることから、県と連携し、適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市は適正数の確保・強化を図る。

2 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署

や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。しかしながら、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県と連携して、以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。

- (1) 市消防団定数条例の引き上げ、救助資機材等の積極的活用
- (2) 住民への消防団活動の広報
- (3) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (4) 消防団員の候補者となりうる住民や学生、企業就業者への研修

第5 企業防災の促進

1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 防災活動に取り組む企業への支援

市は県と連携して、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組む。さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第6 地区防災計画の普及等

1 地区防災計画の位置づけ

市内の一定の地区内の居住者及び事業者等が、災害対策基本法第42条の2の規程に基づき、防災活動、訓練、備蓄等の地区防災計画を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計

画を市地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

2 地区防災計画の普及

市は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備（全部署）

市は、地震に強いまちづくり、人づくりと同時に、災害対策本部・災害警戒本部や初動段階の職員参集基準等を事前整備するとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置を推進する。

また、宜野湾市防災会議は、市防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。

県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1章 災害 応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す 事前の措置を適宜推進していく。なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市町村は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第1 初動体制の強化

突然発生する災害に市や防災関係機関等が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できるよう、職員はもちろん家庭にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

(2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震発生時、いち早く市災害対策本部長及び各対策部長等との連絡体制を確立し、市災害対策本部要員の確保を図るため、市災害対策本部長をはじめ市災害対策本部の主要職員に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を順次整える。

(3) 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難であるため、勤務時間の内外を問わず、常に対応できるよう消防本部と連携し、初動体制の確保を図る。

(4) 庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等、庁内執務室の安全確保を徹底する。

2 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に市災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震性の確保等

庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に市災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備（72時間～1週間分）、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

(2) 災害対策本部設置マニュアルの作成

誰でも手際よく市災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

(3) 市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

3 災害情報の収集・伝達体制の充実

必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後に素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

(1) 情報通信機器等の充実

(2) 通信設備等の不足時の備え（各電気通信事業者との協力協定等の締結）

(3) 連絡体制等の確保（連絡手段・窓口、役割分担、勤務時間外の対応体制等）

4 情報分析体制の充実

県との連携のもと、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

5 災害対策実施方針の備え

県との連携のもと、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

6 複合災害への備え

県及び防災関係機関との連携のもと、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第2 活動体制の強化

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

1 職員の防災対応力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、市誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

(2) 防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は、市の防災業務の要の職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発災初期において、積極的な応急対策活動が求められる。

これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 防災研修会等への職員の派遣

国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）に積極的に職員を派遣する。

イ 意見交換会の開催

災害を体験した都道府県及び市町村への視察、意見交換会の開催等を行う。

(3) 民間等の人材確保

応急対策全般への対応力を高めるため、県との連携のもと、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施においては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、被服寝具等の生活必需品の確保が必要となる。

そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進する。

なお、津波災害を想定して、沿岸地域においては、できるだけ高台や建物の高い場所に物資、資機材が確保できるよう配慮するものとする。

なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整

備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

市は、県と協力し、医薬品・衛生材料の確保体制の充実に努めるとともに、必要があるときは業者の保有する医薬品等を、災害発生直前の価格で調達できる体制を整える。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達できる体制を確立し、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び緊急避難場所や避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、飲料水、被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発

イ 市における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

ウ 飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置促進等による飲料水の確保

エ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

オ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

カ 給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び住民等へのポリ容器等の備蓄促進

(5) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

市有車両については、災害後の運用計画を作成しておく。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるように平常時から連携を図る。

イ 船舶の確保

海上保安庁巡視船舶、自衛隊保有船舶、漁船等については、応援要請の方法等について、事前協議を図る。

ウ 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在沖米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続等について、平常時から連携を図り整備する。

3 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。以下の対策を講じることにより応援体制の強化を図る。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえると、今後は、災害応急対策全般の市町村間の相互応援を確実にできる体制を強化するため、市は、県と協力し、近隣市町村間の相互応援協力協定の締結を促進する。

また、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように、必要な準備を実施しておく。

(2) 市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行えるよう、市内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講ずる。

ア 活動拠点等の整備

医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社沖縄県支部や宜野湾市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、市営施設を中心に活動拠点の候補地を地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップ、関係機関と情報を共有しておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在沖米軍との協力体制の充実

災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等に係る協定に基づき訓練等を実施し、協力体制を充実・強化する。

(7) 応援・受援の備え

災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、県及び防災関係機関と連携して応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先・受援先の指定
- ・ 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・ 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

第2章第20節「交通確保・緊急輸送計画」を準用する。

5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを設置し、今後、その活動が円滑になされるようプレスルームの設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネット等を通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター、フェイスブック等の新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、市及び県からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に情報を伝達できるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点とは、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には緊急避難場所や避難所、災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がある、これらの整備を推進する。

7 市としての事業継続性の確保

地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂等を行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- (1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ
- (2) 不動産登記の保全等

第3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じる。

なお、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

住民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施し

ていく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

(2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民への伝達体制の充実を図る。

(3) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していく。

ア 市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、商店主等に対する避難体制の再点検の指導

ウ 高齢者、障がい者等の要配慮者のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある市立施設の緊急避難場所・避難所の指定

オ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検、改修促進及びマップの作成

(4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市としては以下の対策を推進する。

ア 宜野湾市消防本部、県、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む）

イ 県に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の借用要請

(5) 緊急医療対策の充実

大規模な地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのために、行政機関と医師会等の医療関係者の連携の下に協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討する。なお、市は以下の対策を推進する。

ア 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、以下の項目とする。

ア 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

イ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

ウ 災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用

燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備。

(6) 消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、市としては以下の対策を推進する。

- ア 宜野湾市消防本部、消防団との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- イ 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進
- ウ 自主防災組織に対する初期消火用資機材の補助
- エ 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用
- オ 防災管理制度に基づき、大規模な建築物等の管理を行う防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

(7) 建築物及び宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

2 大規模停電への備え

- (1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間～1週間の事業継続が可能となる非常用電源とその燃料を確保するよう努めるものとする。
- (2) 市は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するため、以下の点に留意し、必要な対策を講じる。

- ア 無線設備の整備
- イ 教職員の役割の事前規定
- ウ 調理場の調理機能の強化
- エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- オ シャワー室、和室、簡易ベッド、車いす用トイレの整備
- カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、備蓄倉庫の整備

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

防災マップ等には、指定避難所の場所、収容人数等について記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

備蓄については、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(3) 福祉避難所のリストアップ

一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受入れる介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定しておく。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 災害時福祉支援体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。

(5) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関が備蓄する食料、飲料水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料、飲料水、生活必需品を各々において備蓄するよう普及・啓発を行う。

(6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(7) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(8) 教育対策に関する事前措置

災害発生時に、教育対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(9) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と、市との連絡・連携体制の構築に努める。

(10) 広域一時滞在等の事前措置

大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、県と連携して事前措置の実施に努める。

(11) 家屋被害調査の迅速化

家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(12) 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(13) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で指定避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第4 消防防災ヘリコプターの整備の検討

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動、負傷者の搬送等を迅速に行う必要が生じるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、市においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、県と連携を図ることを検討する。また、災害時におけるヘリコプター利用方法等（ドクターヘリを含む）について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等を迅速・的確に行うことができる。

1 被害情報の収集

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接市災害対策本部に電送する。

2 物資や防災要員の輸送

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

3 負傷者の搬送

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

4 空中消火活動

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

第5 災害ボランティア活動環境の整備

第2章第25節「災害ボランティア活動環境の整備」を準用する。

第6 要配慮者の安全確保（福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部）

第2章第21節「要配慮者の安全確保」を準用する。

津波災害を想定した場合、迅速な避難行動が求められるが、要配慮者は、避難が遅れることが想定されるため、以下の項目の強化を図る。

- (1) 沿岸地域の要配慮者の把握
- (2) 要配慮者ごとの適切な津波避難方法の確立、周知
- (3) 沿岸地域の自治会、福祉団体、企業等が連携して要配慮者の避難支援を行うネットワークの構築
- (4) 津波避難訓練の実施、評価

第7 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

第2章第21節第4「観光客・旅行者の安全確保」及び第5「外国人の安全確保」を準用する他、以下の安全確保対策を推進する。

- (1) 津波避難対策の充実
津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や緊急避難場所、避難経路等を確保する。また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。
- (2) 観光関連施設の耐震化促進
県及び観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

第8 津波避難体制等の整備（総務部・消防本部）

沖縄県は、大小多くの島々で構成され、過去には津波による大きな被害を受けた地域も存在する。住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する。

1 津波避難計画の策定・推進

- (1) 市

市は、独自で定める避難指針や、県が策定する津波避難計画策定指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を参考に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定する。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 県

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に基づいて策定した津波避難計画策定指針を、市町村や住民等に周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項に関する指針等について定めている。

- ア 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- イ 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- ウ 避難困難地区・人口等
- エ 避難場所（収容対象地区、収容人口含む）、避難路等
- オ 職員の参集基準等の初動体制
- カ 避難指示等の発令基準、津波警報・避難情報の伝達内容及び手段等
- キ 津波対策の教育・啓発
- ク 避難訓練
- ケ 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策及び避難行動要支援者の避難対策、その他留意すべき事項

(3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(4) 避難計画の留意点

ア 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難地域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市職員等、津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時

間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

2 津波危険に関する啓発

- (1) 市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。
 - ア 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性を含む）の周知
 - イ 津波危険への対処方法（適切な避難場所、避難路の周知、津波警報等の意味及び精度、移動手手段、率先行動等を含む）
 - ウ 過去の津波災害事例や教訓
 - エ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）
- (2) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。
 - ア 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、児童、生徒、園児、保護者を対象とした教育
 - イ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
 - ウ 津波浸水想定区域に立地する施設関係者を対象とした説明会
 - エ 津波浸水想定区域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
 - オ 広報誌
 - カ 防災訓練
 - キ 防災マップ（津波ハザードマップ）の作成・配布
 - ク 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（緊急避難場所や避難所、避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
 - ケ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

3 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

- (1) 津波浸水想定区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波浸水想定区域及び住家に対して、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努める。特に、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者等と連携して、防災行政無線施設、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ、携帯メール、ワンセグ等様々な伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (2) 監視警戒体制等の整備

市は、津波の危険に対し、津波警報・津波注意報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。
- (3) 避難ルート及び避難ビルの整備
 - ア 避難距離の長い避難ルートの見直し

本市においては、米軍施設普天間飛行場及びキャンプ瑞慶覧が市の高台に位置しているため、西海岸地域の住民が迅速に高台に避難できるよう基地内避難路に

関する協定を締結している。ただし、避難距離が長いため、より早く高台に到達できるルートを検討する。

イ 避難ルート・緊急避難場所等の案内板・海拔表示板等の設置

ウ 津波避難ビルの整備

津波危険予想区域内及びこれに近接する地域の公共施設に津波避難に有効な機能の付加を推進するとともに、民間建築物の活用及び個別住宅等における有効な避難機能の付加について検討する。沿岸地域においてはできるだけ5階建て以上の建物を津波避難ビルとして指定する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

参考資料 2-4 津波一時避難ビル一覧

4 危険区域の指定等

県は、津波による危険の著しい区域は、津波災害（特別）警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講じる。

市は、津波災害警戒区域に指定された場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

■津波災害警戒区域に指定された場合の対策（津波防災地域づくり法）

- 本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。
- 本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- 津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2章 共通の災害予防計画

本計画では、災害の発生を未然に防止するために、治水事業等による保全、防災に関する教育訓練、災害用食料・物資資材の備蓄整備、気象・水防・消防・救助施設の整備、火災予防、その他の災害への予防対策について定め、その実施を図る。

第1節 治水事業（建設部・上下水道局）

市内河川及び海岸等の危険箇所を調査把握し、災害が予想される場合は適時巡視する。
なお、危険箇所の改修については計画的に実施する。

第1 現況

1 本島全域

本島の地形は、細長い形で中央部を50～100mの山地、又は丘陵地帯が縦走し、35～40度の急傾斜となっている。

なお、島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると200分の1以上の緩勾配となり、その変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下し、ほとんどの河川に堆積する。

また、位置的にも毎年発生する台風の通過コースとなっているため、豪雨の頻度が高く雨による被害が極めて多くなっている。特に近年河川流域の開発が著しいため流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し浸水被害も増大しつつある。

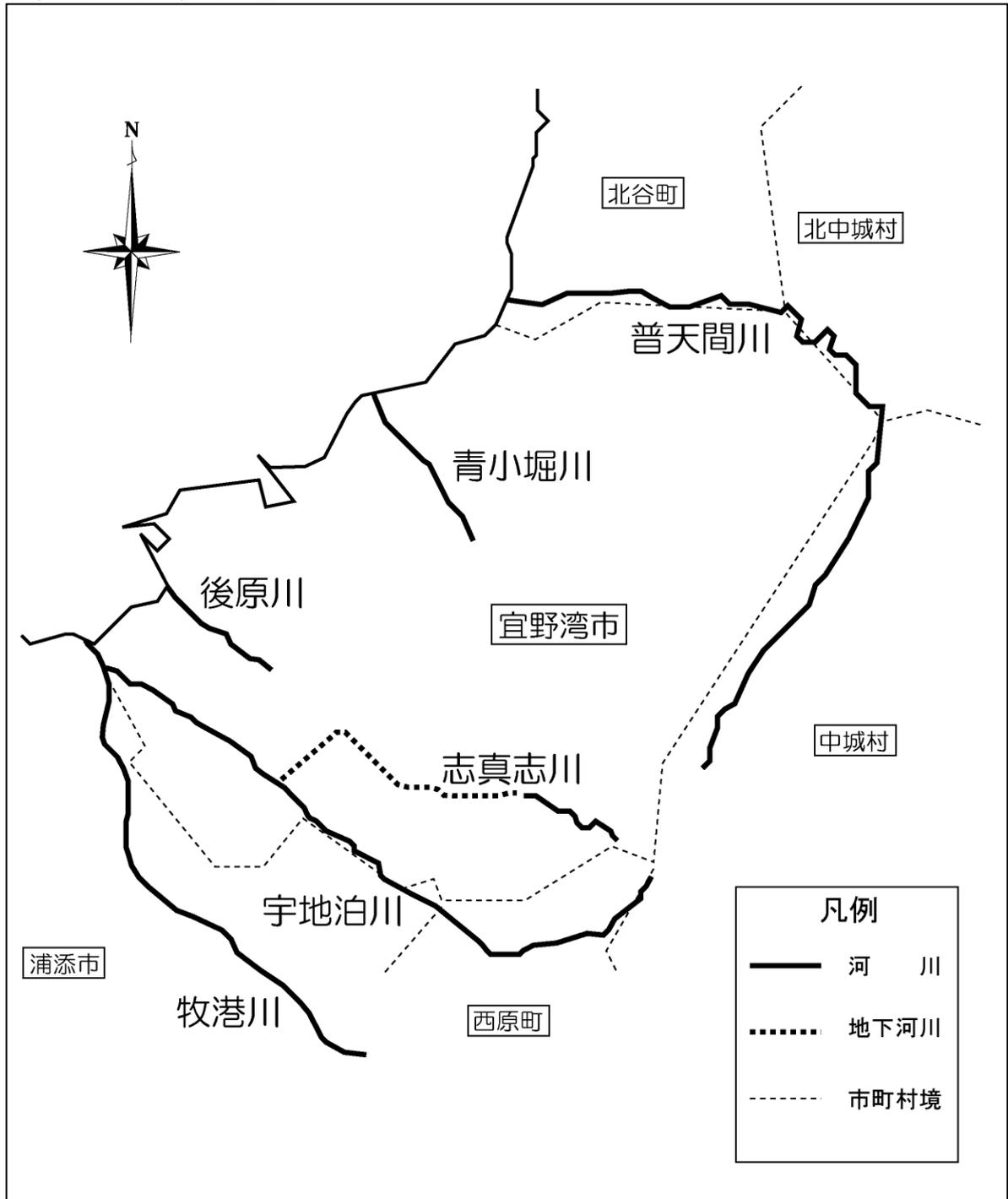
2 市

市周辺の泥岩層（不透水層）は、全体的に北西に傾斜しており、地下に浸透した雨水は、この不透水層に沿って市内中央部の石灰岩層を溶かしながら流れ、伊佐～大山付近で再び地上に現れて湧水になると考えられている。

そのため、市東部の地表流と西部の湧水群は、地下河川でつながっており、普天間基地の地下にはいくつもの鍾乳洞が形成されている。大雨時には、この鍾乳洞に水が流れ込み、浸水する危険性がある。

地表を流れる河川は、浦添市の境を流れる宇地泊川や牧港川、北谷町・北中城村・中城村の境を流れる普天間川、一部が地下河川になっている志真志川や青小堀川等がある。

■市における主要河川図



第2 危険区域

本市に係る河川の氾濫が予想される区域は、以下のとおりである。

■重要水防区域内で危険と予想される区域(河川) (令和3年4月1日現在)

水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度			
		流路延長(km)	区域	流路延長(km)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
普天間川	普天間川	4.9	中城村新垣～河口	2.0	北谷町 北中城村 安谷屋 中城村 宜野湾市	溢水	659	21.7	2,470	42.2
牧港川	宇地泊川	2.8	西原町界～河口	1.3	宜野湾市 宇地泊 浦添市	溢水	369	13.1	1,620	30.2

資料：令和3年度 沖縄県水防計画別表1 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)

第3 浸水想定区域と周知

1 浸水想定区域ごとに定める事項

市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに以下の事項について定める。

- (1) 洪水警報などの伝達方法
- (2) 緊急避難場所及び避難路
- (3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (4) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

2 洪水警報等の伝達方法

市は、名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設等について、所有者又は管理者等に対する洪水警報等の伝達方法を定める。

3 住民への周知

- (1) 市長は、上記1～2の事項を記載した印刷物の配布及びその他の必要な措置を講じ、住民に対する周知を図る。
- (2) 市は、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時取るべき行動について普及・啓発を図る。

第2節 土砂災害予防計画（建設部）

県は、土石流、がけ崩れ等の土砂災害の危険が予想される箇所の基礎調査を実施し、調査結果（警戒すべき区域等）を公表する。市は、大雨注意報の発令時又は台風時には巡回して監視する。

第1 砂防対策

1 現況

市には、土石流による災害が予想される砂防指定地が1か所ある。

■砂防指定地 （令和4年1月現在）

箇所番号	河川名	溪流名	大字
144	牧港川	宇地泊川	大謝名

資料：沖縄県公開用地図情報システム

2 砂防指定地の定義

砂防指定地とは、治水上砂防のため砂防堰堤等の砂防設備が必要と判断される土地、又は、一定の行為を禁止、若しくは制限を行う必要がある土地について、国土交通大臣が指定する区域のことをいう。

3 対策

総合的な土石流災害対策については、以下のとおりとする。

- (1) 警戒避難基準の決定
市は、警戒避難基準を定め、関係住民への周知を図る。
- (2) 警戒避難体制の整備
市は、危険が予想される砂防指定地における警戒避難体制の整備を推進する。
- (3) 土石流に関する情報の周知
市は、平常時から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について地域住民への周知を図る。

第2 急傾斜地崩壊対策

1 現況

市には、急傾斜地崩壊危険箇所が22か所、そのうち急傾斜地崩壊危険区域が2か所ある。

参考資料 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所

2 急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域の定義

- (1) 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

急傾斜地崩壊危険箇所は、以下の3区分に分けられる。なお、ウの区分については、本市には存在しない。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む。）ある箇所をいう。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家が1～4戸ある箇所をいう。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において人家がない場合でも、都市計画区域内であることなど、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所をいう。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の定義

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じる可能性のある地域を、市長の意見を聞いて県知事が指定する、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいた区域をいう。

法律による制限のない急傾斜地崩壊危険箇所とは異なる。

3 対策

急傾斜地の所有者等が崩壊防止対策を行うことが困難又は不適当な場合には、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、市は、県と協議の上、急傾斜地崩壊防止対策を施行するなど、斜面崩壊から人命を守るための対策を実施する。

第3 土砂災害対策

市は、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる必要がある。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集・伝達方法
- (2) 気象予警報等の発表・伝達方法
- (3) 緊急避難場所及び避難路に関する事項
- (4) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (5) 警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地（急傾斜地崩壊等の発生時に、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合）
- (6) 救助に関する事項
- (7) その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

第3節 高潮対策（総務部・建設部・消防本部・上下水道局）

第1 現況

市の海岸には、以下のとおり、重要水防区域内で高潮による危険が予想される区域(延長)が2,520mある。

■重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸） （令和3年4月1日現在）

沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
		延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
琉球諸島沿岸	宜野湾海岸	4,520	宇地泊伊佐地区	2,520	宇地泊伊佐地区	越波	140	18.7	12.7

資料：令和3年度 沖縄県水防計画別表2 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

第2 高潮予防対策

市における護岸は、伊佐区より宇地泊区にいたる約4kmに及び、この西海岸地区には、沖縄コンベンションセンター、宜野湾海浜公園や宜野湾港マリーナ、大型商業施設等、多様な施設が集積している。

西海岸地区における人口の増加も著しく、高潮被害を軽減するために、護岸の整備や海岸保全事業の促進、警戒避難体制の整備を図る。

1 護岸整備、海岸保全事業の促進

- (1) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- (2) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- (3) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- (4) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- (5) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

2 警戒避難体制の整備

津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府他、平成18年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、警戒避難体制を整備する。

- (1) 高潮警報、避難指示等の伝達体制の整備
迅速な高潮警報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図る。

(2) 緊急避難場所・避難路等の整備

高潮による危険が予想される地域について、緊急避難場所・避難所、避難路の整備を図る。

また、これら緊急避難場所・避難所、避難路については、平常時から地域住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、地理不案内な者に対しても位置がすぐわかるようにする。

(3) 高潮防災知識の普及啓発

高潮についての危険や避難方法を住民及び船舶等に対し啓発する。

第4節 建築物等の災害予防計画

(建設部・各公共施設管理者)

本計画では、風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図る。

第1 市街地再開発対策

市は、市街地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発を実施する。

第2 一般建築物等の耐風及び耐火対策の促進

市は、県の窓口となり、一般建築物の不燃化、耐風・耐震化に関する住民等からの相談に応じる。耐風化に関しては、台風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

第3 公共建築物の耐風及び耐火対策の促進

市所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって耐風、耐震、耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等の災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等の耐風対策や耐震補強工事等を優先的に行う。

第4 建築物等の適切な維持保全の周知

市は、建築物等の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。

第5 公共建築物等の定期点検及び定期検査

市は、公共建築物については、建築設備等の定期的点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保する。

第5節 消防力の強化等（消防本部）

火災の発生を未然に防止するための対策は、以下による。

第1 消防力・消防体制等の拡充強化

市は、以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

1 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

2 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

3 消防体制の充実・指導

消防広域化の促進及び消防職団員の体制強化を図る。

4 消防施設・設備の整備促進

消防水利、災害用地下タンク、消防車両及び消火資機材等の整備促進を図る。

第2 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）、住宅用火災警報器及び防火管理体制の査察を行う。

なお、多数の者が出入り・勤務又は居住する防火対象物で、政令で定めるものの管理について権限を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物についての消防計画を作成させ、避難訓練等を励行させる。

また、火災の多発期を控えた春、秋の火災予防運動週間を通じ、火を取り扱う施設及び器具を重点的に防火診断する。

1 特定防火対象物に対する査察

(1) 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

(2) ホテル、娯楽施設

春、夏の行楽期等における人出を考慮し、その時期前に消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

(3) 店舗等

繁忙期に入る前に消火設備、避難設備、防火管理体制を重点的に査察する。

(4) 危険物等の関係施設（貯蔵所、取扱所、少量危険物貯蔵所）

年間立入検査を通じ、施設の構造や設備取扱要領等、防火管理体制を重点的に査

察する。

施設位置、構造設備、警報設備、危険物の貯蔵・取扱・運搬方法等については、危険物取扱者に対し、危険物規制の政令技術基準どおりの実施を徹底させる。

2 一般住宅

火災の多発期を控えた11～12月の秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、住宅用火災警報器の設置状況、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

3 自衛消防隊の結成指導

多数の者が出入り又は勤務する学校、ホテル、百貨店・病院、介護施設、工場事業所においては、自衛消防隊の結成指導と消防用設備の取扱指導と訓練実施の促進を図る。

第3 消防施設等の整備促進

市は、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の整備、海水や河川水等の自然水利の活用、学校プールやため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、情報収集、伝達システムの施設整備に努める。

第4 火災発生の未然防止

1 市長による火災に関する警報

市長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（第3編第2章第2節第1「3 消防法に定める火災警報等」参照）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

2 火の使用制限

市長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、その市の区域内にある者は、市条例で定める火の使用制限に従う。

第6節 林野火災予防計画（消防本部）

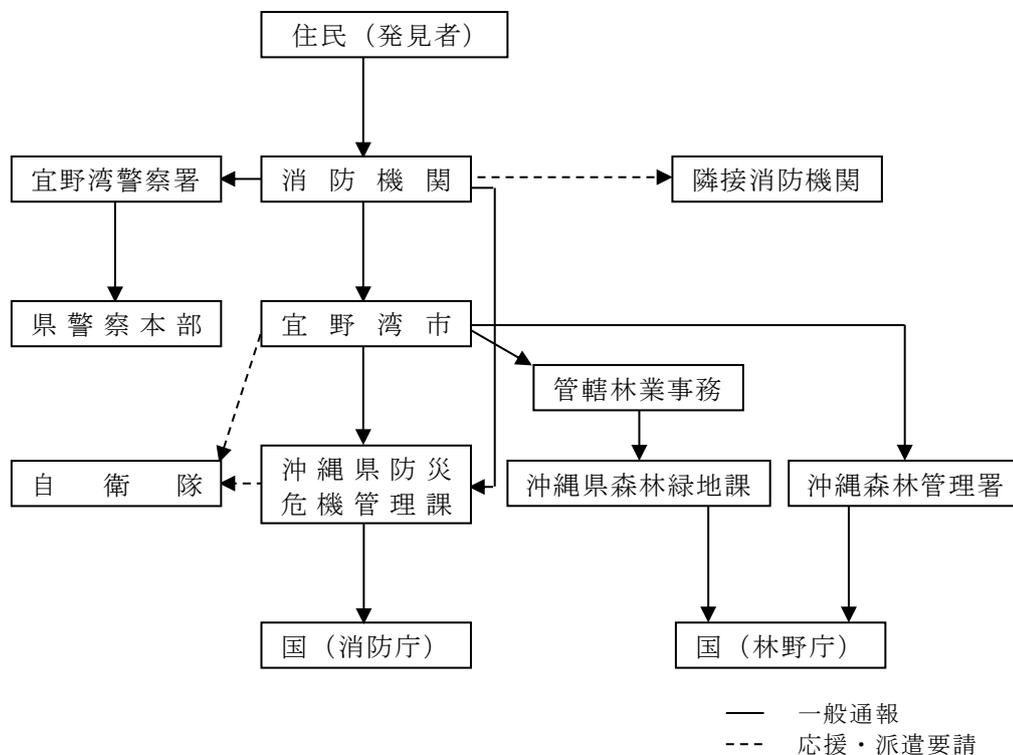
林野火災を予防、警戒及び鎮圧し、火災による災害の拡大防止を図るため、以下の対策を講ずる。

第1 林野火災対策の推進

1 通報連絡

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下による。なお、通報連絡はできる限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置を明らかにして行う。

■通報連絡系統図



2 市現地災害対策本部の設置

市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系の整備を図るとともに、災害の現地において必要があると認めるときは市現地災害対策本部を設置する。

第2 出火防止対策

1 標柱、標板の設置

市は、入山者の注意喚起のため、林野火災防止（山火事防止）の標柱、標板の設置に努める。

2 火気取扱いについての指導強化

枯葉等の焼払いに起因する林野火災の多発（特に土日・祝祭日に多い）に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の手扱いについての指導を強化する。

3 規制措置についての指導強化

市長は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

4 各種指導の徹底

火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況の際の火入れ中止の指導等を徹底する。

第3 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

1 林野火災対策用資機材の整備等

市は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる情報収集や空中消火等、補給基地の整備の促進を図る。

2 林野火災用空中消火資機材の操法訓練の実施

林野占有面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

第4 消防施設等の整備

林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域について、林野火災用の消防施設等の計画的整備に努める。

第7節 竜巻災害予防計画（総務部・消防本部）

近年全国で多発している竜巻における人的被害、家屋被害等の状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及啓発及び被災後の迅速な対応を図る。

第1 竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気の状態が不安定になって発達した積乱雲の下で発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では、台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、「竜巻注意情報」を発表する。竜巻は発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られるため、「竜巻注意情報」が発表されたときには、まず、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になるなど積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなど身の安全を確保する行動をとることが必要である。

そのため、竜巻の発生に係る情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

1 住民への啓発

市及び消防機関は、気象庁の発表する「竜巻注意情報」を活用するとともに、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

2 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造等、堅牢な建築物等の安全な場所への誘導を図る。

3 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部等、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

第2 防災機関との連絡体制の整備

竜巻の発生を予測することは困難なことから、市及び消防機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第3 風倒木対策

市は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等、必要な対策をあらかじめ講ずる。

第8節 危険物施設等の対策（消防本部）

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図る。

第1 危険物災害予防計画

1 危険物製造所に対する指導

市は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

2 危険物運搬車両に対する指導

市は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、市は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期す。

(1) 火災、爆発の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定し管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と、市及び消防本部等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定める。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学車及び消防資機材の整備

市は必要に応じ、化学車及び消防資機材の配置整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

参考資料 2-17 化学消火剤備蓄一覧

第2 毒物劇物災害予防計画

災害発生による毒物劇物の流出又は散逸等の不測の事態に備えて、市は県が行う毒物劇物に関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。なお、火災予防及び、消火活動に支障を生ずるおそれのある物質は消防法第9条3の規定によりその旨を消防機関に届け出るよう指導する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 毒物劇物の種類、数量
- (3) 関係者の情報

第9節 上・下水道施設災害の予防（上下水道局）

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場の浸水防止対策、耐震化・耐風化、停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

第1 上水道施設災害の予防

1 施設の防災対策の強化

既設の基幹管路を耐震管路に更新し、各給水系統間を連結する配水幹線を整備するとともに、避難所や病院等、重要拠点に向けた水の確保を図る耐震管路を構築し、安心・安全な水道施設の整備を図る。また、給水系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等、システムのバックアップ機能の強化を推進する。

2 沖縄県水道災害相互応援協定

県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備・点検するとともに、市が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

必要な資機材、人員を常に把握し、市管工事組合と資機材の優先確保、復旧工事応援協定を結び、災害時に迅速な対応が図れるよう連絡を密にし、体制の強化を図る。

第2 下水道施設災害の予防

1 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の新築・改築等においては、地震・津波、水害等の自然災害のリスクも考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化等により、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

2 広域応援体制の整備

市は、県と協力し、広域応援体制の整備に努める。

第10節 ガス、電力施設災害の予防（消防本部）

第1 高圧ガス施設災害の予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は、県が行う高圧ガスに関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。なお、火災予防及び、消火活動に支障を生ずるおそれのある物質は消防法第9条3の規定によりその旨を消防機関に届け出るよう指導する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 高圧ガスの種類、数量
- (3) 関係者の情報

第2 電力施設災害の予防

「電気事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

(1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力株式会社は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

(2) 施設対策

実施主体である沖縄電力株式会社は、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模災害時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、災害対策を円滑に推進するため、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 関係機関との連携

市及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

第11節 通信施設災害の予防（総務部）

第1 通信施設災害の予防

市、医療機関等は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に以下の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期す。

1 市における予防計画

(1) 災害用情報通信手段の確保

ア 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

イ 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

ウ 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

エ 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

オ その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

(2) 情報通信機器の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めることが必要であり、以下の対策を推進する。

ア 有線・無線による2ルート化

市は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、有線・無線による2ルート化を図る。

イ 防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

(3) 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、N T T及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(4) 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備する。

また、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置を図ることについて十分考慮する。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

(1) 通信手段の確保

市及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保を図る。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

(3) 関係機関との連携

市及び電気通信事業者は、倒木等により、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2 通信・放送設備の優先利用等

1 優先利用の手続

市は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、N T T西日本沖縄支店、N T Tドコモ九州、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続を定める。

2 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続の円滑化等についてあらかじめ協議して定めておく。

第12節 不発弾等災害予防（総務部）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図る。

また、不発弾等の関係事業者及び住民一般に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

第1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下による。

1 陸上で発見される不発弾等の処理

(1) 発見者の通報

発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、宜野湾警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

(2) 信管離脱作業前の事前措置

信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。

ア 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にする。

イ 立入の規制

避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

ウ 市現地災害対策本部の設置

市長を本部長とする市現地災害対策本部を設置する。

2 海中で発見される不発弾の処理

(1) 発見者の通報

発見者から通報を受けた、那覇海上保安部、県、市又は港湾管理者は、海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

(2) 信管離脱作業前の事前措置

爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、以下の対策を講じた上で実施する。

ア 処理計画の調整

市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

イ 立入りの規制

危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。

ウ 市現地災害対策本部の設置

市長を本部長とする市現地災害対策本部を設置する。

第2 関係機関の協力体制の確立

市、国、県その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図る。

第3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

1 講習会の開催

市、不発弾磁気探査事業者及び消防機関等の関係職員に対して、不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。

2 広報活動の実施

住民に対しても不発弾の危険性について周知を図るため、広報活動を行う。

第13節 火薬類災害予防計画（消防本部）

火薬類による災害の発生を防止するため、市は、県が行う火薬類に関する規制業務に協力する。また、以下の事項を県と共有し、該当施設に関する情報等を把握する。

- (1) 施設の位置、規模、構造
- (2) 火薬類の種類、数量
- (3) 関係者の情報

第14節 文化財災害の予防（教育委員会）

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、以下により災害予防の徹底を図る。

第1 文化財保護対策の努力

国、県及び市は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。

第2 災害予防の確立

市教育委員会は、管内文化財の防災計画の策定を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防対策を実施する。

第3 防災思想の啓発

県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。

第4 火気使用の制限

市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。

第5 防災施設の設置

市は、防災施設の必要な市指定文化財について年次計画をもって完備を図るとともに、国・県指定文化財についても国・県補助をもって防災施設の設置を促進する。

第6 講習会の開催

県は、市文化財担当職員のために講習会を開催して、防災措置について指導する。

第7 倒壊・破損等の防止対策

地震や暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

第8 防災体制の確立

市及び県は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

参考資料 2-15 市内指定・登録文化財一覧

第15節 農地等災害予防及び防災営農の確立

(市民経済部)

農業災害予防のため、以下のとおり、農地農業用施設の保全及び防災営農を推進する。

第1 ため池等の整備事業

1 土砂崩壊防止工事

農地及び農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 老朽ため池等の整備工事

市に所在するかんがい用水ため池で、設置年次が古いことなどにより、堤体及び取水施設等がそのまま放置すると豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

第2 農地保全整備事業

降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

第3 防災営農の確立

1 指導体制の確立

農業に影響を与える各種災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、市は関係機関、団体との統一的な指導体制の確立を図る。

(1) 指導組織の統一並びに陣容の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

(2) 指導力の向上

各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(3) 防災施設の拡充

各種の防災実証展示施設の拡充により、防災の普及・啓発を図る。

2 営農方式の確立

市は、農業の諸問題等を踏まえ、防災営農技術の確立を図るよう県と連携を図る。

第16節 食料等の供給計画（市民経済部・上下水道局）

第1 食料

1 災害対策用食料の備蓄

市は、地震・津波等による大規模災害時の最大避難者数の3日分程度の数量を目標に備蓄する。

2 災害対策用食料の確保（流通在庫の利用）

市は、販売業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ食料の調達に努める。

3 要配慮者に配慮した食料の確保

市は、要配慮者に配慮した食料の確保に努める。

4 個人備蓄の推進

市は、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日以上、個人において備蓄しておくよう、住民に広報する。

第2 飲料水

1 飲料水備蓄計画

災害時には、管路の破損等による一時的な断水は避けられないものと想定される。

市は、断水に対処するため、地震・津波等による大規模災害時の最大避難者数の3日分（1日3L）程度を目標に、飲料水の備蓄を進める。

また、災害時には、市の管理する配水池において緊急遮断弁を用いて流出を防ぎ、災害対策用として確保する。

なお、市内にある水源地、井戸等をその地域の住民の協力を得て確保する。

2 給水用資機材の整備

市は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を進める。

第3 生活必需物資

市は、災害により住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を喪失し、又は毀損した者に対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・供出するため、必要な物資を備蓄する。

1 備蓄物資の整備計画

市は、地震被害予測調査に基づき、必要とされる備蓄物資の種類・数量等、具体的な備蓄物資の整備計画を作成する。

2 備蓄物資の点検及び補充・整備

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資機材のうち、備蓄されたものについては、災害時に際してその機能を有効適切に発揮できるよう常時整備点検をする。

また、備蓄できないものについては、緊急に調達できるよう応急入手経路を定めるなど入手方法を確立する。

なお、災害により備蓄物資を供出したときは速やかに物資の補充・整備に努める。備蓄物資には以下のようなものがある。

- (1) 流出危険防除資機材
- (2) 医薬品
- (3) 衛生材料
- (4) 救出救助機材
- (5) 生活必需物資

3 備蓄物資の確保（流通在庫の利用）

市は、物流業者等と事前に協定を締結するなどして、必要に応じ物資の調達に努める。

4 個人備蓄の推進

市は、災害直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持ち出し品として個人において日頃から準備しておくよう、住民に広報する。

第17節 気象観測施設・体制の整備計画

(消防本部・総務部)

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

市における観測施設の整備については、雨量計（自記、テレメーター等）、水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

第18節 水防、消防及び救助用資機材等の整備計画 (建設部・消防本部・各公共施設管理者)

水防、消防、救助施設等の現況、管理及びその整備は、以下による。

第1 水防施設

水防法の規定により、知事及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫、水防機材等の水防施設を整備する。

第2 消防施設

市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関連法令等に基づき整備拡充する。

また、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき、国庫補助、自己財源又は起債等を有効に活用し、整備促進を図るよう指導助言する。

第3 救助用資機材の整備等

大地震における倒壊家屋からの救助等においては、地域において救助用資機材を整備しておくことが効果的であるため、市は、地区ごとに救助用資機材を備蓄する。

また、市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

なお、資機材等の点検整備は、災害応急対策を実施する機関が実施する。

(1) 防災行政用無線、携帯電話等

防災行政用無線、携帯電話等を気象警報等の伝達及び災害応急対策用として整備を図る。

(2) 資材、機材等

参考資料 2-13 消防用車両一覧

参考資料 2-14 特殊機械器具保有状況

第4 流出危険物防除資機材

市、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大を防止するため、以下の資機材等の整備を図る。

- 1 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- 2 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- 3 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- 4 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第19節 避難誘導等計画（全部署）

危険な建物、地域から安全な場所に住民や旅行者等を避難させるため、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等において、避難誘導、受入れに関する対策を確立する。

第1 避難体制の整備

1 市の実施すべき対策

- (1) 指定避難所の選定
- (2) 指定避難所の開設及び運営方法の確立
- (3) 指定避難所の安全確保
- (4) 住民への周知
- (5) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- (6) 避難指示等の基準の設定、国や県等に避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口・連絡方法等の整備
- (7) 高齢者、障がい者、外国人等、多様な社会に対応した避難マニュアルの作成
- (8) 避難経路の点検及びマップの作成
- (9) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

2 社会福祉施設等の実施すべき対策

社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策は、以下のとおりである。

- (1) 避難計画の作成
- (2) 避難誘導體制の整備

第2 避難場所の整備等

1 指定避難所の指定、整備

市長は、災害時の避難に備え、災害対策基本法第49条の7の規定により、以下のとおり指定避難所を指定、整備する。

(1) 指定避難所の指定

市は、想定される被害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、以下の基準に適合する公共施設その他の施設（公・私立の学校、公民館等）を、あらかじめ当該施設の所有者または管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。なお、その指定においては、災害の特性を考慮するものとする。

■ 指定避難所の基準

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造・設備	耐震性・耐風性等を確保した構造、速やかに、被災者等を受入れ、生活関連物資を配布することが可能な設備を有すること。できるだけ炊き出し可能な設備を備えていること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

指定避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定する。また、市内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して指定避難所の予定施設又は場所を定める。

(2) 要配慮者への対応（福祉避難所の指定）

市は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて以下の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する（赤道老人福祉センターや福祉施設等を活用）。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置（バリアフリー仕様等）が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

ウ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室等が可能な限り確保されること。

エ 一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者（身体、精神、知的、発達等あらゆる障がい者）等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制が整備されていること。

オ 妊婦や乳幼児養育世帯等も要配慮者であり、保育所等と協力しながら避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、安心して生活できる体制が整備されていること。

カ DV被害者やLGBT等も含めた要配慮者がプライバシーの保護をはじめとした、安心して避難所で生活できる体制が整備されていること。

(3) 指定避難所の変更

指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 指定避難所の取り消し

市は、当該指定避難所が廃止されたとき、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(5) 指定避難所の知事への通知及び公示

市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

参考資料 2-2 指定避難所一覧

参考資料 2-3 福祉避難所一覧

2 緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4の規定による緊急避難場所は本計画に定めるところによる。

(1) 緊急避難場所の指定

市は、災害の危険が切迫した緊急時において市民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、以下の災害ごとの条件に適合する場所又は施設を、あらかじめ当該場所等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

■災害ごとの条件

災害の種類	条件
地震	新耐震基準に適合した建物
土砂	警戒区域外、危険箇所外
津波	津波浸水想定区域外

緊急避難場所は、上記の条件の他、以下の基準を満たすものとする。

- ア 周辺市街地大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 避難場所内の建物、道路、池等を除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
- エ 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、自治会区域を考慮する。

(2) 指定緊急避難場所の変更

指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(3) 指定緊急避難場所の取り消し

市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたとき、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。

(4) 指定緊急避難場所の知事への通知及び公示

市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

参考資料 2-1 指定緊急避難場所一覧

3 避難路の整備

災害発生時において安全に避難できるように避難路の整備を図る。避難路の選定基準は以下のとおりとする。

(1) 避難路の距離

避難路と避難路の距離は、500mから1km間隔で選定し、格子状になるようにする。

(2) 道路の幅員

道路の幅員が狭い道路は選ばないようにする。

4 市長の危険区域における避難立退き先の指定

- (1) 危険予想区域の指定
洪水、津波、高潮等による危険が予想される区域を指定する。
- (2) 緊急避難場所及び避難経路の指定
それぞれの危険の予想される区域について、具体的に緊急避難場所及び避難経路を指定する。

第3 避難の受入れ及び情報提供活動関係

1 避難指示等が発令された場合の避難行動

- (1) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (3) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。
また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- (4) 市は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第20節 交通確保・緊急輸送計画

(市民経済部・建設部)

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送手段の確保や輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進する。

第1 交通規制計画の作成等

県は、緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、市は、県が実施する災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等に協力する。

第2 重要道路啓開及び漁港機能復旧のための体制整備

1 道路

市は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を宜野湾警察署の協力を得ながら把握し、関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

2 漁港

市は、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

第3 緊急輸送基地の選定及び整備

緊急輸送は、各主体がばらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整えた方が効果的である。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、被災の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備する。

また、孤立化した場合等に備え、県や他市町村との協力のもと、臨時ヘリポート等の確保に努める。

第4 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続が簡略化され、迅速に確認が可能となる。そこで、緊急車両として使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図る。

第5 運送事業者との連携確保

市は、県との連携のもと、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- 1 被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- 2 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- 3 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- 4 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- 5 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

第6 緊急輸送関係

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、市、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

第7 生活道路等の通行可否の確認等

道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

また、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

第21節 要配慮者の安全確保

(福祉推進部・健康推進部・企画部・市民経済部)

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、このため、平常時から地域において要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要となる。

特に避難行動要支援者については、事前の避難支援プランを策定するなど配慮するとともに、避難所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険災害箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第1 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園、保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所しており、これらの人々の安全を図るため、以下の防災対策を講じておく。

1 防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

参考資料 2-19 浸水想定区域等に立地する要配慮者利用施設一覧

2 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努める。

3 地域社会との連携

災害発生時の避難においては、施設職員だけでは対応が不十分な場合もあることから、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

5 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品や非常用食料等の確保に努める。

第2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設には、いわゆる要配慮者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するためには、平常時から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

1 施設設備の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設から避難できるよう、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、施設や附属設備等の整備に努める。

2 施設、設備等の安全点検及び避難体制の整備

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるとともに、要配慮者に配慮した避難体制の整備に努める。

第3 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退による行動困難等、避難行動面での困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

1 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

市は福祉推進部や健康推進部をはじめとする関係各部の連携の下、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している障がい者団体、福祉事業者、民生委員、自治会、社会福祉協議会等と協力して、避難行動要支援者名簿による情報の共有等、避難支援体制の整備を推進する。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めにより、地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対

策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、宜野湾市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、沖縄県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

なお、以下に示す計画内容等の詳細については、本計画の下位計画である「宜野湾市災害時要援護者避難支援計画」に別途定め、適宜、更新するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の対象者（掲載範囲）

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、掲載する対象者を明確にするため、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮して属性等の要件を設定する。

なお、一般的に要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は以下のとおりである。

■要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

要配慮者	避難行動要支援者
ア 高齢者	ア 虚弱なひとり暮らしの高齢者
イ 障がい者	イ 寝たきりの高齢者
ウ 外国人	ウ 認知症の高齢者
エ 乳幼児	エ 障害程度区分 4 以上の認定を受けている人又は身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級の交付を受けている者
オ 妊産婦	オ 療育手帳 A 判定の交付を受けている者
カ 医療機関で治療している方等	カ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者
	キ 既に要配慮者名簿に登録されている者
	ク 上記以外で、現に避難支援等が必要とされる者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は以下のとおりとし、市関係各部より情報入手し、名簿を作成する。なお、市で把握していない情報については、県に対して、情報提供を求めるものとする。

名簿作成後も、適宜情報更新を行い、最新の状態に保つよう努める。

■ 避難行動要支援者名簿に記載する事項

記載事項	ア 掲載者の氏名 イ 性別 ウ 生年月日 エ 住所 オ 連絡先 カ 避難支援等を必要とする事由、またはその等級や様態
------	---

(3) 避難行動要支援者名簿の提供及び情報共有

ア 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、以下に示す避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供し情報共有する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られない場合においては、提供しないものとする。

- (ア) 市関係各部
- (イ) 自治会、自主防災組織
- (ウ) 民生委員
- (エ) 消防団、警察
- (オ) 社会福祉協議会
- (カ) 福祉事業者、障がい者団体

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿情報を提供するものとする。

(4) 避難支援等関係者の対応原則・安全確保

避難支援等関係者は、平常時から、名簿情報の公開に同意した避難行動要支援者について、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

(5) 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止措置

市は、避難行動要支援者名簿について情報漏えい防止対策の措置を講じるとともに、避難支援等関係者に対して個人情報の取り扱いについての教育・指導を実施する。市が講じる措置は以下のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止措置

情報漏えい防止対策	ア 避難行動要支援者名簿の安全管理に関する市の役割・責任 イ 避難行動要支援者名簿の管理者の設置（防災担当課長） ウ 避難行動要支援者名簿の取り扱いにおける作業責任者の設置（防災担当職員） エ 避難行動要支援者名簿に関わる部署の役割と責任の明確化 オ 避難行動要支援者名簿の提供についての状況把握
避難支援等関係者に対する措置	ア 避難支援等関係者に対する教育・指導の実施

(6) 個別計画の策定

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、緊急避難場所・避難所、避難経路等、具体的な避難方法等について個別計画を策定するよう努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、老人福祉センターや福祉施設等の施設を活用し、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮を受けることができるなど、要配慮者の状態に応じて安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定する。

2 防災についての指導・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ア 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また平常時から対策を講じておくこと。
- イ 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

(2) 地域住民に対する普及・啓発

- ア 地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備すること。
- イ 発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

3 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

4 通院・入院患者に災害時に必要な医療情報の保持

医療機関で治療している方は、普段から災害時に避難所生活を送る際に特に必要な医療情報を自己申告できるようまとめておくことを周知しておく。

各家庭で上記の医療情報が記載されている書類を含めた防災キットの準備を徹底周知する。

第4 観光客・旅行者の安全確保

市、旅館、ホテル及び観光施設等の管理者は、観光地をかかえる市の特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策を事前に推進する。

1 避難標識等の整備、普及

市は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、災害時の避難行動や緊急避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

2 観光客、宿泊客等の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど観光客、宿泊客等の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となるよう平常時から食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

第5 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

また国は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

1 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し外国人に配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図る。

2 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図る。

第22節 防災知識普及・啓発

(総務部・建設部・消防本部・教育委員会)

市及び防災関係機関の職員並びに住民等に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施する。

第1 職員に対する防災教育

1 防災機関職員の教育

防災関係機関は防災に関し、その所属職員の教育を計画的に実施する。

2 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育の他、市において実施する一般教育と、施設管理者の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とする。

なお、市における一般教育については、消防職員及び消防団員の立場ごとに各々所要の教育計画を定めて実施する。

第2 防災上重要な施設の管理者への教育

1 防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき防火管理講習を年1回以上実施し、防火管理体制の強化拡充を図る。実施時期については各種職域の人事異動期の時期を目標にする。

2 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて、火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策の万全を期す。

第3 住民への防災知識の普及

防災知識の普及は、関係機関において以下の方法により行うほか、適宜、関係機関の協力を得て行う。

1 火災予防週間、防災週間における防災知識の普及

「火災予防週間」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及・啓発を図る。

2 新聞、ラジオ、テレビその他一般広報紙等による普及

- (1) ラジオ、テレビ等の放送による普及
- (2) 新聞による普及

- (3) 市報ぎのわん、その他の刊行物による普及
- (4) 映画・ビデオ及びスライドの活用
- (5) 展示会及び講習会の開催
- (6) 地域別説明会
- (7) 市ホームページによる普及
- (8) その他の方法による普及

3 実施内容

- (1) 一般的防災知識
- (2) 災害時の危険箇所
- (3) 避難場所の設定及び利用方法
- (4) 住民の防災協力事項
- (5) 防災気象情報に関する事項

4 河川愛護運動における防災知識の普及

市は、河川保護事業を実施し、また、ポスター等を作成して一般への河川愛護思想の普及を図る。

5 海上災害に対する防災思想の普及等

市は、機会あるごとに海上防災思想の普及に努める。

また、海洋汚染事案への対応を迅速かつ的確に実施するため、指定海上防災機関の海上災害のための措置に関する訓練事業を活用するなどして人材の育成に努める。

6 学校教育及び社会教育における防災知識の普及

(1) 学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

(2) 社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として実施する研修、集会等の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努める。

7 要配慮者への配慮に関する知識の普及等

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第23節 防災訓練計画（総務部・消防本部・全部署）

災害時に迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策をとることが被害を最小限に軽減するために重要であることから、防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、防災訓練を実施する。

訓練実施においては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1 防災訓練（職員参集訓練等）

1 総合防災訓練等

市は、県の実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

また、市が実施する総合防災訓練等において、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識・修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図る。

なお、訓練の種目はおおむね以下のとおりである。訓練の実施にあたっては、様々な災害の状況、規模、発生時刻等の設定状況を設け、初動体制、連絡体制、通信体制等の確認を行う。

- (1) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- (2) 水防訓練
- (3) 救出、救護訓練
- (4) 炊き出し訓練
- (5) 感染症対策訓練
- (6) 輸送訓練
- (7) 通信訓練
- (8) 流出油等の防除訓練
- (9) 広域応援要請訓練（情報収集伝達訓練）
- (10) その他必要な訓練（職員動員配備訓練、災害対策本部運用訓練、物資調達訓練、災害ボランティア活動訓練）

2 職員参集訓練

初動期の非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

なお、参集にあたっては、自転車、バイク等の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

3 訓練後の評価・検証

訓練実施後に、評価・検証を行い、応急対策上の問題点や改善点等今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行う。

第2 非常通信訓練

災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、沖縄地方非常通信協議会において計画する非常通信訓練計画に基づいた訓練、及び市で計画する非常通信訓練を実施する。

第3 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、市及び地区単位に、総合演習、消防ポンプ操法訓練等を実施する。

第24節 自主防災組織育成（総務部・消防本部）

災害への対応力を強化するには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、より有効な防災対策となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連携して自主防災組織を結成し、平常時から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、地域住民等による自主防災組織の組織化を積極的に推進し、その育成強化を図る。

その際、女性の参画の促進に努める。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

第1 自主防災組織整備計画の策定

自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導・支援方針等を具体的に明らかにする。

第2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上、自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等の資料の作成・周知、講演会等の開催について積極的に取り組む。

第3 組織の編成単位

自主防災組織は、住民の防災活動推進上、最も適正な規模と地域を単位として編成し、市と住民との協議のうえ設置する。

1 規模

住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

2 地域

住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

第4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、以下のような方法により組織づくりをする。

1 自治組織の活動への防災活動の組入れ

自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

2 防災活動を行っている組織の充実強化

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

3 地域で活動している組織の活用

女性団体、青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

第5 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を作成する。

第6 活動

1 平常時の活動

- (1) 防災に関する知識の普及
- (2) 防災訓練の実施
- (3) 防災資機材の備蓄
- (4) 防災リーダーの育成
- (5) 要配慮者の情報把握

2 災害時の活動

- (1) 災害情報の収集、伝達
- (2) 責任者等による要配慮者に配慮した避難誘導
- (3) 出火防止
- (4) 救出救護
- (5) 給食給水

第7 資機材の整備

市は、消火、救助、救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行う。

第8 活動拠点整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図る。

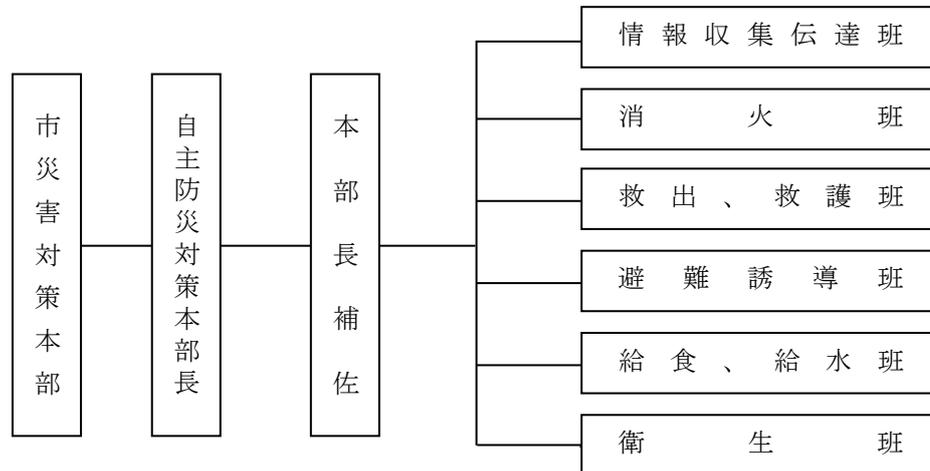
第9 防災士への支援

市は、防災士の継続的な技術研鑽について、必要な支援を行う。

第10 組織図、自主防災組織の役割分担

自主防災組織は、おおむね以下のとおりの組織図となる。ただし、各地域によってはその態様に応じて作成する。

■自主防災組織



■自主防災組織の役割分担

班名	役割	
	平常時	非常時
情報収集伝達班	1 防災知識の普及に関すること。 2 情報収集伝達訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 情報の収集、伝達に関すること。 2 指揮、命令等の伝達 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること。
消火班	1 地域の安全点検に関すること。 2 消火訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 出火防止と初期消火に関すること。
救出、救護班	1 地域の安全点検に関すること。 2 救出、救護訓練計画、実施 3 必要資機材（救出用具、医薬品等）の整備点検	1 負傷者の救出及び搬送 2 負傷者の応急手当 3 仮設救護所の設置
避難誘導班	1 地域の安全点検に関すること。 2 避難路、緊急避難場所・避難所の設定訓練 3 必要資機材の整備点検	1 安全な避難誘導に関すること。 2 緊急避難場所・避難所の設定
給食、給水班	1 井戸の現状把握に関すること。 2 給食、給水訓練の計画、実施 3 必要資機材の整備点検	1 炊き出しに関すること。 2 食料、飲料水、生活必需品等の配分に関すること。 3 ろ水機の運用に関すること。
衛生班	1 衛生処理訓練の計画実施 2 必要資機材の整備点検	1 仮設トイレに関すること。 2 ごみ処理及び消毒に関すること。

参考資料 2-7 自主防災組織

第25節 災害ボランティア活動環境の整備

(福祉推進部・健康推進部・教育委員会)

大規模災害時には、行政機関とボランティアが、如何に協力し活動するかが、その後の救援・復興を左右することが阪神・淡路大震災や東日本大震災で証明された。

そのため、行政、地域社会、そしてボランティア（団体）や企業が普段から取り組むべき計画等を記載する。

第1 ボランティア意識の醸成

1 学校教育における取り組み

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、市は、学校教育に積極的に取り入れていく。

2 生涯学習を通じての取り組み

市及び社会福祉協議会は、県と連携して、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

第2 ボランティアの育成等

1 地域ボランティアの育成

ボランティアが効果的な活動を実施するには、被災地内ボランティアが必要であり、市及び社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努める。

■地域ボランティアの役割（初動期）

- 被災地外ボランティアの現地誘導
- ボランティアの受付
- ボランティア組織形成の支援

2 専門ボランティアの登録等

(1) 専門的な資格や技能を有する者の登録及び把握

市は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努める。

(2) 研修、訓練の実施

市は、登録されている専門ボランティアに対して、その防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等を行う。

3 ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社沖縄県支部、県及び市の社会福祉協議会と連携し、災害時にボラ

ンティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努める。

第3 ボランティア支援対策

1 受付場所、活動拠点についての検討

市は、県及び県社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について準備・指定しておく。

2 初動期のボランティア活動の迅速化

市は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておく。

3 活動の支援

市は、市内のボランティア（団体）を登録、把握するとともに、ボランティア活動を支援する。

また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。

4 金銭面の支援の検討

市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担等の支援を検討する。

5 清掃等への協力

市、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、要配慮者世帯の清掃等への協力を求める。

第26節 基地災害予防計画（基地政策部）

第1 現況

1 普天間飛行場の立地による影響

宜野湾市の中央部に位置する普天間飛行場は、市域面積の約24.0%を占めており、飛行場周辺は密集した住宅地域となっていることから、航空機騒音、雨水排水被害、道路交通網の遮断による経済的損失、都市開発等、地域振興上の問題が生じている。

2 航空機等墜落事故等の発生

昭和47年12月4日沖縄国際大学の校舎建設現場におけるOV-10ブロンコ観測機からの燃料タンク墜落事故、昭和55年10月2日のOV-10ブロンコ観測機の滑走路における墜落事故（乗員1名死亡）等、この施設に所属する航空機等の墜落事故等の発生は、復帰以降、令和3年1月末現在で、150件（年平均3回）となっている。

最近では、平成16年8月13日に、沖縄国際大学構内第1号館においてCH-53D大型輸送ヘリ1機が墜落し、民間人に負傷者はなかったものの、乗組員3人のうち1人が重傷、2人が軽傷を負う事故があった。この事故では、大学本館が使用不能となったほか、我如古公民館近くに尾翼ローターが落下するなど周辺地域に機体等が散乱し、周辺民家29戸、車両33台が損傷し、地域住民に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症するなど強い不安と衝撃を与えた。

平成29年12月には、普天間第二小学校のグラウンドに米軍CH-53Eヘリの窓が落下し、ヘリからの落下物を想定した避難訓練を実施するなど、児童をはじめ市民の不安がなくなることはない。

3 燃料漏れ事故等の懸念

水を通しやすい琉球石灰岩台地が広がる普天間飛行場周辺では湧き水を利用した大山の田芋栽培が行われているが、高台に位置する同飛行場で燃料漏れ等の事故が発生した場合、これら田芋畑への流出が懸念される。

また、地震等による大規模災害が発生した場合、基地施設内の危険物に被害が及ぶと、災害規模は空前絶後の大惨事となり得る。

令和2年4月には普天間飛行場においてPFOSを含む泡消火剤が基地外へ漏出し、大量の泡が市街地に飛散するなどの事故が発生し、住民生活へ大きな影響を与えた。

第2 基地災害予防対策

基地災害に対する予防対策として、これまでに日米間で合意した協定等を遵守するよう所轄管理者の責任を強く要請するとともに、住民地域への被害防止と災害・事故等の発生時における応急対策が的確に実施できるよう万全の体制を構築する。

■市内の米軍施設

施設名	総面積 (km ²)	市域 (km ²)	管理部隊
F A C 6 0 4 4 キャンプ瑞慶覧	5.341	1.062	海兵隊キャンプ・バトラー 基地司令部
F A C 6 0 5 1 普天間飛行場	4.759	4.759	海兵隊キャンプ・バトラー 基地司令部
F A C 6 0 7 6 陸軍貯油施設	0.001	0.001	米陸軍トリステーション 基地管理本部

令和2年3月末現在

第3編 災害応急対策計画

- | | |
|-----|---------------|
| 第1章 | 地震・津波災害応急対策計画 |
| 第2章 | 風水害応急対策計画 |
| 第3章 | 共通の災害応急対策計画 |

第1章 地震・津波災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど被害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織・動員計画（総務対策部総務班）

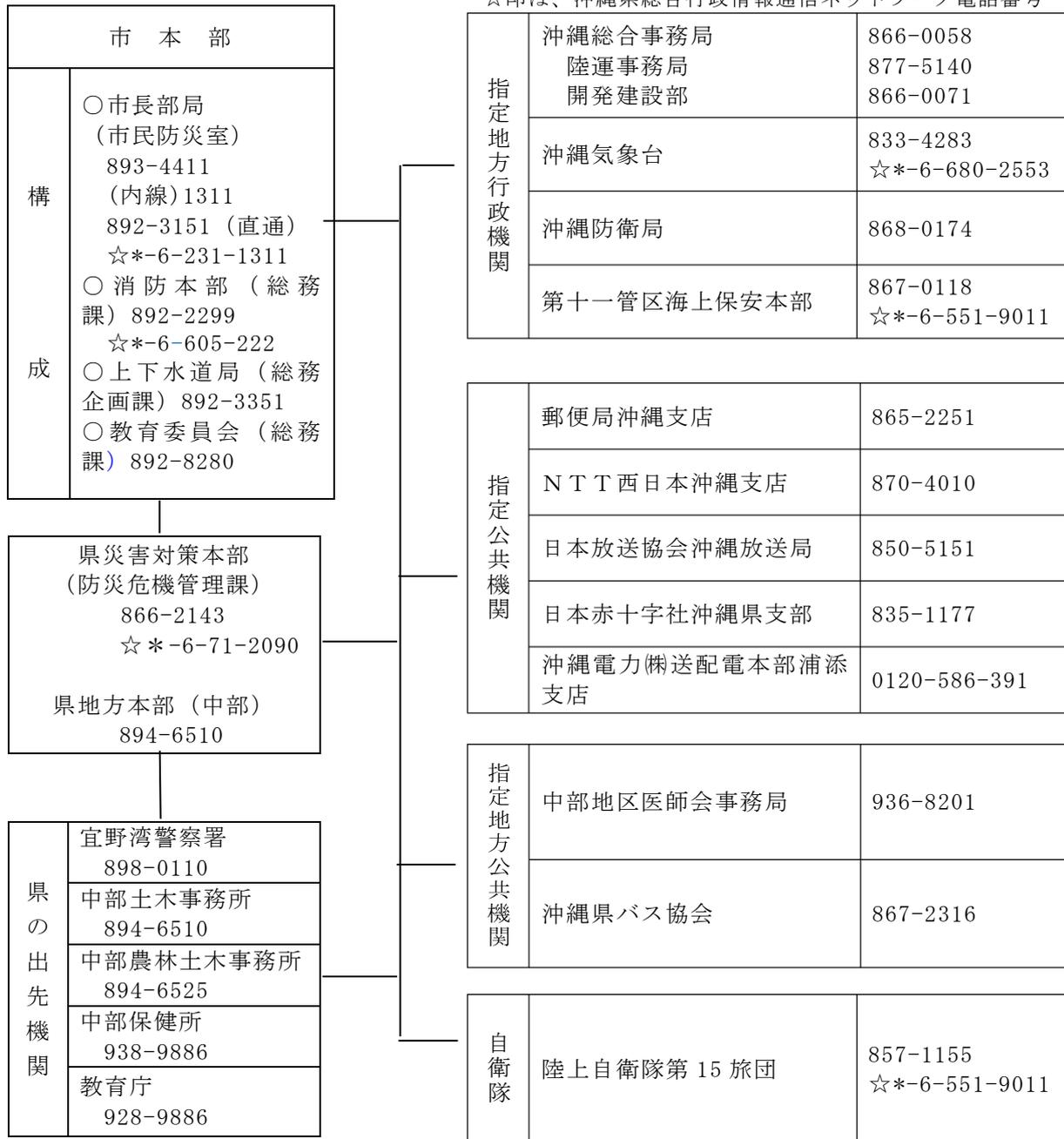
この計画は、迅速かつ的確に応急対策を講ずるため、市災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌及び災害対策要員等について定めるものである。

第1 市災害対策本部と防災機関との協力系統

市災害対策本部と防災関係機関との協力系統は、次ページのとおりとする。

なお、市及び警察・消防・自衛隊等の各機関がそれぞれ応急対策を進める上で、各種調整や情報共有等を図る場として、合同調整所を設置する。

☆印は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号



参考資料 3-3 県内防災関係機関一覧表

第2 市災害対策本部の設置及び解散

1 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- (1) 沖縄本島地方に津波警報が発表され、情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要があるとき
- (2) 地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき
- (3) 気象庁が、市域内で震度5強以上が観測された旨発表したとき

- (4) 気象庁が、沖縄本島地方に大津波警報を発表したとき

2 市災害対策本部の設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒体制の構築

地震・津波による被害発生又は被害拡大を防止するための警戒活動が必要な場合は、以下の基準により災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案のうえ必要に応じて、後述の市災害警戒本部体制に移行する。

ア 気象情報などにより災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき

イ 気象庁が、市域内で震度4が観測された旨を発表したとき、及び沖縄本島地方に津波注意報を発表したとき

(2) 市災害警戒本部の設置

地震・津波が発生し、または発生するおそれのある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を本部長とした災害警戒本部を以下の基準で設置する。

ア 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合

ウ 気象庁が、市域内で震度5弱が観測された旨を発表したとき、及び沖縄本島地方に津波警報を発表したとき

エ 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたときで、情報の収集・伝達などを特に強化して対処する必要がある場合

3 市災害対策本部・市災害警戒本部の設置場所

市災害対策本部及び市災害警戒本部は、市役所庁舎内に設置する。災害により市役所庁舎が使用できない場合は、以下の順により、建物使用の可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。また、状況によっては、本部長の判断に基づき、現地対策本部を設置する。

- (1) 宜野湾市消防本部庁舎（宜野湾市野嵩 677）
- (2) 宜野湾市民会館（宜野湾市野嵩 1-1-2）
- (3) 宜野湾市民図書館（宜野湾市我如古 3-4-10）

4 市災害対策本部・市災害警戒本部の解散

市災害対策本部・市災害警戒本部は、災害発生のおそれなくなり、対策実施の必要がなくなったとき、災害応急対策を終了し、市災害対策本部・市災害警戒本部を解散する。

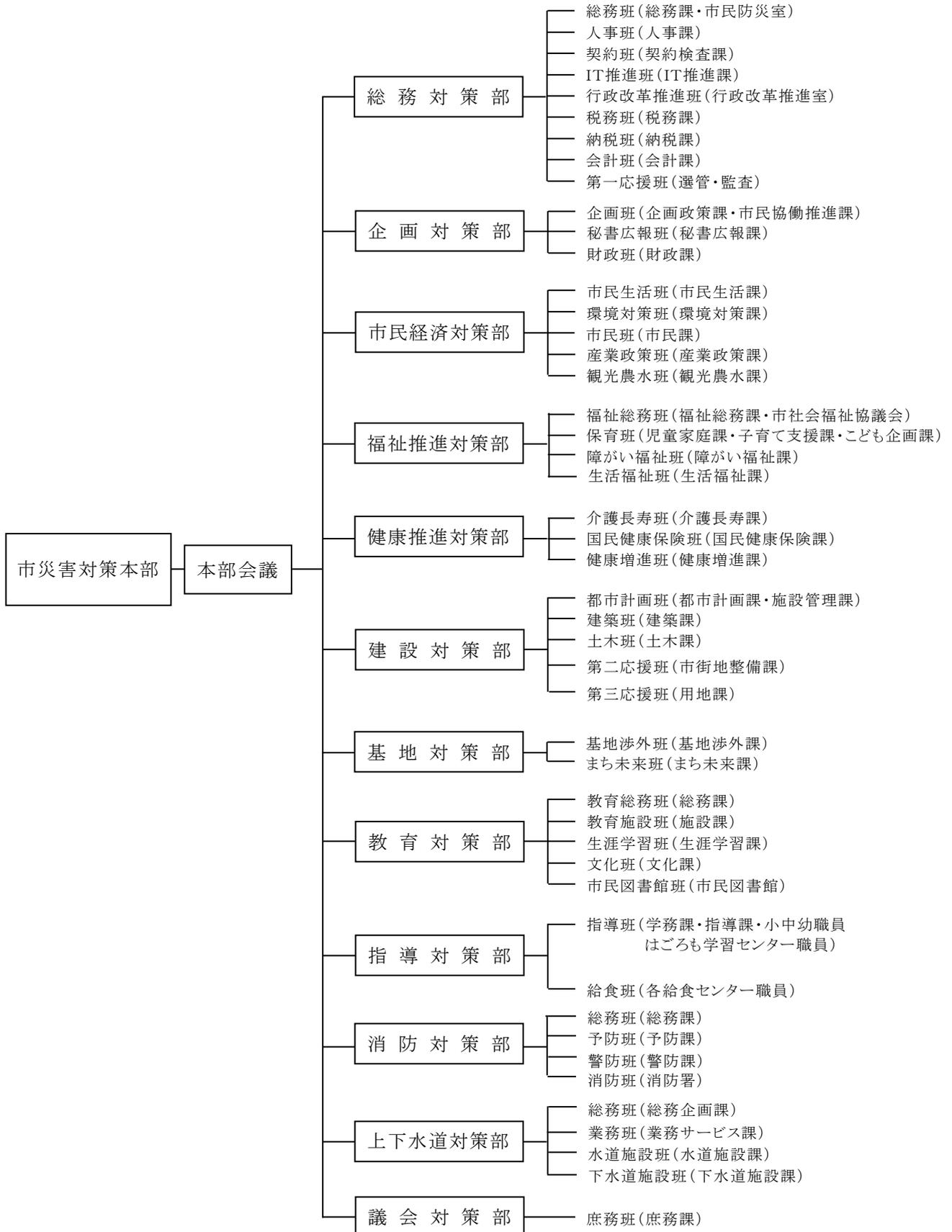
5 設置又は解散の通知公表

市災害対策本部・市災害警戒本部を設置又は解散したときは、県、関係機関及び住民に対し、以下により通知公表する。

担当班	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務対策部 総務班長	市各部長	庁内放送、電話その他迅速な方法
〃 〃	県	電話その他迅速な方法
〃 〃	関係機関	電話その他迅速な方法
企画対策部 秘書広報班長	報道機関	電話その他迅速な方法
総務対策部 総務班長 総務対策部 I T推進班長 企画対策部 秘書広報班長 消防対策部 消防班長	住民	テレビ、ラジオ、広報車、防災行政無線、市ホームページによりその他迅速な方法

第3 市災害対策本部の組織

市災害対策本部の組織編成は以下のとおりである。



第4 災害対策の動員

1 配備の指定及び区分

(1) 配備の規模

本部長は、災害の状況に応じ、直ちに配備の規模を指定する。

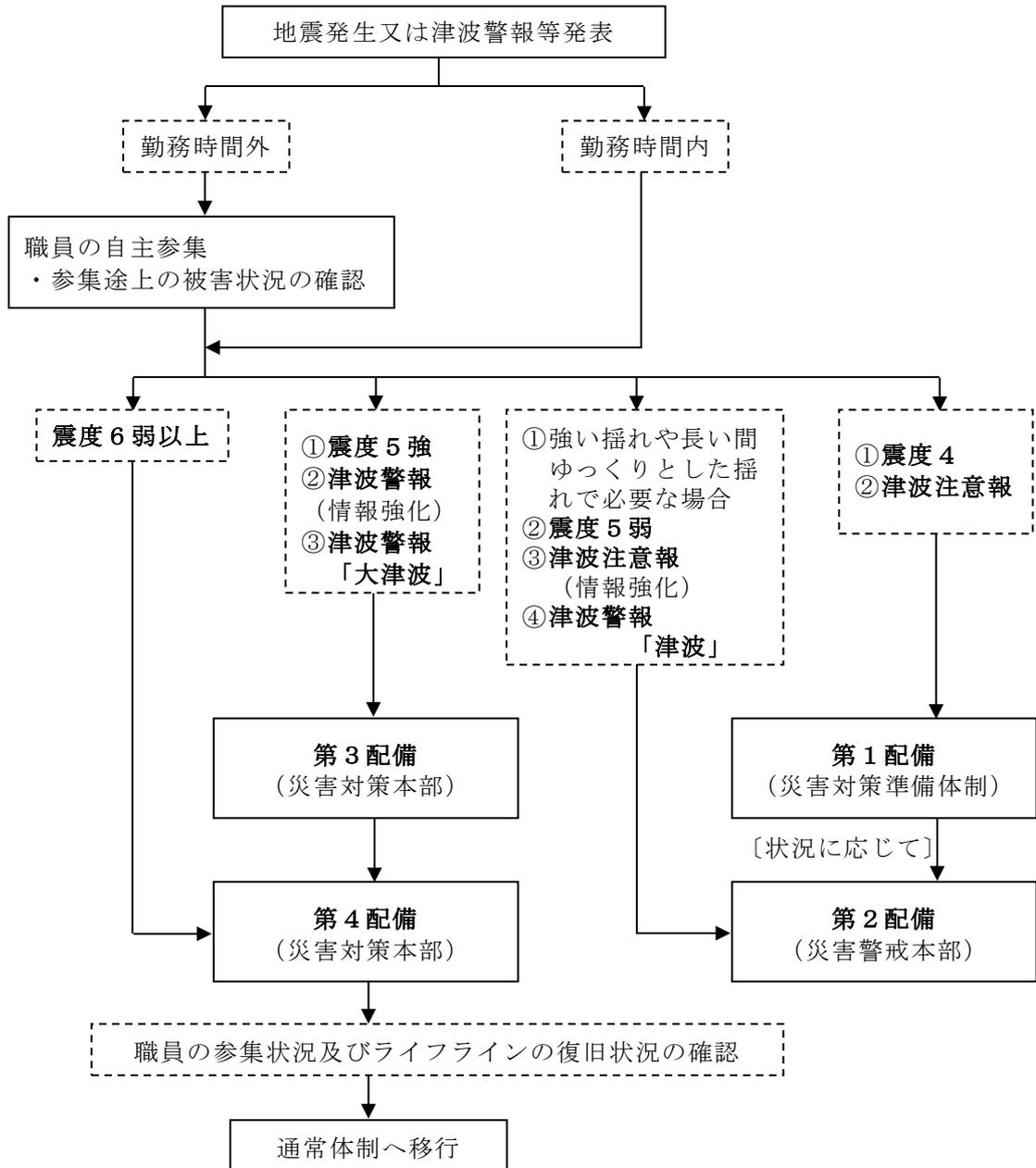
ただし、本部長の指定がない場合でも、その状況に応じて、各部長においてその配備を決定することができる。この場合、各部長は直ちに本部長に報告する。

(2) 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

配備体制	本部	配備基準	配備内容
第1配備 (災害対策準備体制)	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 市内で震度4が観測された場合 3 沖縄本島地方に、津波注意報が発表された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。 2 その他の職員は待機の体制をとる。
第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めた場合 3 市内で震度5弱が観測された場合 4 沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 沖縄本島地方に、「津波」の津波警報が発表された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 2 その他の職員は配置につく体制をとる。
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 沖縄気象台が、市の全域又は一部の地域で震度5強が観測された場合 3 沖縄本島地方に、津波警報が発表されたときで、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 4 沖縄本島地方に、「大津波」の津波警報が発表された場合 	災害救助の実施に必要な市災害対策本部要員は配置につく。
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 市の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された場合 	全職員が配置につく。

■職員の配備体制の流れ



(3) 配備要員

配備要員の人数は、おおむね以下を基準とする。

部名	班名	配備要員人数			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
総務対策部	総務班	6	7	9	全員
	人事班	1	2	6	〃
	契約班	—	1	3	〃
	IT推進班	—	1	4	〃
	行政改革推進班	—	1	4	〃
	税務班	—	1	5	〃
	納税班	—	1	5	〃
	会計班	—	1	2	〃
	第一応援班	—	2	4	〃
	小計	7	17	42	〃
企画対策部	企画班	—	2	8	〃
	財政班	—	1	3	〃
	秘書広報班	—	1	3	〃
	小計	—	4	14	〃
市民経済対策部	市民生活班	—	1	4	〃
	環境対策班	1	2	3	〃
	市民班	—	1	6	〃
	産業政策班	—	1	4	〃
	観光農水班	—	1	3	〃
	小計	1	6	20	〃
福祉推進対策部	福祉総務班	1	3	3	〃
	保育班	—	3	14	〃
	障がい福祉班	—	1	5	〃
	生活福祉班	—	1	8	〃
	小計	1	8	30	〃
健康推進対策部	介護長寿班	1	2	8	〃
	国民健康保険班	—	1	6	〃
	健康増進班	—	1	8	〃
	小計	1	4	22	〃
建設対策部	都市計画班	—	2	9	〃
	建築班	1	2	7	〃
	土木班	1	2	4	〃
	第二応援班	—	1	7	〃
	第三応援班	—	1	3	〃
	小計	2	8	30	〃
基地対策部	基地渉外班	1	2	2	〃
	まち未来班	—	1	3	〃
	小計	1	3	5	〃

部名	班名	配備要員人数			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
教育対策部	教育総務班	—	1	4	〃
	教育施設班	1	2	4	〃
	生涯学習班	—	1	5	〃
	文化班	—	1	5	〃
	市民図書館班	—	1	2	〃
	小計	1	6	20	〃
指導対策部	指導班	—	3	15	〃
	給食班	—	1	2	〃
	小計	—	4	17	〃
消防対策部	総務班	—	1	3	〃
	予防班	—	1	3	〃
	警防班	—	1	4	〃
	消防班	1	2	20	〃
	小計	1	5	30	〃
上下水道対策部	総務班	—	1	8	〃
	業務班	—	1	4	〃
	水道施設班	—	1	3	〃
	下水道施設班	1	2	3	〃
	小計	1	5	18	〃
議会対策部	庶務班	—	1	4	〃
	合計	16	71	252	〃

2 部長及び副部長

市本部の部長及び副部長は、以下のとおりとする。

部名	部長	副部長
総務対策部	総務部長	総務部次長
企画対策部	企画部長	企画部次長
市民経済対策部	市民経済部長	市民経済部次長
福祉推進対策部	福祉推進部長	福祉推進部次長
健康推進対策部	健康推進部長	健康推進部次長
建設対策部	建設部長	建設部次長
基地対策部	基地政策部長	基地政策部次長
教育対策部	教育部長	教育部次長
指導対策部	指導部長	指導部次長
消防対策部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局長	上下水道局次長
議会対策部	議会事務局長	庶務課長
その他本部長が認めるもの。		

3 所掌事務及び配備報告

(1) 各部の所掌事務

各部の所掌事務は、以下のとおりとする。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
総務対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	総務班 班長 市民防災室長 副班長 総務課長	市民防災室職員 総務課職員	1 市本部会議に関する こと。 2 市本部の設置及び解散に関する こと。 3 市本部の庶務及び連絡調整に関する こと。 4 各部、各班の分掌事務の調整に関する こと。 5 防災会議及び関係機関との連絡調整に関する こと。 6 災害情報の収集及び関係対策部・関係機関への 連絡に関する こと。 7 関係機関に対する協力要請に関する こと。 8 災害調書の作成及び関係機関への報告に関する こと。 9 災害関係文書の受理及び発送に関する こと。 10 り災証明の発行に関する こと。 11 被災者台帳の作成に関する こと。 12 非常通信の運用に関する こと。 13 自衛隊への災害派遣要請の要求に関する こと。 14 広域応援要請に関する こと。 15 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する こと。 16 災害対策車両の配置及び輸送に関する こと。 17 防災行政無線による通信の確保に関する こと。 18 市有財産の被害調査及び災害対策に関する こと。 19 安否情報の提供に関する こと。 20 災害復興計画に関する こと。
	人事班 班長 人事課長	人事課職員	1 災害従事者の健康管理及び公務災害に関する こと。 2 災害時における職員の出勤配備及び勤務に関する こと。 3 職員の派遣要請又はあっせん要求に関する こと。 4 被災市職員の共済の窓口業務に関する こと。
契約班 班長 契約検査課長	契約検査課職員	1 災害応急対策用諸物資の購入に関する こと。 2 その他、市本部の事務に必要な器具等の整備 及び設置に関する こと。	

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
総務対策部	I T推進班 [班長] I T推進課長	I T推進課職員	1 市内各地区、防災拠点等との通信手段の確保に関すること。 2 市HP、庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び災害情報の発信に関すること。
	行政改革推進班 [班長] 行政改革推進室長	行政改革推進室職員	1 災害対応のためのプロジェクトチームに関すること。
	税務班 [班長] 税務課長	税務課職員	1 被災者に対する市税の減免に関すること。 2 り災証明の発行に関すること（大規模災害の場合）
	納税班 [班長] 納税課長	納税課職員	1 被災者に対する市税の徴収猶予に関すること。 2 り災証明の発行に関すること（大規模災害の場合）
	会計班 [班長] 会計課長	会計課職員	1 市本部の出納に関すること。 2 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
	第一応援班 [班長] 選挙管理委員会事務局長	選挙管理委員会事務局職員 監査委員事務局職員	1 災害時における部内各班への応援に関すること。
企画対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	企画班 [班長] 企画政策課長 [副班長] 市民協働推進課長	企画政策課職員 市民協働推進課職員	1 災害時における本部長の特命事項に関すること。 2 義援金、見舞金等の受付及び配分に関すること。
	秘書広報班 [班長] 秘書広報課長	秘書広報課職員	1 災害に関する発表その他広報に関すること。 2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 4 災害視察者に関すること。
	財政班 [班長] 財政課長	財政課職員	1 災害対策費の資金計画に関すること。 2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関すること。 3 災害時における部内応援に関すること。 4 その他財政所管の災害調査及び対策に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
市民経済対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	市民生活班 班長 市民生活課長	市民生活課職員	1 食料の調達及び供給に関すること。 2 災害時における消費生活の総合調整に関する こと。 3 災害時における交通安全対策に関すること。 4 被服、寝具その他生活必需品及び救援物資等 の保管及び管理、給付に関すること。 5 災害対策応急物資等の購入品の検収に関する こと。 6 義援品、見舞品等の受付及び配分に関するこ と。
	環境対策班 班長 環境対策課長	環境対策課職員	1 廃棄物の災害対策に関すること。 2 衛生関係の災害報告に関すること。 3 災害時の遺体安置に関すること。 4 災害時の動物の保護・収容に関すること。
	市民班 班長 市民課長	市民課職員	1 被災者の住民登録に関すること。 2 安否情報に関すること。
	産業政策班 班長 産業政策課長	産業政策課職員	1 災害時の商工業者の災害対策及び被害調査並 びに報告に関すること。 2 災害に関連した失業者の対策に関すること。 3 商工会、その他関係団体との連絡に関するこ と。 4 災害対策に要する労働力の供給に関すること。 5 所管の施設の災害対策及び被害調査に関する こと。
	観光農水班 班長 観光農水課長	観光農水課職員	1 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関 すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光施設等の被害調査及びその対策に関する こと。 4 災害時の農業災害関係の被害調査及び対策に 関すること。 5 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害対策 及び被害調査に関すること。 6 農業協同組合その他関係団体との連絡に関す ること。 7 農業水産物のり災証明の発行に関すること。 8 被害農家等に対する災害資金の窓口業務に関 すること。 9 被災農家に対する生活指導に関すること。 10 災害時における農業災害補償の窓口業務に関 すること。 11 家畜感染症の防疫に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
市民経済対策			12 農地及び農業用施設の被害調査・報告及び災害復旧事業に関すること。 13 被害漁業者に対する災害資金の窓口業務に関すること。 14 災害時における水産物流通対策の窓口業務に関すること。
福祉推進対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	福祉総務班 班長 福祉総務課長 市社会福祉協議会事務局長	福祉総務課職員 市社会福祉協議会職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 救助法の適用に関すること。 3 避難所などの総括に関すること。 4 生活再建支援に関すること。 5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。
	保育班 班長 子育て支援課長 副班長 児童家庭課長 こども企画課長	児童家庭課職員 子育て支援課職員 こども企画課職員	1 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災児童の受入れに関すること。
	障がい福祉班 班長 障がい福祉課長	障がい福祉課職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	生活福祉班 班長 生活福祉課長	生活福祉課職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。 2 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
健康推進対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	介護長寿班 班長 介護長寿課長	介護長寿課職員	1 要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策に関すること。 2 災害時における高齢者福祉に関すること。 3 所管の福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	国民健康保険課職員	1 医療関係施設の被害調査に関すること。 2 国民健康保険料（税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 3 災害時における健康保険等に関すること。
	健康増進班 班長 健康増進課長	健康増進課職員	1 保健所との連絡に関すること。 2 災害時の防疫に関すること。 3 感染症の調査及び防疫状況の報告に関すること。 4 災害時の食品衛生に関すること。 5 医療関係機関、団体などとの連絡及び被災者の応急救護に関すること。 6 災害時における医療品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。 7 被災者の健康管理に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
建設対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	都市計画班 班長 都市計画課長 副班長 施設管理課長	都市計画課職員 施設管理課職員	1 都市施設の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 都市公園及び街路樹の災害復旧措置及び被害調査に関すること。
	建築班 班長 建築課長	建築課職員	1 建築物の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災住宅の応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 市営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 5 被災者の市営住宅への入居のあっせんに関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 7 民間建築物の被害状況調査に関すること。 8 被災宅地危険度判定に関すること。
	土木班 班長 土木課長	土木課職員	1 道路及び橋りょうの災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害時の道路及び橋りょうの使用に関すること。 3 急傾斜地などの災害対策及び被害調査に関すること。 4 海岸の保全対策に関すること。
	第二応援班 班長 市街地整備課長	市街地整備課職員	1 災害時における各部班の応援に関すること。
	第三応援班 班長 用地課長	用地課職員	1 災害時における部内各班の応援に関すること。
	基地対策部	対策部全班	対策部全職員
基地渉外班 班長 基地渉外課長	基地渉外課職員	1 基地に関する災害対策及び被害調査に関すること。	
	まち未来班 班長 まち未来課長	まち未来課職員	1 基地に起因する災害に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
教育対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関する こと。
	教育総務班 班長 総務課長	総務課職員	1 部における情報の収集及び報告に関する こと。 2 災害時の教育施設の使用協力に関する こと。 3 災害についての広報活動に関する こと。 4 職員の災害補償に関する こと。 5 職員の健康管理に関する こと。 6 災害従事職員の公務災害に関する こと。 7 被災教職員の共済の窓口業務に関する こと。
	教育施設班 班長 施設課長	施設課職員	1 教育施設の災害対策及び被害調査報告に 関すること。 2 被災校舎の応急修理に関する こと。
	生涯学習班 班長 生涯学習課長	生涯学習課職員	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査 報告に関する こと。
	文化班 班長 文化課長	文化課職員	1 文化財の災害対策及び被害調査報告に 関すること。
	市民図書館班 班長 市民図書館長	市民図書館職員	1 所管の施設の災害対策及び被害調査に 関すること。
指導対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に 関すること。
	指導班 班長 学務課長 副班長 指導課長	指導課職員 学務課職員 はごろも学習セ ンター職員 幼稚園職員 小学校職員 中学校職員	1 県費負担教職員の動員に関する こと。 2 幼児、児童、生徒の安全確保、避難 及び救助に関する こと。 3 被災学校の応急授業措置に関する こと。 4 教材学用品の配布に関する こと。 5 教育事務所との連絡に関する こと。 6 幼児、児童、生徒の被害調査及び 防災教育に 関すること。 7 災害時の学校における保健衛生に 関すること。
	給食班 班長 学校給食セン ター所長	各給食センター 職員	1 災害時の炊き出し及び給食に関する こと。 2 災害時の学校給食に関する こと。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
消防対策部	総務班 [班長] 総務課長	総務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係機関との連絡調整に関すること。 2 部内職員の配備に関すること。 3 部内職員の健康管理及び公務災害に関すること。 4 消防施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害の即報及び報道機関からの問い合わせ対応に関すること。 6 部内の他班に属しないこと。
	予防班 [班長] 予防課長	予防課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災の原因及び損害調査に関すること。 2 火災り災証明の発行に関すること。 3 被害状況の調査、記録及び報告に関すること。 4 危険物製造所等の災害復旧対策の指導等に関すること。 5 災害時における火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの危険物の災害復旧対策に関する県、警察、関係機関との連携に関すること。
	警防班 [班長] 警防課長	警防課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 2 災害情報の収集及び市本部への伝達に関すること。 3 災害状況の記録に関すること。 4 地域住民の避難誘導に関すること。 5 広域消防応援の受入れに関すること。
	消防班 [班長] 消防署長	消防署職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法に基づく消防活動、その他応急災害対策に関すること。 2 水防法に基づく水防活動、その他応急災害対策に関すること。 3 災害防除及び救出避難に関すること。 4 警備、警戒、防衛活動などに対する警察との連絡協力に関すること。
上下水道対策部	総務班 [班長] 総務企画課長	総務企画課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道対策部の統括に関すること。
	業務班 [班長] 業務サービス課長	業務サービス課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び報告に関すること。 2 県企業局及び市の指定工事店との連絡に関すること。
	水道施設班 [班長] 水道施設課長	水道施設課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災水道施設の応急処置及び復旧整備に関すること。 2 災害時の水道使用に関すること。 3 災害時の飲料水の供給に関すること。 4 災害時の部内各班の応援に関すること。

部名	班名及び班長	班員	事務分掌
上下水道対策部	下水道施設班 班長 下水道施設課長	下水道施設課職員	1 下水道の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 河川の保全対策に関すること。
議会対策部	対策部全班	対策部全職員	1 避難者の収容及び避難所の運営管理に関すること。
	庶務班 班長 庶務課長	庶務課職員	1 議会との連絡調整に関すること。 2 災害時における議会活動に関すること。 3 災害時における部内各班への応援に関すること。

(2) 配備要員の指名

各部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応ずる配備要員をあらかじめ指名する。

参考資料 7-2 災害対策配備要員指名名簿

(3) 配備報告書の作成

各部長は、毎年5月1日までに配備報告書を作成し、総務対策部総務班長に提出する。

なお、配備要員に異動があった場合は、その都度修正の上、総務班長に通知する。

参考資料 7-1 配備報告書

4 動員方法

(1) 本部会議の招集

本部長は、地震・津波により市内で重大な被害が発生したとき、津波警報や災害発生のおそれのある異常現象等の通報を受けた場合で大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他応急対策に必要な事項を決定する。

(2) 本部会議の招集に関する事務

本部会議の招集に関する事務は、総務班長が行う。

(3) 配備規模の通知及び配置

①人事班長は、本部が設置され対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨を各部長に通知する。

②通知を受けた各部長は、各班長へその旨を通知し、その人数を人事班長に報告する。

③通知を受けた各班長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨を通知する。

④通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配置につく。

⑤配備要員は、「宜野湾市災害対策本部」の従事者であることを示すため、腕章等を身につける。

(4) 非常招集系統の確立

各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立する。

なお、非常招集系統については配備要員名簿に併記し、人事班長に提出する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な他の機関に参集し応急対策に当たる。

参集途上においては、可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

参考資料 7-3 災害対策配備要員名簿

5 夜間及び休日における配備

(1) 守衛の災害時の対応

守衛は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、総務班長（市民防災室長）に注意報、警報を伝達するとともに、関係職員に連絡する。

(2) 非常参集

参集が必要な職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、災害が発生したとき又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断で所属機関に参集する。

また、全職員は、非常体制に該当する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な他の機関に参集し応急対策に当たる。

なお、参集途上においては、可能な限り被害状況の把握に努め、参集後直ちに班長に報告する。

参考資料 7-4 災害概況調査票

(3) 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、市本部の設置、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を迅速に行うため、あらかじめ庁舎近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定するなど要員確保対策を講ずる。

6 意思決定順位

本部長（市長）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合には、以下の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

①市長 → ②副市長 → ③総務部長

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

(総務対策部総務班・消防対策部)

地震・津波による被害の拡大を未然に防止するため、地震情報、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するための措置について定める。

第1 地震情報・津波警報等の種類及び発表基準

1 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁から発表される地震情報等は、以下のとおりである。

地震情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
遠地地震に関する情報	・国外で地震が発生し、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、を概ね30分以内に発表。 また、日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を取りまとめた資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

2 津波警報等の種類及び発表基準

(1) 種類

- ア 津波警報等：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- イ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 津波警報等の発表基準

ア 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、

地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(3) 津波情報の種類

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻（※1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。

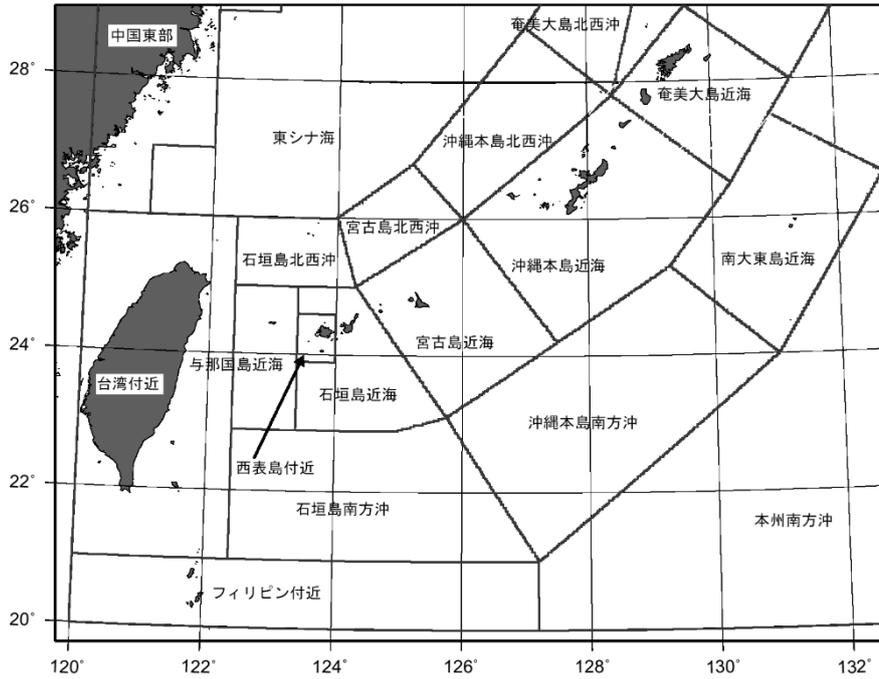
(5) 津波予報区

沖縄県には「沖縄本島地方」、「大東島地方」及び「宮古島・八重山地方」の3つの津波予報区があり、宜野湾市は「沖縄本島地方」に属している。

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（名護市、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡〔国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村〕、中頭郡〔読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町〕、島尻郡の一部〔粟国村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村、久米島町〕

(6) 震央地名

津波情報や地震情報等で発表する震央地名の区分は、以下のとおりである。



3 津波警報等の標識

津波警報等の標識は、以下による。

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
大津波警報	(連点) ●—●—●—●	(約3秒) ○— (約2秒)(短声連点)
津波警報	(3点と2点との斑打) ●—●—●—●—●—●	(約5秒) ○— (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) ●—●—●—●—●	(約10秒) ○— (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分) ○— (約3秒)

※ 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

4 市が行うことのできる津波警報

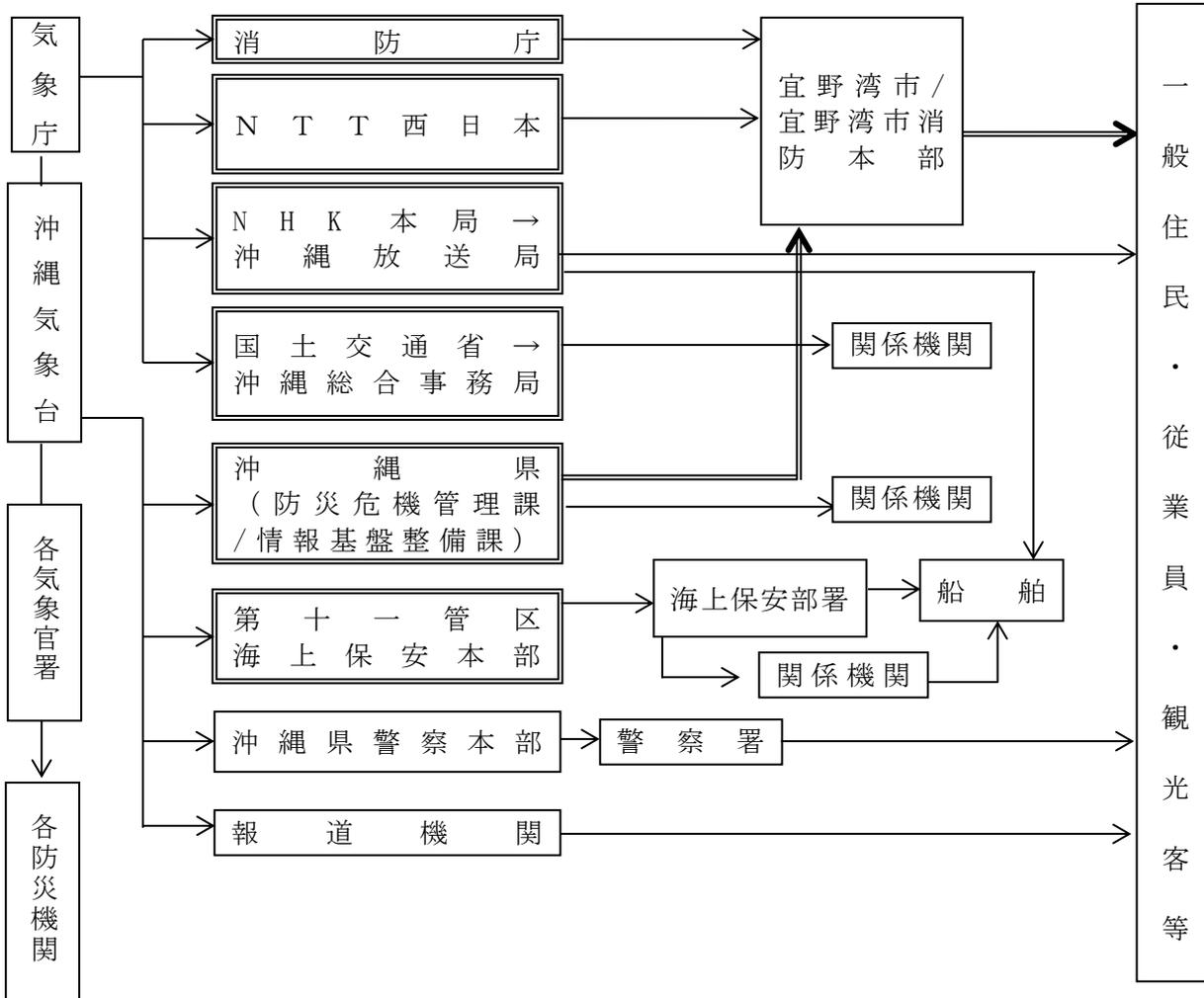
災害により津波に関する気象官署の警報事項を適時に受けることができなかった場合、市長は津波警報を発令することができる。

市長は、津波警報を発令した場合は、異常現象の発見通報体制にならって気象官署に通報する。

第2 地震情報・津波警報等の伝達

1 伝達系統図

地震情報・津波警報等の伝達系統は、以下のとおりとする。



地震情報及び津波警報等の伝達系統図

(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 津波警報の伝達要領

(1) 住民等への徹底

市は、あらかじめ定められた方法により、入手した情報を住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して伝達する。

(2) 津波警報等の解除

津波警報等の解除は上記の系統図の伝達体制に準ずる。

3 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは異常な海象を知った場合は、宜野湾市消防本部、警察に連絡するとともに、市防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民等に対し、海岸から退避するよう勧告・指示する。

また、宜野湾市消防本部、警察の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとる。

第3 緊急地震速報の活用

1 緊急地震速報の概要

緊急地震速報とは、地震の発生直後に、気象庁が震源に近い地震計で観測された地震波を解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定するとともに、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを素早く知らせる警報のことである（震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して発表される。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の予報区

緊急地震速報で使用される予報区を以下に示す。

	府県予報区の名称	区域の名称
宜野湾市	沖縄本島	沖縄県本島中南部

3 緊急地震速報の入手方法

緊急地震速報は、以下のいずれかにより入手するよう努める。

(1) 防災行政無線による放送

市は、消防庁による全国瞬時警報システム（J-アラート）を受け、防災行政無線による放送を行う。

(2) テレビやラジオによる放送

NHK（日本放送協会）は、テレビやラジオにおいて、気象庁が一般向けの緊急地震速報（警報）を発表した際に、文字や音声等により放送する。

(3) 携帯電話による受信

携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。

なお、受信できる携帯電話のことや受信するための設定等の詳細については、携帯電話各社へ問い合わせが必要になる。

(4) 施設の館内放送

緊急地震速報の館内放送を行っている施設では、館内放送で緊急地震速報を知ることができる。

(5) 受信端末等を利用した情報の入手

緊急地震速報の受信端末や、表示ソフトをインストールしたパソコン等へ、緊急地震速報を提供する事業者もある。

4 緊急地震速報を入手した場合の行動

地震の強い揺れが来るまでの時間は、緊急地震速報を見聞きしてから数秒から数十秒しかないため、短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

そのため、緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、周りの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本となる。

具体的な行動を以下に示す。

(1) 屋内にいる場合

ア 家庭

(ア) 頭を保護し、丈夫な机の下等、安全な場所へ避難する。

(イ) あわてて外に飛び出さない。

(ウ) 無理に火を消そうとしない。

イ 人が大勢いる施設

(ア) 施設の係員の指示に従う。

(イ) 落ち着いて行動し、あわてて出口に走り出さない。

(2) 乗り物に乗っている場合

ア 自動車運転中

(ア) あわててスピードを落とさない。

(イ) ハザードランプを点灯し、周りの車に注意を促す。

(ウ) 急ブレーキはかけず、緩やかに速度を落とす。

(エ) 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

イ エレベーター

最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(3) 屋外にいる場合

ア 街中

(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。

(イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ 山やがけ付近

落石やがけ崩れに注意する。

参考資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

第3節 避難計画（福祉推進対策部・総務対策部・消防対策部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

なお、避難計画の詳細については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府（防災担当））を踏まえ、「避難情報の発令基準」の作成も含まれており、市は、居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有する。

第1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難促進、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難情報等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

1 避難指示

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	—
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をする暇のないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	—
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波 高潮 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	—
水防管理者	洪水、津波 高潮	水防法第29条	—

2 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	—
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員を含む。）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む。）警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき、又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に 属する者	洪水、津波 高潮	水防法第21条	—
警察官	洪水、津波 高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

【避難指示と警戒区域の設定の違い】

警戒区域の設定には強制力があり、従わない場合には罰則もある。したがって、不必要な範囲にまで設定することのないよう留意する必要がある。設定が考えられる場合として、

- ① 災害危険の範囲が広範囲で長期にわたる場合
- ② 応急対策上、止むを得ない場合があり、最近では雲仙・普賢岳の火山災害（平成3年6月）時に警戒区域を設定している。

3 避難の誘導

避難所への誘導は、避難指示、高齢者等避難の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

4 避難所の開設及び受入れ・保護

避難所の開設及び受入れ・保護は市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合における避難所の開設及び受入れ・保護は、知事の補助機関として市長が行う。

また、広域避難等において本市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

第2 避難情報等の運用

1 避難情報等の種類

避難情報等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 ＜基準＞ ①本市において震度4が観測され、市長が必要と認めたとき ②遠地地震等による津波が到達すると予想されるとき ③市長が必要と認めたとき	なし
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法 第60条
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

■津波の避難情報は「避難指示」

-避難情報に関するガイドライン 令和3年5月 内閣府-

津波は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合があることから、複数の避難情報があるとした場合、市に限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱をきたすおそれがある。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市長は基本的には「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする。（実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする。）

さらに、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

なお、最も重要なことは、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所に移動する必要がある。

2 避難情報の内容

避難情報の実施者は、避難の種類の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難の種類の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

3 避難情報の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を「第3章 第1節 第2 電気通信業務用電気通信設備の利用方法」に準じて要請する。

4 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| ア | 市長の措置・市長→知事（防災危機管理課） |
| イ | 知事の措置 |
| | （ア） 災害対策基本法に基づく措置 |
| | ・知事（防災危機管理課）→市長 |
| | （イ） 地すべり等防止法に基づく措置 |
| | ・知事（海岸防災課）→所轄警察署長 |
| ウ | 警察官の措置 |
| | （ア） 災害対策基本法に基づく措置 |
| | ・警察官→所轄警察署長→市長→知事（防災危機管理課） |
| | （イ） 警察官職務執行法（職権）に基づく措置 |
| | ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長 |
| エ | 自衛官の措置 |
| | ・自衛官→市長→知事（防災危機管理課） |
| オ | 水防管理者の措置 |
| | ・水防管理者→所轄警察署長 |

5 放送を活用した避難情報の伝達

市及び県は、市長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難情報の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

6 解除の基準

ア 避難情報の解除については、当該地域が避難情報発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難情報発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

第3 避難の実施の方法

市は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

1 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

2 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

3 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、市の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

4 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

第4 避難所の開設及び収容保護

1 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

2 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

3 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

4 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

第5 避難者の移送

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第12節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

第6 避難所の運営管理

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

1 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

2 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

3 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による

避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

第7 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

第8 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

第9 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

第10 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第11 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告・指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への受入れ・保護の実施者は、本章本節第1「実施責任者」のとおりとする。

2 避難指示等の発令

避難指示等の運用については、本章本節第2「避難情報等の運用」のとおりとする。

市は、別途定める「津波避難計画」に基づき、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。

(2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

(3) 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

3 避難場所

避難先は、「津波避難計画」で定められた津波浸水想定区域外の安全な高台とする。

津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

4 避難誘導

「津波避難計画」で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市職員等、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、高齢者・障がい者等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

また、米軍基地内の避難経路を利用した避難については、在沖米軍と連携して避難誘導を実施する。

5 避難所の開設、受入れ・保護

津波により住家を失った被災者は、避難所に受入れる。

第4節 被災建築物の応急危険度判定計画 (建設対策部建築班)

市は、地震により被災した建築物について、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、沖縄県が策定した「応急危険度判定実施要綱」に基づき、実施マニュアルを作成する。

また、判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

なお、応急危険度判定は、り災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものである。

第1 応急危険度判定士

応急危険度判定士とは、被災地において、市長又は県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者をいう。

第2 応急危険度判定士の登録

応急危険度判定士は、県知事が行う講習会等を受講して認定登録を受ける。

第3 登録証の携帯

応急危険度判定士は、判定活動に従事する場合、常に身分を証明する登録証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用する。

第4 判定作業

判定作業は、2人で行い、調査表等の定められた基準により客観的に判定する。その際、危険と思われる建築物には立ち入らずに調査する。

第5 判定結果の表示

応急危険度判定の結果は、三種類の判定ステッカーのいずれかを出入口等の見やすい場所に表示することにより、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処遇についても明示し、判定結果に対する問い合わせ先も表示する。

■判定ステッカー

判定結果	調査済	要注意	危険
ステッカーの色	緑	黄	赤

第5節 被災宅地の危険度判定計画（建設対策部建築班）

市は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、沖縄県が策定した「被災宅地危険度判定実施要領」に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する。

また、判定実施本部を設置するとともに、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

なお、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難指示等の必要な措置をとる。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 組織・動員・避難所運営計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、第1章第1節「組織・動員計画」を準用する。

第1 市災害対策本部の設置及び解散

1 市災害対策本部の設置

市災害対策本部は、以下の基準により設置する。

- (1) 市の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがある場合
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域内に重大な被害が発生した場合
- (3) 大規模な火事、爆破その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域内に重大な被害が発生した場合
- (4) 市の全域又は一部の地域に、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき
- (5) 県に本部が設置された場合において、本市に本部設置の必要を認めた場合

2 市災害対策本部の設置に至らない場合の措置

(1) 災害警戒体制の構築

災害による被害発生又は被害拡大を防止するための警戒活動が必要な場合は、以下の基準により災害対策準備体制をとるものとする。なお、災害の状況等を勘案のうえ必要に応じて、後述の市災害警戒本部体制に移行する。

ア 気象情報などにより災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき

(2) 市災害警戒本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を本部長とした災害警戒本部を以下の基準で設置する。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表されたのに伴い、市域内の災害に関する情報の収集伝達等を特に強化して対処する必要がある場合。

イ 暴風、大雨又は洪水その他の異常な自然現象により市の全域または一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合。

ウ 前各号の他市域内に発生した災害に対し、災害予防及び災害応急対策の実施を副市長が必要と認めた場合。

第2 配備基準

配備は、おおむね以下の基準により第1配備から第4配備までに区分する。

配備体制	本部	配備基準	配備内容
第1配備 (災害対策準備体制)	—	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	防災担当及び関係課の指定職員は配置につく。
第2配備 (警戒体制)	災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> 市の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達を特に強化して対処を要する場合 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 	<ol style="list-style-type: none"> 各部・班の警戒本部要員は配置につく。 その他の職員は配置に備え待機する。
第3配備 (救助体制)	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがある場合 暴風、大雨その他異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合 	災害救助の実施に必要な市本部要員は配置につく。
第4配備 (非常体制)	災害対策本部	災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合	全職員が配置につく。

第3 自主避難所の開設及び受け入れ・運営管理

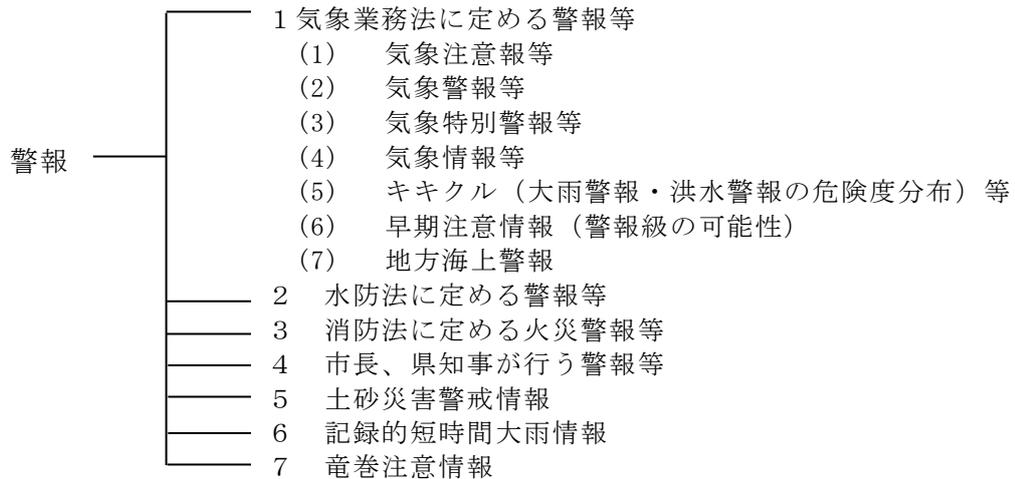
自主避難所開設時における避難者の収容及び避難所の運営管理については、福祉推進対策部・健康推進対策部が担う。

第2節 気象警報等の伝達計画

(総務対策部総務班・消防対策部)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、警報等の発表基準や伝達体制の住民への周知を徹底するなどの措置を講ずる。

第1 気象警報等の種類及び発表基準



1 気象業務法に定める警報等

- (1) 気象注意報等
気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報のこと。
- (2) 気象警報等
気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報のこと。
- (3) 気象特別警報等
気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大限の警戒を呼びかける予報のこと。
- (4) 気象情報等
気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ (風速 15m/s 以上の半径)		台風の強さ (最大風速)	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

- ※ 上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。
- (5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、キキクル（危険度分布）で色分けして表示する。例えば土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生しているもおおしくない状況である。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では「土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域に避難指示を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」では、高齢者等避難の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警報の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。

なお、キキクル（大雨警報・洪水警報）の危険度分布）等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

(7) 異常潮位に関する情報

「異常潮位」とは、台風等による高潮又は地震による津波以外の潮位の異常な現象をいい、それによる被害が発生又は発生するおそれがあるときに気象官署が発表する。

(8) 地方海上警報

海上船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して、強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

ア 地方海上予報区の範囲と細分名称

(7) 沖縄気象台担当地方海上予報区

沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

(1) 細分名称

a 沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

b 東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）

c 沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

イ 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m未満（0.3カイリ未満）

海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.2m/s （28 以上～34 ノット未満）
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.5m/s （34 以上～48 ノット未満）
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.7m/s （48 以上～64 ノット未満）
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ノット以上）

2 水防法に定める警報等

(1) 水防活動用気象情報等

水防活動に資するため水防機関に対して行なわれる水防活動用の警報・注意報は、以下に定める警報・注意報が発表されたとき、これによって代替する。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮等によって災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣又は県知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸において水防法に基づき発するものをいう。

(3) 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。

3 消防法に定める火災警報等

(1) 火災警報

以下のいずれかに該当する場合、市の区域を対象として、市長が、火災警報を発する。

ア 消防法の規定より沖縄県知事から火災気象通報を受けた場合

イ 気象が以下の状況又はその他の理由により火災予防上危険であると認めた場合

(ア) 実効湿度 60%以下であって、最小湿度が 50%以下となり、最大風速が 10m 以上の見込みの場合

(1) 平均風速 15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合（降雨中は通報しない場合がある。）

(2) 火災気象通報

沖縄県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に火災気象通報を発表する。

4 市長が行う警報等

市長は、以下の場合、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を、関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達する。

この場合において必要があると認めるとき、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行う。

(1) 災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合

(2) 自ら災害に関する予報若しくは警報を知った場合

(3) 自ら災害に関する警報をした場合

5 土砂災害警戒情報

沖縄県と気象台が共同で作成・発表する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示の発令判断や災害応急対応を適時適切に行えるように、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したとき発表される。

また、所定の監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと判断されるとき解除される。

(2) 土砂災害警戒情報の発表形式

市の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、わかりやすい文章と図を組み合わせ発表される。

なお、補足情報として、1km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階判定した「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が発表される。これにより、土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域を把握できる。

(3) 土砂災害警戒情報の利用における留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず、急傾斜地等が崩壊することもある。

したがって、土砂災害警戒情報の利用においては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れ等の表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としないことに留意するものとする。

(4) 市の対応

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令する。

6 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

参考資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

7 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第2 気象警報等の発表及び解除の発表機関

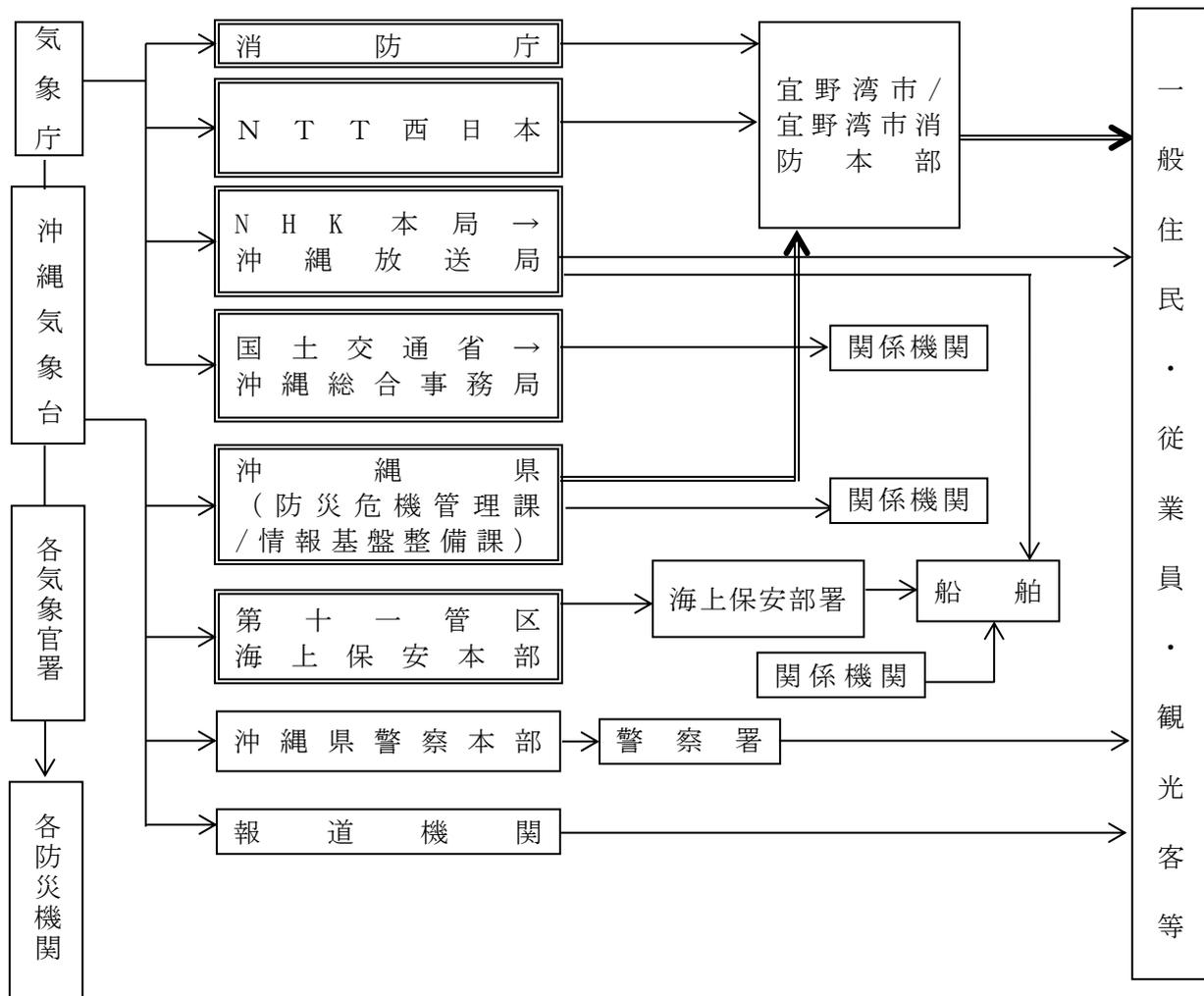
警報等の発表及び解除は以下の機関で行う。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	宜野湾市
洪水 //		
強風 //		
波浪 //		
高潮 //		
濃霧 //		
雷 //		
乾燥 //		
霜 //		
低温 //		
大雨(土砂災害、浸水害)		
警報		
洪水 //		
暴風 //		
波浪 //		

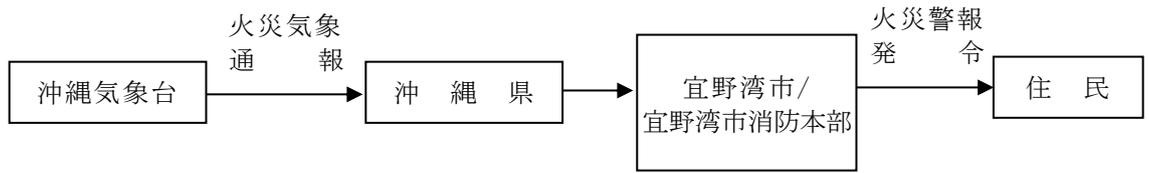
高潮 〃 大雨特別警報 暴風 〃 波浪 〃 高潮 〃		
記録的短時間大雨情報 (発表のみ)	気象庁	宜野湾市
竜巻注意情報 (発表のみ)	気象庁	本島中南部 (一次細分区域)
火災警報	市長	市内
水防警報	国土交通大臣 県知事	指定した河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び沖縄气象台	宜野湾市

第3 気象警報等の伝達

1 気象警報などの伝達



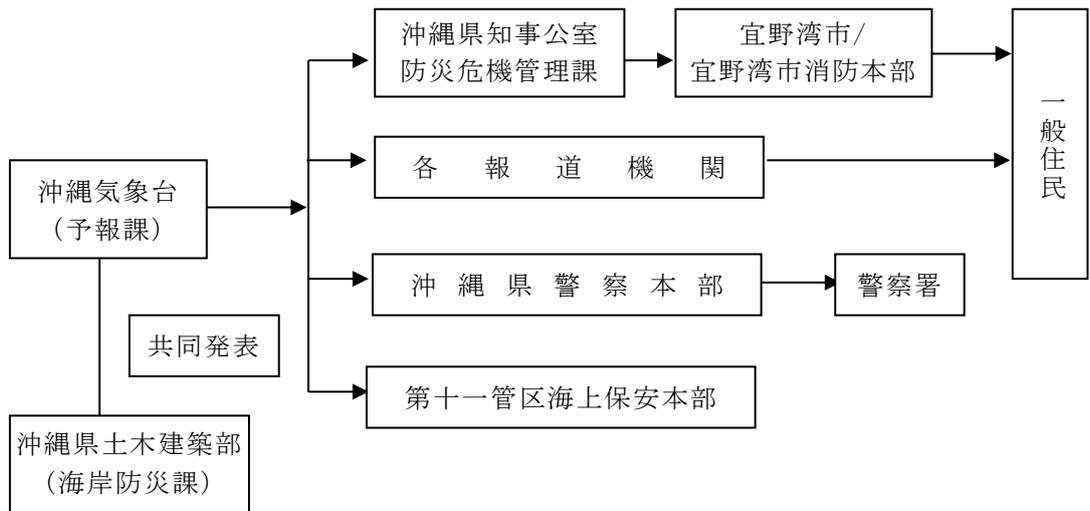
2 火災警報などの伝達系統図



3 地方海上警報などの伝達系統図



4 土砂災害警戒情報の伝達系統図



第4 気象警報等の受領責任及び伝達方法

1 消防対策部への通報

関係機関から通報される警報等は、消防対策部において受領し、迅速かつ確実に情報を収集する。

2 総務対策部長又は総務班長への伝達

関係機関から警報等を受領した消防対策部は、直ちにその旨、総務対策部長又は総務班長に伝達する。

3 市長への報告

上記2により通知を受けた総務対策部長又は総務班長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長に報告する。

4 文書での記録

消防対策部から伝達される警報等の受領においては、以下の事項について文書をもって記録する。

- (1) 警報等又は災害の種類
- (2) 発表又は発生の日時
- (3) 警報等又は災害の内容
- (4) 送話者及び受話者の職氏名
- (5) その他必要な事項

防災機関及び各事業所等は、気象警報等について、携帯電話、ラジオ等を常備して積極的に収集する。

第5 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

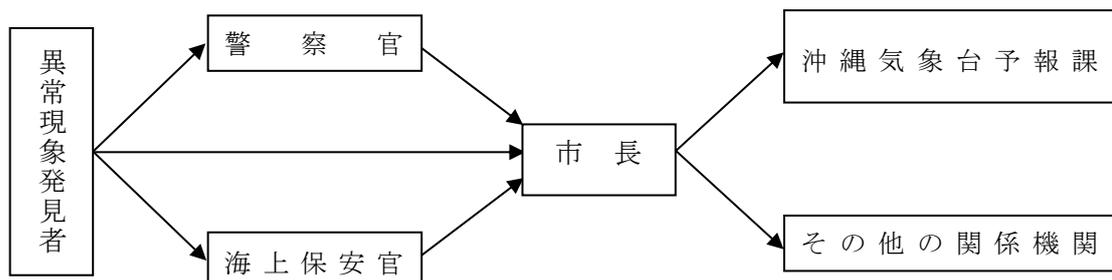
沖縄气象台等の関係機関から発表された警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等のできるだけ具体的な情報を以下により速やかに通報する。

1 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね以下に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
	地震関係	地すべり	地面にひび割れができる等
地震に関する事項	地震関係	ひん発地震	数日間以上にわたり、ひん繁に感ずるような地震
	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

2 異常現象発見者の通報系統図



3 異常現象発見時の通報要領

(1) 異常現象発見者

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長又は各担当区域の警察官若しくは海上保安官に通報する。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

(3) 通報を受けた市長

通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図により、その旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第3節 水防計画（建設対策部土木班・上下水道対策部下 水道施設班・消防対策部）

この計画は、水防法、沖縄県水防計画及び災害対策基本法の主旨に基づき、宜野湾市域における河川等の洪水又は高潮等の水害から住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

第1 実施責任者

市長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御し、円滑な水防活動が行われるよう、消防機関、水防団、その他必要な機関を組織する。

第2 水防責任

1 市の責任

市は、この水防計画に基づき区域内の水防に対処するよう努める。

2 ため池管理者の責任

ため池管理者は、水防管理者が水害を予想するときは水防管理者の指示に従う。

3 一般住民の水防義務

一般住民は、常に気象状況及び水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、また市、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事する。

第3 水防本部の設置

沖縄気象台より洪水、大雨、津波及び高潮の発生のおそれのある警報等（以下「水害に関する警報等」という。ただし、暴風警報を除く。）を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまで水防本部を設置する。

なお、水防本部だけではその対応が困難と認めたときは、災害対策基本法第23条の2に基づく市災害対策本部を設置し、この場合、水防本部は市災害対策本部に編入する。

第4 水防本部の組織構成

水防本部の組織構成は以下のとおりとする。

- | | |
|--------|-----|
| 1 本部長 | 市長 |
| 2 副本部長 | 副市長 |
| 3 本部役員 | 各部長 |

第5 水防本部連絡会議

1 連絡会議の設置

水防本部に連絡会議を置き、本部役員その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

2 重要事項についての協議

連絡会議は、水防対策上重要な事項について協議する。

第6 事務分掌

水防本部の事務分掌は、市災害対策本部の所掌事務に準ずる。
ただし、建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部の事務分掌は以下のとおりとする。

1 建設対策部・上下水道対策部

- (1) 水防本部の会議に関すること。
- (2) 水害に関する警報等の受理・伝達に関すること。
- (3) 災害情報の受理・伝達に関すること。
- (4) 河川、土木等に関する水害調査及び報告に関すること。
- (5) 水防に係る応急仮設対策に関すること。
- (6) その他関係機関との連絡調整に関すること。

2 消防対策部

水防に関する情報の収集、動員配備等の消防対策部の事務分掌は、消防業務の性質上、消防対策部長に委ねる。

第7 水防非常配備と出動

常時勤務から水防非常配備体制への切替えを確実にを行うため、本部長は以下の要領により配備する。

1 水防非常配備体制の種類

配備体制	内 容
第1 配備体制	気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配備する。
第2 配備体制	水防事態発生が予想されるに至った場合、所属人員の半数を配備する。
第3 配備体制	情報を総合して事態切迫するに至って、第2 配備体制で処理困難な状態が認められる場合は、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

2 非常登庁

水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防非常配備体制の発令が予想されるときは、進んで所属長と連絡を取り、又は自らの判断により登庁する。

第8 水害対策巡視

建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により水害に関する警報等発表を知ったときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視する。

なお、水防対策巡視に当たっては、水防活動従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

1 水位の通報

巡視員は、河川及びため池等の水位を逐次、建設対策部、上下水道対策部及び消防対策部に報告し、それぞれの管理者と情報交換に努める。

2 潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より2 m以上）に達したときは、直ちに関係対策部、関係機関、団体等に通報する。

第9 避難のための立ち退き

洪水、高潮又は津波等により著しい危険があると認めるときは、水防本部は、水防法第22条に基づき、第3章第3節「災害広報計画」及び第3章第6節「避難計画」に基づいて避難のための広報及び誘導を実施する。

第3章 共通の災害応急対策計画

第1節 災害通信計画（総務対策部総務班・消防対策部）

この計画は、災害に関する警報等及び情報その他災害応急対策に必要な指示命令等を迅速かつ確実に受理伝達するとともに、通信施設を適切に利用して通信体制の万全を期すことを目的とする。

第1 各種通信施設の利用

災害情報等の伝達、報告、交換、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね以下の方法のうちから実状に即した方法で行う。

ただし、固有の通信施設をもっている機関については、これを利用する。

なお、他機関の通信施設の利用に際しては、あらかじめ管理者と利用方法等、必要な手続を協定で定めて、災害時に利用できるよう万全を期す。

第2 電気通信業務用電気通信設備の利用方法

1 一般加入電話による通信

一時的には、加入電話の通常の手続により通信を確保するが、施設の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを受け、通話の優先利用を図る。

なお、臨時電話が設置できる状況においては、被災地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図る。

2 「非常電話」の利用方法

災害時における「非常電話」による優先利用を図るため、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、非常通話用電話の指定を受ける。

参考資料 2-10 非常電話一覧

3 電報による通信

災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱いを受け、電報の優先利用を図る。

非常電報の申込みにおいては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常とある旨を告げて頼信する。

第3 専用通信施設の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合は、以下に掲げる専用通信施設を、あらかじめ協議して定めた手続により利用するものとする。

1 消防無線電話による通信

市の消防無線電話を利用し、消防対策部又は通信相手機関を管轄する我如古出張所等を通じ通信連絡する。

2 警察電話による通信

沖縄県警察本部の警察優先電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、派出所等を経て通信連絡する。

3 警察無線電話による通信

沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、上記2に準じて通信連絡する。

4 沖縄県防災行政用無線電話による通信

沖縄県防災行政用無線電話回線を利用し、通信連絡する。

5 非常無線による通信

非常無線通信を利用できる時期は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときで、以下の場合において非常無線通信を利用して通信連絡する。

なお、沖縄地方非常無線通信協議会の主な構成機関は、参考資料のとおりである。

- (1) 有線通信の利用ができず、その非常通報の目的を達成することができない場合
- (2) 有線通信の利用が著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない場合

参考資料 2-11 沖縄地方非常通信連絡協議会の主な構成機関（無線局一覧）

第4 市における措置

1 有線放送設備の利用

市は、住民への警報、避難指示等の伝達が迅速に行われるよう、有線放送設備の利用についてあらかじめ施設の管理者と協議する。

2 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議する。

3 放送要請の依頼

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなど、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡する。

第2節 災害状況等の収集・伝達計画

(総務対策部・消防対策部)

災害状況等の収集・伝達、報告は以下による。

第1 実施責任者

1 市長

市長は、市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告する。県に報告できない場合においては、国（総務省消防庁：03-5574-0119）に報告する。

なお、市長は被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行う。

2 消防機関

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）、県に報告する。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

第2 災害状況の収集

1 災害情報の把握

市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- (1) 人的被害、住家被害、火災に関する情報
- (2) 避難指示等の状況、警戒区域の指定状況
- (3) 避難者数、避難所の場所等に関する情報
- (4) 医療機関の被災状況、稼働状況に関する情報
- (5) 道路の被害、応急対策の状況及び道路交通状況に関する情報
- (6) ヘリポートの被害及び応急対策の状況に関する情報
- (7) 電気、水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- (8) 漁港の被害及び応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- (9) 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

2 推定による被害情報の把握

大規模災害時には、通信や交通の途絶等により効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白期間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施する。

また、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定する。

さらに、倒壊家屋数、火災発生現場数等の人命損失に係る情報については、早期に把握する必要があるため、市、消防対策部、消防団、警察本部等から「推定情報」についても報告してもらおう。

3 職員の参集途上による被害状況の把握

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、各職員は、事前に設定した自宅から職場までの参集ルートの途上で情報を収集する。

参考資料 7-4 災害概況調査票

4 非常災害に係る情報の収集

市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況においても、迅速に当該情報の報告に努める。

5 各部による調査収集

市災害対策本部における各部は、所管にかかる災害情報、被害状況を調査収集し、総務対策部長に報告する。

第3 災害報告

市長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第22条の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

なお、報告の種類は、災害発生時の時間的経過に従って区分し、その種類及び要領は以下のとおりとする。

1 報告の種類

- (1) 災害概況即報
- (2) 被害状況即報
- (3) 災害確定報告
- (4) 災害年報

2 報告要領

- (1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に、災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

県に報告できない場合においては、総務省消防庁に報告する。

参考資料 7-6 災害即報様式

■災害即報様式第1号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入する。	
	災害種別 概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。		
応急対策の状況	当該災害にたいして、市（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入する。特に、住民に対して避難指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入する。		

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、災害即報様式第2号に基づく内容を、県災害対策地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

県に報告できない場合においては、総務省消防庁に報告する。県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行う。

なお、報告に当たっては、被害状況判定基準によるとともに、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-5 被害状況判定基準
参考資料 7-6 災害即報様式

■災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入する。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告する。	
避難の状況	避難の指示等をした者、対象となった区域及び人員、避難場所等、避難の指示等をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告する。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告する。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告する。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告する。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後20日以内に災害報告様式第1号に基づく内容を、県災害対策地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班（防災危機管理課）に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つ。

参考資料 7-7 災害報告様式

(4) 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを、災害報告様式第2号に基づき4月15日までに県へ報告する。

参考資料 7-7 災害報告様式

(5) 災害に対してとられた措置の報告

災害に対してとられた措置についての報告は、以下のとおり報告する。

ア 市災害対策本部設置の状況

災害対策本部設置の有無及び設置の場合において、設置及び閉鎖の日時を報告する。

イ 避難指示の状況

避難指示をしたもの、対象となった区域及び人員、緊急避難場所等、避難指示した日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告する。

ウ 消防機関の活動状況

出動消防職員数及び消防団員数（延人員）消防機関の出動機械器具の数及び活動内容の概要その他必要な事項について報告する。

エ 応援要求状況、職員派遣状況

応援を要求した場合、氏名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告する。

オ 応援措置の概要

消防、水防その他の応援措置について概要を報告する。

カ 救助活動の概要

被災者に対する救助活動について概要を報告する。

参考資料 3-1 災害情報連絡系統図

第4 地震発生直後の第1次情報の報告

地震発生時においては、本章本節第3「災害報告」に掲げた災害報告に加え、以下のとおり、第1次情報を報告する。

- 1 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- 2 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- 3 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、市域(海上を含む。)内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第5 安否情報の提供

市又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害広報計画（企画対策部秘書広報班・総務対策部 IT推進班）

この計画は、住民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、災害広報の迅速化を図ることを目的とする。

第1 実施内容

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

第2 防災機関の連絡

各防災機関は、相互に情報交換を行うよう努める。

第3 広報活動

1 実施責任者

市長は市域における災害情報、被害状況その他災害に関する広報を行う。

2 実施要領

(1) 秘書広報班長への通知

各部において広報を必要とする事項が生じたときは、直接秘書広報班長に、原則として文書でもって通知する。

(2) 住民及び報道機関への広報

秘書広報班は、各部が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により、速やかに住民及び報道機関へ広報する。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 住民に対する広報の方法

収集した災害及び応急対策に関する情報、注意事項等、住民に通知すべき広報は、その内容に応じ以下の方法により行う。

(1) 市災害対策本部と速やかに情報収集を行い、報道機関を通じ、テレビ、ラジオ、新聞等により行う方法

(2) 広報車の巡回により行う方法

(3) インターネット、写真、ポスター等の掲示により行う方法

(4) 防災行政無線により行う方法

(5) エリアメール、ツイッター、フェイスブック等の活用

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表
報道機関に対する情報等の発表は、すべて秘書広報班において行う。
- (2) 記者会見の実施
定期的に記者会見を行い情報の提供を図る。なお、報道機関からの要請があった場合、出来る限り臨時的に記者会見を開き、対応する。
- (3) 報道機関との協議
情報等の発表に際しては、特に必要のある場合には広報内容をあらかじめ報道機関と協議する。
- (4) 報道機関からの情報連絡員の受入れ
災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、報道機関は可能なかぎり市に情報連絡員を派遣し、市はそれを受入れる体制を整える。
- (5) 報道機関への取材自粛要請
報道機関に対し、必要に応じて市災害対策本部や避難所等での取材活動を自粛するよう要請する。

5 広報の内容

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 不要不急の電話の自粛
- (2) 被災者の安否
- (3) 空き病院の情報
- (4) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (5) 交通情報
- (6) 食料・生活物資に関する情報
- (7) 電気・ガス・水道等の復旧の見通し
- (8) その他必要と認める事項

6 住民からの問い合わせに対する対応

- (1) 広報窓口の設置
来庁者に対する広報窓口を設置する。
- (2) 広報車の派遣
広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う。
- (3) 住民専用窓口の設置等
住民専用電話・市ホームページを設置するとともに、エリアメール、ツイッター、フェイスブック等を活用し、広聴活動を行う。
- (4) 要配慮者への対応
要配慮者に適した広報活動（手話、外国語通訳等）を行う。

参考資料 2-12 報道機関一覧

第4節 自衛隊災害派遣要請計画（総務対策部総務班）

この計画は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、災害に際して人命又は財産の保護のため、市長が自衛隊の救援を必要と認めた場合、自衛隊の派遣要請を要求するためのものである。

第1 災害派遣要請の要求をする場合の基準

自衛隊法に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求をする場合の基準は、以下のとおりとする。

- 1 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- 2 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

なお、上記以外に、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待つ暇がない場合において、要請を待つことなく、自衛隊の判断に基づいて部隊等を自主派遣する場合がある。

第2 市長の派遣要請要求等

1 知事への派遣要請要求

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する以下の事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

参考資料 7-13 自衛隊災害派遣要請依頼書

2 防衛大臣等への通知

市長は、上記1の要求ができない場合においては、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事（防災危機管理課）に報告する。

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常以下のとおりである。

- 1 被災状況の把握（偵察行動）
- 2 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- 3 避難者等の捜索、救助
- 4 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- 9 炊飯及び給水支援
- 10 救援物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- 11 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- 12 その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

第4 派遣部隊との連絡調整

災害の発生が予想される場合、市は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

第5 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は、以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力する。

1 作業の決定

災害地における作業等に関しては、県及び派遣部隊指揮官との間で協議して決定する。

2 業務処理の責任者の指定

自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定する。

3 宿泊施設等の提供

派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供する。

4 消耗品等の準備

災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備する。

第6 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

災害派遣等を命ぜられた部隊の自衛官の措置に伴う損失・損害については、市が補償を行う。

- 1 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（災害対策基本法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- 2 自衛官の従事命令（災害対策基本法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

第7 経費の負担区分等

1 一般的な経費

災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、以下に掲げるものは、市及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上決定する。

- (1) 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- (2) 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- (3) 岸壁使用料

2 その他の経費

その他上記1に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行う。

第8 ヘリポートの準備

1 スペースの確保

ヘリポートとして使用可能なスペースを極力確保する。

2 適地の選定

人命の救出（緊急患者空輸を含む）又は救助物資の空輸（血液、血清リレーを含む）を円滑に実施するため、市においてヘリポートの準備要領を考慮して地域ごとに適地を選定する。

参考資料 3-4 ヘリポートの準備要領

第5節 広域応援要請計画（総務対策部総務班）

市は、大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できない場合においては、以下により応援要請を行う。

第1 県及び他市町村への応援要請

1 職員の派遣の要請

ア 指定地方行政機関への職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（基本法第29条第2項）

イ 市町村への職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、他の市町村長に対し当該市町村の職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）

ウ 文書の記載

市長は、ア及びイによる職員の派遣の要請を行う場合は、以下に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ・派遣を必要とする理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあつせん

ア 指定地方行政機関職員の派遣あつせん要求

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。（基本法第30条第1項）

イ 職員の派遣あつせん要求

市長は、災害復旧のため必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣についてあつせんを求める。（基本法第30条第2項）

ウ 文書の記載

市長は、ア及びイによる職員のあつせんを求める場合は、上記1のウの要請に準じた文書をもって行う。

3 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。

4 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

第2 消防機関における応援要請

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

第3 海外からの支援の受入れ

県より、海外からの支援受入れの連絡があった場合においては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。

第4 その他の広域応援要請

その他の広域応援要請が必要な場合は、県主導のもと県との連携を図る。

参考資料 6-1 各団体との災害時等における協力協定

第6節 避難計画（福祉推進対策部・健康推進対策部 ・総務対策部・消防対策部・全対策部）

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させることを目的とする。

なお、避難計画の詳細については、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月、内閣府）を踏まえて別途作成する「避難指示等判断・伝達マニュアル」に定めるものとする。

第1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、「第2章 第3節 第1 実施責任者」のとおりとする。

第2 避難情報に関するガイドラインの運用

避難情報に関するガイドラインの運用については、「第2章 第3節 第2 避難情報に関するガイドラインの運用」のとおりとする。

市は、宜野湾市風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、高齢者等避難等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 高齢者等避難等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 市は、県、气象台、沖縄総合事務局開発建設部に対し、高齢者等避難等の対象地域、判断時期等について助言を求めることができる。

(4) 避難情報に関するガイドライン

「避難情報に関するガイドライン」を以下に示す。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や 避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保！ <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(出典：避難情報に関するガイドライン（別冊資料）)

(5) 災害対策基本法における避難情報に関する規定

災害対策基本法における避難情報に関する基本的な考え方は以下のとおり。

避難情報の種類	根拠法	基本的な考え方
高齢者等避難	災対法第56条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。 ・なお、令和3年の災対法改正以前と同様に、「高齢者等避難指示」とはしていない。これは、避難行動自体が負担になる高齢者等に対して、発令頻度が高く、発令後に災害が発生しないいわゆる「空振り」が多い「高齢者等避難」を、拘束力の強い指示という形で発令することが必ずしも適切ではないためである。
避難指示	災対法第60条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル4 避難指示」を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。
緊急安全確保	災対法第60条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、市長は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を指示することができる。 ・この規定に基づき、市長は「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

(6) 避難情報等の種類別気象状況と居住者がとるべき行動

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
警戒レベル1 早期注意情報 発表者：気象庁	「今後気象状況悪化のおそれ」 ○警戒レベル1 早期注意情報は、気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として（正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間	「災害への心構えを高める」 ○居住者等は、防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める必要がある。 ○自主的な避難先（親戚・知人宅やホテル・旅館等）の調整や、屋内安全確保をす

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>天気予報と同じ区分毎に) 発表される情報である。</p> <p>○具体的には大雨等について、警報級の現象が5日先までに予想されている、つまり大雨等について警報が発表される可能性がある又は高い場合に発表される情報である。</p> <p>○早期注意情報は、気象庁のホームページ (https://www.jma.go.jp/bosai/warning/) から地域を選択することで確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。</p> <p>○なお、台風の進路及び強度(中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域等)の予報についても、平成31年より5日先までの予報が発表されている(それまでは3日先まで)。</p>	<p>る場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。</p>
<p>警戒レベル2 大雨・洪水・高潮注意報 発表者：気象庁</p>	<p>「気象状況悪化」</p> <p>○警戒レベル2大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報は、それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。</p> <p>○これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページ (https://www.jma.go.jp/bosai/warning/) から確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。</p>	<p>「自らの避難行動を確認」</p> <p>○居住者等は、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</p> <p>○なお、避難するに当たって持参する荷物をまとめる等の避難準備については平時に済ませておくことが望ましいが、まだ行っていない場合は、自らが避難するタイミングである「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発令される前までに行う必要がある。</p>
<p>警戒レベル3 高齢者等避難 発令者：市長</p>	<p>「災害のおそれあり」</p> <p>○警戒レベル3高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。避難に時間を要す</p>	<p>「危険な場所から高齢者等は避難」</p> <p>○市長から「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難</p>

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>る高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p> <p>○「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令により高齢者等が指定緊急避難場所等に避難し始めることが想定されるが、指定緊急避難場所が開放されていない場合、市町村長は適切なタイミングで「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令する必要がある。指定緊急避難場所は、市町村職員が開放するのではなく、自主防災組織をはじめとした居住者等が開放できるようにし、平時より準備・訓練等を行っておく必要がある。</p>	<p>に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。</p> <p>○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも能である。</p> <p>○また、本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p> <p>○以下、早めの避難が望ましい場所の例である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿い ・浸水しやすい局所的に低い土地 ・避難経路が局所的な浸水や土砂災害等により通行止めになり孤立するおそれがある場所 ・突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域等 <p>※避難先が遠方にある場合は、移動に必要な時間だけ早期に避難すべきである</p> <p>○なお、緊急時に市の職員が指定緊急避難場所を速やかに開放できるとは限らないため、自主防災組織をはじめとする居住者等が開放できるようにしておくなど、工夫も必要である。</p>
<p>警戒レベル4 避難指示 発令者：市長</p>	<p>「災害のおそれ高い」</p> <p>○警戒レベル4 避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者</p>	<p>「危険な場所から全員避難」</p> <p>○市長から「警戒レベル4 避難指示」が発令された際には、居住者等は危険な場所</p>

避難情報等	状況	居住者がとるべき行動
	<p>等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。</p>	<p>から全員避難する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
<p>警戒レベル5 緊急安全確保 発令者：市長</p>	<p>「災害発生又は切迫」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「警戒レベル5緊急安全確保」は、災害が発生又は切迫している状況[*]、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ○ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。 ○また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されることが限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 	<p>「命の危険直ちに安全確保！」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市長から「警戒レベル5緊急安全確保」が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ○具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。 ○ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されることが限らない。このため、このような状況に至る前の「警戒レベル3高齢者等避難」や「警戒レベル4避難指示」が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

※災害「発生」時の状況の例としては、河川堤防の決壊を含む河川の氾濫発生や、集中的な土砂災害の発生等が考えられ、また、災害が「切迫」している状況とは、災害が発生直前又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況のことであり、その例としては、水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況となっている場合、潮位の状況から浸水

が既に発生している可能性が高い場合等が考えられる。このため、本情報は既にリードタイムがない、又は明らかに不足している状況において発令されることがある情報である。

(注) 災害切迫時に既に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令済みである場合は、災害発生を確認した場合や、異なる災害種別の複数の災害が切迫した場合（洪水が切迫し発令した後、土砂災害も切迫した場合等）でも、直ちに身の安全を確保するよう既に求めているため、同一の居住者等に対し「警戒レベル5 緊急安全確保」を再度発令することがないよう注意する（緊急安全確保の行動をとるよう繰り返し呼びかけはするべきだが、情報の受け手が混乱するため再度の「発令」はしないようにする。）。

複数の災害リスクがある区域においては、例えば洪水への警戒に対し「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する時点で、土砂災害においても今後同様に災害が切迫することも想定されるため、洪水に対して「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する時点で、少しでも高いところへの移動を求めるとともに、少しでも崖から離れることも求める等、両方の災害を警戒する緊急安全確保行動を求めることとなる。

なお、「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」についても、同一の居住者等に対し同じ避難情報を発令しないよう注意にする（繰り返し避難を促すことはよいが、「発令」を繰り返さないようにする）。

(出典：避難情報に関するガイドライン令和3年5月 内閣府（防災担当）)

(7) 避難行動の分類

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」について下表のとおり整理する。

表 避難行動の整理

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全とは限らない自宅・施設等 近隣の建物が近隣にあると限らない 上階へ移動 上層階に留まる 崖から離れた部屋に移動 近隣に高く堅牢な建物があがり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等 	<ul style="list-style-type: none"> 急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等 	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等 土砂災害 高潮 津波
警戒レベル4までに必ず避難					
立退き避難	安全な場所 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所（小中学校・公民館、マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル 津波避難タワー等） 安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路が安全かを確認 自主避難先が安全かを確認 避難先への持参品を確認 地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等 	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動（※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示 (※津波は避難指示のみ発令)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水等 土砂災害 高潮 津波

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時に あらかじめ確認・準備すべき ことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
屋内安全確保	安全な自宅・施設等 ・安全な上階へ移動 ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することも含む ・安全な上層階に留まる等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認 ・市町村・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結 ・孤立に備え備蓄等を準備等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	・洪水等 ・高潮（土砂災害と津波は自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(出典：避難情報に関するガイドライン令和3年5月 内閣府（防災担当）)

2 避難情報の伝達方法

避難情報の設定者は、以下の方法等によってその発令内容を迅速に住民等に周知徹底するよう努める。

そのため、避難情報の伝達内容、伝達手段、伝達先をチェックリストとともにあらかじめ具体的に策定しておく。

(1) 避難情報の内容

避難措置の実施者は、警戒レベルの設定において、以下の事項を明らかにして発する。

ア 発令者

イ 対象区域

ウ 警戒レベルの設定の理由

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ 避難における注意事項

(ア) 避難に際しては、必ず、火気危険物等の始末を完全に行うこと。

(イ) 避難者は、必要に応じて食料、日用品及び衣類等を携行すること。

(ウ) 避難者は、必要に応じ、防寒用雨具を携行すること。

(エ) 会社、工場においては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の保安措置を講ずること。

(オ) 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すること。

(2) 警戒レベルの伝達

避難措置の実施者は、以下の方法によって、住民、滞在者等への周知を図る。

なお、緊急を要し以下の方法が難しいときは、消防団等による個別伝達を行う。

ア 放送による伝達（緊急有線放送による一斉放送）

イ 屋外同報無線による伝達

ウ 広報車による伝達

エ 伝達員による伝達

オ 関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

カ 報道機関を通じて行うテレビ及びラジオ等による伝達

キ 各自治会の広報マイクによる伝達

(3) 放送を活用した伝達

市は、市長が避難情報を発令した際には、「放送を活用した避難情報の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難情報発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

参考資料 3-5 避難情報の伝達手段と伝達先

3 関係機関への通知

警戒レベルの設定を行った者は、おおむね以下により必要な事項を関係機関へ通知する。

- (1) 市長の措置
 - ◆市長→知事（防災危機管理課）
- (2) 知事の措置
 - ア 災害対策基本法に基づく措置
 - ◆知事（防災危機管理課）→市長
 - イ 地すべり等防止法に基づく措置
 - ◆知事（海岸防災課）→宜野湾警察署長
- (3) 警察官の措置
 - ア 災害対策基本法に基づく措置
 - ◆警察官→宜野湾警察署長→市長→知事（防災危機管理課）
 - イ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
 - ◆警察官→宜野湾警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市長
- (4) 自衛官の措置
 - ◆自衛官→市長→知事（防災危機管理課）
- (5) 水防管理者の措置
 - ◆水防管理者→宜野湾警察署長

参考資料 7-10 避難情報発令情報（市町村用）

第3 避難実施の方法

市長は、以下の点を十分考慮し、避難実施の万全を期す。

1 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人等）を優先させる。

2 避難者の誘導

避難者の誘導は、消防対策部が中心となって、以下の要領により行う。

- (1) 避難誘導員の配置等
避難の際には、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を図る。また、車両、ロープ等の資器材を利用して安全を確保する。
- (2) 緊急避難場所の掲示
緊急避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- (3) 2か所以上の避難経路の選定
誘導の際には、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2か所以上選定しておく。
- (4) 要配慮者の避難
要配慮者（在宅の避難行動要支援者等）の避難については、第2編第2章第21節「要配慮者の安全確保体制整備計画」に定めるところにより、自主防災組織、自治会及び民生委員等、地域の支援を得て実施する。

(5) 避難完了の確認

避難した地域に対しては、避難誘導後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確認する。

第4 避難所の開設及び受入れ・保護

1 避難所の設置

福祉推進対策部において、集団的に受入れ可能な既存建物を利用し、炊き出しの施設その他の条件を考慮し、避難所として適切なものを設置する。

なお、災害救助法が適用された場合の避難所の供与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(1) 入所対象者

避難所への入所対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

(2) 整備された施設の利用

避難所は、第2編第2章第19節第2「避難場所の整備等」に定めるところによりあらかじめ整備された施設を利用する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 広域避難

被害が激甚のため、上記(1)による避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地以外の市町村への広域避難を行う。

(4) 技術者の雇上げ

避難所開設のための作業はできる限り労力奉仕とするが、野外架設、便所架設のために特別な技術者を要する場合は、技術者を雇い上げて行う。

(5) 避難所の変更に伴う周知

災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度、住民等へ周知を図る。

(6) 費用

避難所設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のために最低限必要なものとする。(例：人件費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、燃料費及び仮設便所等の設置費)

(7) 開設の期間

避難所を開設できる期間は、災害発生から必要な期間とする。

2 設置及び収容状況報告

市長は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、受入れ人員、開設期間の見込）を知事（県民生活班）に報告する。

3 開設の手順

(1) 開設の担当

市長は、避難所を設置したときは、直ちに避難所に指定された施設の管理者へ連絡し、施設の管理者・勤務職員または最初に到着した市職員が実施する。

(2) 開設の準備

- ア 施設内で住民が避難できるスペースを確保する。
- イ 要配慮者が避難できるスペースを確保する。
- ウ 避難所内に事務局を設置する。
- エ 施設の門を開け、避難住民を誘導する。

第5 避難者の移送

災害が激甚の場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、本章第12節「交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

第6 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。

1 避難所の運営

(1) 運営の担当者

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(2) 運営の手順

- ア 避難者名簿の作成
- イ 居住区の割り振り
- ウ 食料、生活必需品の請求、受取、配給
- エ 運営状況の記録及び報告

(3) 避難者の代表者（居住区ごと）の役割

- ア 避難者への指示等の情報伝達・周知
- イ 食料、生活必需品等の配給活動の補助
- ウ 居住区域の避難者の要望・苦情等の取りまとめ
- エ 感染症対策への協力
- オ 施設の保全管理（清掃、点検等）
- カ 要配慮者のニーズの把握と支援

(4) 避難者に係る情報の把握

避難所ごとに、入所避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

参考資料 7-11 避難者カード

参考資料 7-12 避難者名簿

参考資料 7-14 食糧品等受払簿

参考資料 7-15 生活必需品等の供給状況

2 避難所の環境

以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ウ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図る。

オ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースを確保し、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

カ 被災者が緊急連絡手段として利用できるよう、主な避難所等に災害用特設公衆電話を設置する（NTT西日本により回線は設置済み）。

キ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

参考資料 2-6 避難所の災害用特設電話の設置場所及び回線数

第7 避難長期化への対応

災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

また、必要に応じて、県の支援を求める。

第8 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対して県有施設の一時使用を要請する。

第9 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県に対し、一時的な避難所として船舶の調達を要請する。

第10 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第11 学校、社会福祉施設及び医療施設における避難対策

1 学校

市教育委員会又は学校長等は、警戒レベルの設定者の指示に基づき、幼児、児童、生徒の避難が速やかに実施できるようにあらかじめ以下の事項について定める。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難先
- (4) 避難誘導者及び補助者
- (5) 避難誘導の要領
- (6) 避難後の処置
- (7) 事故発生に対する処置
- (8) その他必要とする事項

2 社会福祉施設及び医療施設における避難対策

社会福祉施設及び医療施設の管理者は、避難指示権者及び警戒区域の設定者の指示に基づき、当該施設収容者の避難対策が速やかに実施できるようにあらかじめ学校の場合に準じて定める。

第12 広域避難

- (1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 広域一時滞在の協議等

(1) 他市町村への受入れ協議

市長は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

(2) 県知事への報告

市長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 他市町村からの受入れ

他市町村から本市への広域一時滞在の要請があった場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び要請元の市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

市長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先の市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

2 県外広域一時滞在の協議等

(1) 県外受入れについての協議の要求

市長は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。

(2) 公示、報告

市長は、被災住民受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(3) 広域一時滞在の終了

市長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を受入れ先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

3 県外広域一時滞在の受入れ

県外の他市町村から本市への広域一時滞在の要請があった場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。

第7節 観光客等対策計画

(総務対策部・消防対策部・市民経済対策部観光農水班)

市及び観光施設等の管理者は、以下のとおり観光客等対策を実施する。

なお、避難計画の基本的な事項は、本章第6節「避難計画」に準ずるものとする。

第1 避難情報の伝達及び避難誘導

1 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

2 観光施設等の役割

津波情報や市からの避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な緊急避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 交通機関の役割

津波情報や市からの避難情報を把握した交通施設の管理者は、旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な緊急避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な緊急避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

第2 避難受入れ

1 受入れ場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に受入れ施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

2 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

3 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

第3 帰宅困難者対策

市は、県と連携して、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、受入れ場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

第8節 要配慮者対策計画（福祉推進対策部・健康推進対策部・企画対策部・総務対策部・消防対策部）

市及び要配慮者利用施設等の管理者は、以下のとおり要配慮者対策を実施する。
なお、避難計画の基本的な事項は、本章第6節「避難計画」に準ずるものとする。

第1 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

参考資料 7-27 避難行動要支援者名簿

第2 避難生活への支援

1 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

2 応急仮設住宅への入居

市は、県と連携して、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

3 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）を派遣する。

第3 外国人への支援

市は、県及び沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第9節 消防計画（消防対策部）

この計画は、火災、地震等による災害が発生した場合において、住民の生命、財産を保護するため、消防力の全てをあげて目的を達成するための計画である。消防活動は、ここに定めるもののほか、宜野湾市消防本部の定める「宜野湾市消防計画」による。

第1 実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

第2 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、県下全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとり、その実施について万全を期す。

第3 消防組織及び施設の整備充実

1 消防組織

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防出張所
- (4) 消防団

2 消防施設の整備充実

市内における諸災害発生に対処するため、年次計画に基づき器具、機材の整備等のほか、人員を整備充実する。

第4 火災警報

火災に関する警報は、おおむね以下の各号のいずれかに該当する気象状況において必要と認めるとき発する。

- 1 実効湿度が60%以下で、最小湿度が50%以下となり、最大風速10m以上の見込みの場合
- 2 平均風速毎秒15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みの場合（降雨中は通報しない場合がある。）

第5 火災の警戒

1 待機体制の保持

消防署は3交替24時間勤務し、常に当該区域内の火災発生時に備えて、何時でも出動できるように待機の体制を保つ。

2 出動

火災又はその他の災害が予測される警報が発令された場合、非番員は直ちに現場又は定められた署・所に出動し勤務に就く。

3 月例定期訓練の実施

消防団員は、月例定期訓練を実施し、火災出動、その他の災害発生時にいつでも出動できるようになっている。これらの出動は、サイレン及び電話連絡等をもって伝達する。

第6 火災の出動

火災、又は諸災害発生時に対処するための消防隊の出動は別に定める命令による。

第7 応接要請

消防長は、火災が延焼拡大し、大火災に進展する様相を呈するときは、沖縄県消防相互応援援助協定及び全国消防長会応援計画・受援計画等に基づき、近隣市町村に応援を要請する。

第8 火災原因及び被害調査

火災原因及び被害調査等の結果は、消防長から市長に報告する。

第10節 救出計画（消防対策部消防班）

災害時における救出活動は、以下による。

第1 実施責任

市をはじめとした救助機関は、連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第2 救出の方法

被災者の救出は、消防対策部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相互協力して救出に必要な器具を借り上げるなど、状況に応じた方法により実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の救出の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

1 市の役割

(1) 救出

本来の救助機関として救出活動に当たる。

(2) 応援の要請

本市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求める。

(3) 受援体制の構築

応援部隊の迅速な受入れと効率的な災害対策活動を行う上で必要な活動拠点や基礎情報について収集・整理し、受援体制の構築を図る。

2 住民の役割

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第3 救出用資機材の調達

地域に備蓄された救出用資機材を使用するとともに、沖縄県建設業協会等と協定を結び、救出に必要な重機配備を要請するなどの方法により、救出用資機材を調達する。

第4 惨事ストレス対策

各救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第11節 医療救護計画（健康推進対策部健康増進班）

この計画は、災害により多数の傷病者が発生し、また医療機能が停止又は著しく不足して混乱が生じた場合において、応急的に医療、助産及び乳幼児の救護を行い、被災者を保護することを目的とする。

第1 医療救護及び助産

1 実施責任者

災害時における医療救護・助産は、市長を実施責任者として、医療関係機関の協力を得て行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、県（知事）が行い、市長はこれを補助する。

2 医療救護及び助産の実施

(1) 実施担当

医療救護及び助産は、健康増進班が行うが、災害の規模及び患者の発生状況によっては、日本赤十字社沖縄県支部、中部地区医師会その他医療関係機関の協力を得て行う。

(2) 医療班の編成

医師会、薬剤師会及び市立医療機関等からの派遣をもとに医療班を編成する。医療班は、以下の6名を基本とする。

医師（班長）	1名
保健師、助産師又は看護師（准看護師を含む）	3名
事務員	1名
運転手	1名

参考資料 2-16 市内医療機関一覧

3 医療救護及び助産の対象者

災害のために医療のみちを失った者、及び災害発生の日前後7日以内の分べん者で災害のため助産のみちを失った者とする。

4 医療救護及び助産の範囲

(1) 医療

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの介助

- イ 分べん前及び分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

5 医療救護及び助産の費用・期間

(1) 医療

ア 費用

医療班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とする。

委託医療機関等（一般の病院又は診療所）による場合は社会保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料の額以内、日本赤十字社医療班による場合は委託契約に定める額以内とする。

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）。

(2) 助産

ア 費用

医療班、委託医療機関等による場合は、使用した衛生材料等の実費とする。助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

イ 期間

分べんした日から7日以内とする（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）。

6 応急救護所の設置

(1) 応急救護所の設置場所

応急救護所は、本部長の指示により、被災者の受入れ施設、被災者の交通の多い地点及びその他適当と認める場所に設ける。

(2) 応急救護所における活動

応急救護所では、医療班が中心となり、トリアージ（重症者と軽症者の選別）及び応急手当を行う。

医療班による救護ができない者又は医療班による救護の実施が適当でないと判断される者については、後方医療施設等に転院搬送し、救護を行うものとする。

(3) 医療助産活動に必要な医療材料等の確保

医療班は、各編成施設の医療材料を携行するが、大量の医療材料等が必要な時は、県、日本赤十字社沖縄県支部、県医師会において、それぞれ整備し、その運用、供給について事前に検討する。

参考資料 3-2 救急医療対策系統図・連絡窓口

参考資料 3-6 沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図

参考資料 3-7 中部地区医師会・災害時医療救急班連絡系統図

第2 救急搬送

後方医療施設等への傷病者の搬送は、原則として市及び消防機関の救急車両等により行う。

道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合は、県に対し、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

第3 被災者の健康管理とこころのケア

市保健相談センター等に相談窓口を設けるなど、県との連携により被災者のこころのケア対策を実施する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び市へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

また、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第12節 交通輸送計画（建設対策部土木班）

この計画は、交通規制の実施により、災害時における交通の危険及び混乱を防止し、交通を確保するためのものである。

第1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行う。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努める。

1 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

なお、交通規制区間が複数の管理道路にまたがる場合又は互いに隣接する場合は、関係する実施責任者間で総合調整を図るものとする。

規制の種類	実施責任者
道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
基本法に基づく規制	県公安委員会

2 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、本章第29節「公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

3 緊急輸送

道路管理者としての市長は、災害により交通施設及び道路等の危険な状況が予想され、又は道路パトロールによりこれを発見したとき、若しくは通報等により判明したときは、施設の被害及び危険の程度を調査し、必要に応じて規制を実施する。

4 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）において指定されている、本市に係る緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は以下のとおりである。

なお、第2次、第3次緊急輸送道路については、同計画を参照。

道路名	管理者	起終点
国道（指） 国道58号	沖縄総合事務局	沖縄県那覇市～名護市

参考資料3-8 緊急輸送道路ネットワーク計画図

第2 交通の規制

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

1 危険箇所における規制（道路法第46条）

市は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置する。

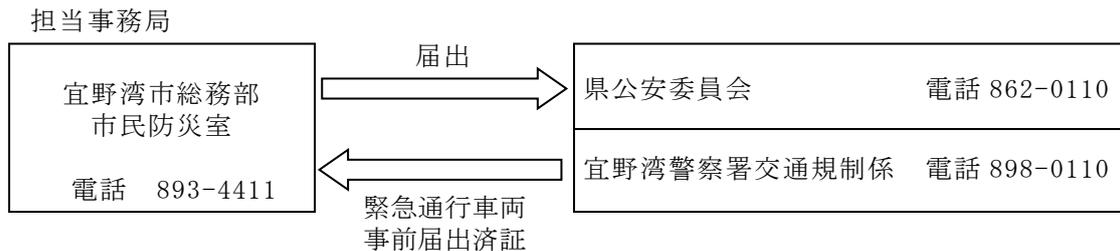
特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

2 緊急通行車両の事前届出

大規模災害発生時には、多数の緊急通行に係る業務を実施する機関、団体等から、緊急通行車両であることの確認申請が殺到しその事務等が困難を極め、災害応急対策に支障を来すことが懸念される。

このことから、災害時に使用する車両については事前に県公安委員会に届け出て、その活動に支障のないよう万全を期す。



3 標章の掲示

緊急通行車両として交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

参考資料 7-17 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

4 車両の運転者の責務

車両の運転者は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、以下の措置をとらなければならない。

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

- (3) 警察官の指示を受けた場合
その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

5 消防吏員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を宜野湾警察署長に通知する。

6 道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第3 緊急輸送

1 輸送対象

輸送対象は以下のとおりとする。

なお、災害救助法が適用された場合の輸送の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(1) 第1段階

- ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等、生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

2 輸送の方法

(1) 輸送方法の選択

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して以下のうちの適当な方法により実施する。

ア 道路輸送

イ 海上輸送

ウ 空中輸送

エ 人力による輸送

(2) 輸送責任者の指名

輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両に同乗させるなどの措置を講ずる。

3 道路輸送

(1) 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、おおむね以下の順位による。

ア 応急対策を実施する機関に属する車両等

イ 公共的団体に属する車両

ウ 営業用の車両等

エ 自家用の車両等

(2) 民間車両による輸送

市において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

(3) 燃料の確保

市において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な燃料の供給を要請する。

4 海上輸送

(1) 海上輸送の実施

災害のため陸上輸送が困難な場合、海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施する。

(2) 県有船舶による輸送

市において、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、以下の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

- ウ 応援を必要とする船舶数
- エ 応急措置事項
- オ その他参考となるべき事項

(3) 海上保安庁巡視船舶による輸送

ア 要請の依頼

市長は、海上保安庁巡視船舶による輸送を必要とするときは、知事（総括情報班）に対し、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼する。

イ 要請後の措置

要請後の措置等は、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行う。

(4) 民間船舶による輸送

市において、民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5 空中輸送

(1) 空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の緊急を要する場合は、空中輸送を実施する。

(2) 空中輸送の要請

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めに基づいて実施する。

(3) ヘリポートの整備

市は、空中輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑化を図る。

ヘリポートの設置基準については、本章第4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

6 人力等による輸送

(1) 車両等による輸送が不可能な場合

災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。

(2) 安全かつ効率的な輸送通路

市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

(3) 住民への協力の要請

人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した住民に協力を要請して行う。

第4 発見者の通報

災害時に道路及び橋りょう等の交通施設の危険な状況又は交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報する。

また、通報を受けたときは、市長は、その路線を管理する道路管理者又は警察機関へ通知する。

第5 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、県が確保する広域輸送拠点と連携できるよう、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第13節 治安警備計画（宜野湾警察署）

宜野湾警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたる。

第1 被災地の社会秩序の維持

宜野湾警察署は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察署が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要に応じて、避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第14節 災害救助法適用計画（全対策部）

災害救助法に基づく被災者の救助は、以下による。

第1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は、知事が行う救助を補助する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行う。

第2 救助の種類

災害救助法による救助の種類を以下に示す。

また、市長は、災害救助法の適用に至らない災害における被災者の救助を、本計画が定めるところに従って実施する。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 遺体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、本市の場合、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- 1 市における住家被害世帯数が80世帯に達した場合
- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,500世帯以上であって、市の被害世帯数が40世帯に達した場合
- 3 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が7,000世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にある場合
- 4 市における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めた場合

- (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失した場合
- (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合
- (注1) 被害世帯とは、全壊（焼）、流失等により住家の滅失した世帯の数をいい、以下の基準をもって換算する。
- 1 住家が半壊し又は半焼するなど、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
 - 2 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって住家が滅失した一つの世帯とみなす。
- (注2) 令和2年国勢調査による本市の人口は、100,125人であり、被災世帯数の要件は10万人以上30万人未満の都市に該当する。

第4 災害救助法の適用手続

1 災害救助法の適用基準に該当する場合

災害に際し市における被害が本章本節第3「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときには、法に基づく災害報告要領により市長は直ちにその旨を知事に報告する。

2 知事による災害救助法の実施を待つことができない場合

災害の事態が急進して、知事による災害救助法の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

第5 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）によるものとする。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第15節 給水計画（上下水道対策部・協力：消防対策部）

この計画は、災害により飲料水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するためのものである。

第1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者への給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合においても、市長が給水の必要があると認めるときは、市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の飲料水の供給の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 供給の方法

1 必要最小限の生活の維持

給水は必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給とする。

2 衛生のための処理

飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用し、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。

3 市の配水池の利用

供給の方法は、市の消火栓、配水池又は補給水源を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適切な方法によって行う。

(1) 緊急給水基地への搬送

貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に給水し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する。

(2) 蛇口設備等の設置

緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水する。

(3) 被災者への給水

ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で給水し、適切な方法により被災者へ給水する。

4 適切な方法による給水の実施

給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等、現地の実情に応じ適切な方法によって行う。

- (1) ろ水器によるろ過給水
 - ア 塩素剤による消毒
給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行う。
 - イ 適切な方法による給水
ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。
- (2) 容器による搬送給水
 - ア 取水計画等の策定
最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定める。
 - イ 給水
被災地への給水は、上下水道対策部及び消防対策部、又は市内業者の給水タンク車等により搬送して行う。

5 広報

給水に際しては、広報車及び報道機関等の協力を得て、給水日時、場所その他必要な事項を住民に広報する。

第3 医療施設への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行う。

第4 給水用機械器具の状況

給水用機械器具の状況は、本章第10節第3「救出用資機材の調達」に掲げるとおりである。

第5 給水量

被災者に対する給水量は、補給水源の水量、給水能力及び水道施設の復旧状況等に応じ、対応する。

第6 水道施設の応急復旧

水道施設が被災した場合には、給水のための重要度及び修理の優先度を考慮して応急復旧を行い、市管工事組合や沖縄県水道災害相互応援協定による支援を求める。

第16節 食料供給計画（市民経済対策部市民生活班）

この計画は、被災者及び災害応急対策員等に対する食料の給与のための調整、炊き出し及び配給等の迅速確実を期すものである。

第1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、市長を実施責任者として市が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の炊き出しその他による食品の給与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 食料の調達

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

1 主食（米穀又は乾パン）

米穀については、市長は、知事の発行する応急買受許可書により米穀販売事業者手持の米穀を調達する。

また、災害用乾パンについては、市長は、知事に買受要請を行い調達する。

2 副食の調達

その他主食（パン、その他）及び副調味料等の副食の調達は、原則として市内の販売業者より調達する。

なお、緊急調達の必要がある場合は、県及び他の市町村の応援を要請し調達する。

第3 炊き出し等の食品の給与

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、以下による。

1 給与の方法

(1) 責任者の指定

炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(2) 救助用応急食料

救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

(3) 炊き出しの責任者

炊き出しは市長を責任者とし、各避難所において指導対策部給食班が、市民経済対策部市民生活班と連携し、必要に応じ婦人連合会及び自治会等の協力を得て行う。

- (4) 原材料、燃料等の確保
炊き出し及び食料品給与のために必要な原材料、燃料等の確保は市長が行う。
- (5) 炊き出し施設の選定
炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設又は公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。
- (6) 選定における管理者からの了解
炊き出し施設の選定にあたっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受ける。
- (7) 衛生等への留意
炊き出しにおいては、常に食料品の衛生に留意する。
また、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

2 給与の種別、品目及び数量

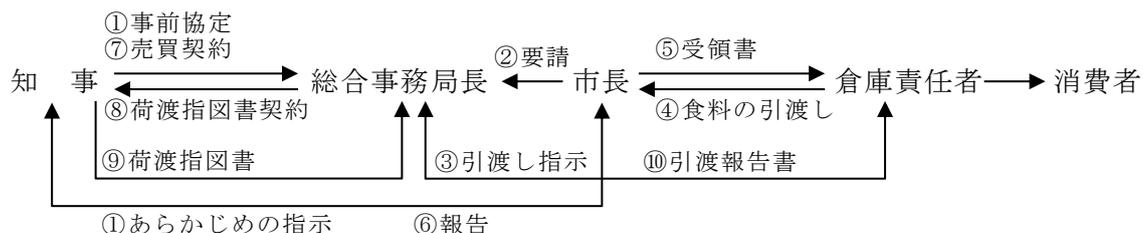
- (1) 種別
 - ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
 - イ 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）
- (2) 給与品目及び数量
 - ア 給与品目
米穀又はその加工品及び副食品とする。
 - イ 給与数量
1人1日精米換算300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

第4 要配慮者等に配慮した食料の給与

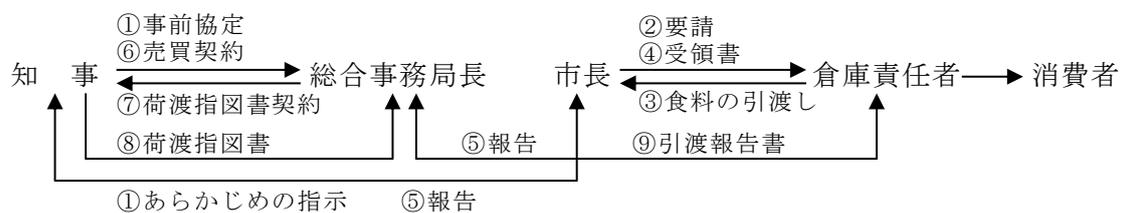
市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努める。

■災害救助用米穀（緊急食料）の引渡しフローチャート

1 市長から所長に対して緊急の引渡しを要請する場合



2 市から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合
(総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合)



第17節 生活必需品供給計画（総務対策部契約班・市民経済対策部市民生活班・福祉推進対策部福祉総務班）

この計画は、被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関するものである。

第1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合においても、市長が必要と認めるときは、市長が実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の生活必需品の給与又は貸与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 給与又は貸与の方法

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、福祉推進対策部福祉総務班が、救助物資配分計画表により、被害別並びに世帯の構成員数に応じ給与又は貸与する。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

第3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着
- 4 身廻品
- 5 炊事道具
- 6 食器
- 7 日用品及び光熱材料

第4 物資の調達

物資の調達については、総務対策部契約班が、応急救助用として必要最小限の数量を備蓄するほか、関係業者との密接な連絡により物資を調達する。

また、あらかじめ生活必需品等の供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

なお、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第5 義援物資及び金品の受入れ、保管及び配分

全国の自治体及び団体等から本市に送付された義援物資及び金品は、市民経済部市民生活班と企画対策部企画班において受入れて保管し、配分計画に基づき被災者に支給する。

なお、義援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

また、県で受入れた義援物資については、市としてのニーズや搬送方法等について、適宜、県と調整を図る。

参考資料 7-16 義援金品等受領証

第18節 感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容計画 （健康推進対策部健康増進班・市民経済対策部環境対策班、上下水道対策部水道施設班）

この計画は、災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容等に関するものである。

第1 感染症対策

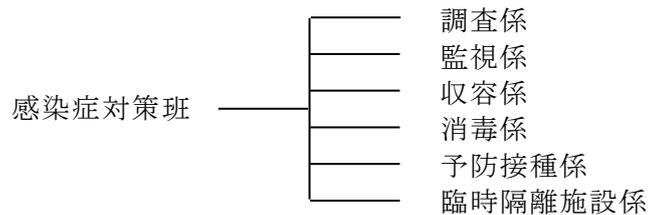
災害時における感染症の発生及び蔓延を防止するため、防疫の万全を期す。

1 実施責任者

市は、知事（健康増進班、保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行う。
感染症対策上必要な措置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節では「法」という。）に基づいて実施する。

2 感染症対策実施の組織

健康推進対策部は、感染症対策実施のため、以下のとおり感染症対策班を編成し、災害地域が広範にまたがるときは、その都度、即応体制をとる。



3 感染症対策の指示

市は、知事（健康増進班）が派遣した担当職員の実情調査業務に協力するとともに、担当職員の指導に従い、速やかに以下の指示事項を実施する。

なお、市の行う措置は、感染の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため、最大限行うものとする。

- (1) 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示
- (2) 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- (3) 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- (4) 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

4 感染症対策の実施

(1) 清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症が蔓延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。

また、市は、以下のように自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つ。

ア 公共場所を中心としての感染症予防

被災地域及びその周辺の地域についての清潔方法は、道路、溝渠及び公園等の公共場所を中心として感染症予防のための衛生処理を実施する。

イ 災害家屋及びその周辺の清潔方法

災害家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯等を実施させる。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じ得ることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(2) 消毒方法

消毒の方法は、法施行規則第14条による。

(3) ねずみ族及び昆虫などの駆除

駆除の方法は、法施行規則第15条による。

(4) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始する。

(5) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施する。

実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、避難所で患者若しくは保菌者が発見され、蔓延のおそれがある場合には緊急に実施する。

(6) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導の下に避難所における感染症対策を徹底する。このため、避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期す。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね以下のとおりとする。

ア 疫学調査

イ 清潔の保持及び消毒の実施

ウ 集団給食

エ 飲料水の管理

オ 健康診断

第2 保健衛生

市は、以下により被災者の健康管理を行う。

1 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所、妊産婦・乳幼児専用室を設置し、清潔、保湿、栄養への配慮を行う。

2 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車いすの手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、医療機関で治療している方については、避難所の間取りに応じて救護室や隔離室、授乳室等のスペースの調整を行う。

3 保健師等による健康管理

保健師、看護師、助産師、栄養士、運動指導士及び臨床心理士等による巡回健康相談などを実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導、栄養指導及びメンタルケア）を行う。

第3 清掃

被災地におけるごみ及びし尿の収集処理等の清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を図る。

1 実施責任者

被災地における清掃の計画、ごみ及びし尿の収集処理等の実施については清掃班を組織し、市長を実施責任者として行う。ただし、被害が甚大のため市において実施できないときは、他市町村又は県の応援を求めて実施する。担当は、市民経済対策部環境対策班とする。

2 清掃の方法

(1) ごみの収集

ア 車両での収集

ごみの収集は、被災地及び避難所に市の車両を配車して速やかに行う。

なお、災害が広範囲にわたり市の車両のみでは収集できない場合は、委託業者車両及び許可業者車両を借り上げて収集する。

イ 集積地の選定

ごみの集積地は、地域自治会長と協議して定める。

ウ ごみ収集車両

市の保有するごみ収集車両及び委託業者などの車両は、以下のとおりである。

■ごみの収集車両及び作業員 (令和3年度)

区分	車種	積載量 (t)	台数 (台)	人員(人)	
				運転手	作業員
委 託	ロード・パッカー	2.00	3	25	33
	ロード・パッカー	2.10	3		
	ロード・パッカー	2.20	2		
	ロード・パッカー	2.35	1		
	ロード・パッカー	2.40	1		
	ロード・パッカー	2.50	2		
	ロード・パッカー	2.60	1		
	ダンプ・トラック	0.35	1		
	ダンプ・トラック	2.00	10		
許 可	ロード・パッカー	1.55	1	20	20
	ロード・パッカー	1.75	1		
	ロード・パッカー	2.00	4		
	ロード・パッカー	2.05	2		
	ロード・パッカー	2.20	4		
	ロード・パッカー	2.25	1		
	ロード・パッカー	3.10	1		
	平ボディ車	1.45	1		
	平ボディ車	1.50	4		
	平ボディ車	2.00	1		

(2) し尿の収集

清掃は清掃班により所要の計画に基づいて実施するが、し尿の収集運搬戸数は1.8kℓバキューム車で1回約20世帯とする。収集されたし尿は、あらかじめ指定する場所に運搬し処理する。

ア 許可業者への指示

し尿の収集は、災害の規模に応じ各許可業者に指示して集中汲み取りを実施する。

イ し尿収集車両

各許可業者のし尿収集車両などは、以下のとおりである。

■し尿収集車両及び作業員

区分	車種	積載量 (kℓ)	台数 (台)	人員(人)	
				運転手	作業員
許可	バキュームカー	1.80	3	3	3

3 処理の方法

(1) ごみの処理

ごみの処理は、原則として倉浜衛生施設組合において処理するが、必要に応じ環境保全上支障のない方法で行う。

(2) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

4 一般廃棄物処理施設などの状況

(1) ごみ処理施設

ア 倉浜衛生施設組合【エコトピア池原（熱回収施設）】

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
所在地 沖縄市字池原 3394 番地
規模 309t/日（103t/24h×3 炉）
炉形式 流動床式ガス化溶融炉システム
着工日 平成 19 年 3 月 26 日 竣工日 平成 22 年 3 月 31 日

イ 倉浜衛生施設組合【エコループ池原（リサイクルセンター）】

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
所在地 沖縄市字池原 3394 番地
規模 82t/日（5h）
炉形式 なし
着工日 平成 19 年 3 月 26 日 竣工日 平成 22 年 3 月 31 日

(2) し尿処理施設

倉浜衛生施設組合

構成市町 宜野湾市 沖縄市 北谷町
規模 130kℓ/日
処理方式 消化処理方式
処理実績 8,422.5kℓ（平成 22 年度）
着工日 昭和 51 年 3 月 竣工日 昭和 52 年 2 月

参考資料 2-18 し尿及びごみ収集運搬資機材一覧

5 清掃用薬剤の調達

清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、市が調達する。担当は、市民経済対策部環境対策班とし、緊急に調達できない場合、またはそれが不可能な場合は、中部保健所に調達あっせんの要請を行う。

第4 犬及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画

1 実施責任者

(1) 犬及び負傷動物対策

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等の収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市の飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。

(2) 特定動物（危険動物）対策

沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。

2 収容及び管理

(1) 犬及び負傷動物対策

市は民間団体等と協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、適正に管理する。

(2) 特定動物（危険動物）対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、市が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。

(3) 保護・収容動物の公示

県が作成した保護・収容された動物の台帳を公示する。

第5 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第19節 行方不明者の捜索、遺体の収容・処理・埋葬計画 (消防対策部・市民経済対策部環境対策班)

災害により行方不明になった者の捜索、遺体の処理及び埋葬については、市、警察機関、県及びその他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

第1 実施責任者

行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるとき、又は災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは、市（市民経済対策部、福祉推進対策部等の相互協力により担当）が行う。

また、行方不明者の捜索は、消防本部が、警察署、自衛隊及び海上保安官署と協力して実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 行方不明者の捜索

1 捜索隊の設置

行方不明者の捜索を迅速、的確に行うため、必要に応じ、消防本部に捜索隊を設置する。捜索隊は、行方不明者数及び捜索範囲等の状況を考慮し、消防対策部を中心に各班員をもって編成する。なお、要員が不足する場合は、関係機関の協力又は賃金職員等の雇い上げにより要員を確保する。

2 捜索の方法

捜索に当たっては、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、関係機関と事前に打合せを行うものとする。

3 行方不明者リスト

行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者リストを作成する。その際、避難者名簿と照合し、なお不明なものについては捜索名簿を作成する。

参考資料 7-18 行方不明者届出票

参考資料 7-19 捜索者名簿

4 行方不明者発見後の収容及び処理

(1) 負傷者の収容

捜索隊が負傷者及び病人等救護を要する者を発見したとき、又は、警察、自衛隊及び海上保安庁から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容するものとする。

(2) 遺体の収容

捜索隊が発見した遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、又は警察官等から遺体の引渡しを受けたとき、直ちに公民館及び学校等の適当な遺体収容所に収容するものとする。

(3) 医療機関との連携

捜索に関しては、負傷者の救護及び遺体の検案等が円滑に行われるよう医療機関等と前もって連絡をとるものとする。

第3 遺体の取扱い、埋葬等

1 遺体の収容・安置

- (1) 市は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。
- (2) 発見された遺体は、市が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。
- (3) 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

2 遺体の調査、身元確認

- (1) 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。
- (2) 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。
- (3) 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

3 遺体の処理

- (1) 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。
- (2) 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (3) 市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

参考資料 7-20 遺体調書

参考資料 7-21 遺体台帳

4 遺体の埋葬

埋葬又は火葬は市長が実施し、それに要する経費を県が負担する。
納骨は遺族が行うが、遺族のない者については市長が実施する。
なお、市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

参考資料 7-22 遺体埋葬台帳

第20節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画（建設対策部・市民経済対策部環境対策班・各公共施設管理者）

この計画は、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物の処理に関するものである。

第1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるとき、又は災害救助法が適用されない場合で市長が必要と認めたときは、市長が実施する。障害物が公共その他の場所に流入したときは、それぞれ所管する管理者が行う。

なお、災害救助法が適用された場合の障害物の除去の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 障害物の除去

1 住居又はその周辺に運ばれた障害物

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、災害救助法に基づき実施する。

(1) 対象者

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- ウ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(2) 除去の方法

障害物の除去は、技術者等を動員して実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限るものとする。

2 倒壊住宅

地震等により倒壊した住宅については、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

3 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

第3 災害廃棄物の処理

1 震災廃棄物処理体制の確立

市は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した

「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」又はこれに基づきあらかじめ策定した震災廃棄物処理計画を踏まえて処理体制を速やかに確立する。

2 仮置場、最終処分地の確保

市内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とする。

災害廃棄物の集積場所は、公園、広場及び清掃工場を利用する。

なお、市内での仮置場、最終処分地の確保が困難な場合は、県に支援を要請する。

3 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理においては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努める。

4 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物除去及び災害廃棄物処理においては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

第21節 住宅応急対策計画 (建設対策部建築班・総務対策部総務班)

この計画は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものである。

第1 応急仮設住宅の設置等

1 実施責任者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班）が実施する。

災害救助法が適用されない場合においても、市長が設置の必要を認めるときは、市長が実施する。

2 対象者

住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

3 設置戸数、規模、費用

(1) 設置戸数

市内において住家が全壊（焼）又は流失した世帯数の3割以内とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合は、県に対して数の引上げを要請する。

(2) 設置場所

原則として市有地とし、やむを得ない場合に限り私有地を借り上げる。

(3) 規模・構造

1戸当たりの規模は、29.7㎡（9坪）を基準とする。また構造は、1戸建、長屋建、あるいはアパート式建築のいずれかとする。

(4) 建設費用

整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員等の雇上賃、輸送費及び建築事務費等の一切の経費を含めて1戸当たり平均5,714,000円以内とする。

(5) 建設期間

建設工事に着工する時期は、災害発生の日から20日以内とし、当該住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期限内（最高2年以内）とする。

4 要配慮者に配慮した仮設住宅の建設

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者が利用しやすい構造及び設備を有する施設を整備する。

5 入居者の選定

入居者の選定においては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

6 賃貸住宅借上げによる受入れ

必要に応じて、応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに受入れることができる。

7 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

第2 住宅の応急修理

1 実施責任者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、知事（施設建築班。権限を委任した場合は市長）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認めるときは、市長が実施する。

2 対象者

災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

3 修理の方法

(1) 方法

応急修理住宅の応急修理は、知事（権限を委任した場合は市長）が直接又は建築事業者に請負わせるなどの方法で行う。必要がある場合は、必要資材の調達を県に要請する。

(2) 対象

応急修理は居室、炊事場、便所等のような生活上欠くことのできない最小限度必要な部分のみを対象とする。

4 修理の戸数、費用及び期間

(1) 応急修理の対象戸数

市内において半壊（焼）した世帯の数の原則として3割以内とする。該当者の選定は、生活能力が低い者より順次選ぶ。

(2) 修理費用

修理のため支出できる費用の限度は、1世帯当たり595,000円以内とする。（修理用の原材料費、労務費、材料などの輸送費及び工事事務費等、一切の経費を含む。）

(3) 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第3 住宅の被災調査

市は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

参考資料 7-25 住宅被害調査票

第4 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

参考資料 7-28 被災者台帳

第22節 教育対策計画（教育対策部・指導対策部）

この計画は、教育施設又は幼児、児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合に、応急教育の確保を図るためのものである。

第1 実施責任者

1 災害救助法が適用されない場合

- (1) 市立幼稚園、市立小中学校等の災害復旧
市立幼稚園及び市立小中学校、その他の教育施設の災害復旧は、市が行う。
- (2) 幼児、児童、生徒に対する応急教育
市立幼稚園の幼児及び市立小中学校の児童、生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。

2 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたとき、又は市で上記1を実施することが困難な場合は、市の要請により、知事（施設建築班等）又は県教育委員会が、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

なお、災害救助法による教科書、文房具及び通学用品の給与については、知事の補助機関として、市長が行う。学用品の給与の対象者、費用及び期間は、参考資料を参照のこと。

参考資料 3-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

第2 応急教育対策

災害時における幼稚園及び小中学校の応急教育は、おおむね以下の要領による。

1 休園・休校措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各園長及び各学校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休園・休校措置を執る。
- (2) 休園・休校措置が登園・登校前に決定したときは、直ちにその旨を幼児、児童、生徒、保護者に周知する。
- (3) 休園・休校措置が登園・登校後に決定し、幼児、児童、生徒を帰宅させる場合は注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団降園・下校、職員による誘導等を行う。

2 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用する。

- (1) 校舎の一部が使用できない場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法による。

また、緊急修理を要する箇所については、完全管理上、応急処置又は補強を施し、学校教育に支障のないよう万全の措置を講じ、休校をできる限り避ける。

- (2) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合
公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。
- (3) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合
避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設を利用する。
なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎を建設する。
- (4) 市内に適当な施設がない場合
市教育委員会は、県教育庁中頭教育事務所を通じ、県教育委員会に対して施設の提供を要請する。

3 教科書、教材及び学用品の支給方法

- (1) 被災幼児、児童、生徒及び教科書の被害状況の調査報告
市長は、被災した幼児、児童、生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告する。
- (2) 支給
 - ア 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給
給与の対象となる児童、生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行って、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書は、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。
文房具、通学用品は、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。
 - イ 災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対する支給
災害救助法適用世帯以外の児童、生徒及び幼児に対しては、市又は本人の負担とする。

4 被災幼児、児童、生徒の転園・転校、編入

被災幼児、児童、生徒の転園・転校、編入については、教育長が別に定める。

5 教職員の確保

- (1) 教員組織の編成替え
市教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が行えないときは、代替職員を確保し、授業に支障を来さないようにする。また、必要に応じて、一時的に教員組織の編成替え等を行う。
- (2) 教員の臨時確保
教員免許所有者で、現に教職に携わっていない者を臨時に確保することを検討する。

第3 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上実施する。

第4 社会教育施設等の対策

社会教育施設等は、災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理を速やかに実施する。

第5 被災幼児、児童、生徒の保健管理

被災幼児、児童、生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

第23節 危険物等災害応急対策計画（消防対策部予防班）

この計画は、危険物による災害において、関係機関相互の密接な連携の下に、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ確かな災害応急対策を実施することを目的とする。

第1 石油類

市は、消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施する。

第2 高圧ガス類

市は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施する。

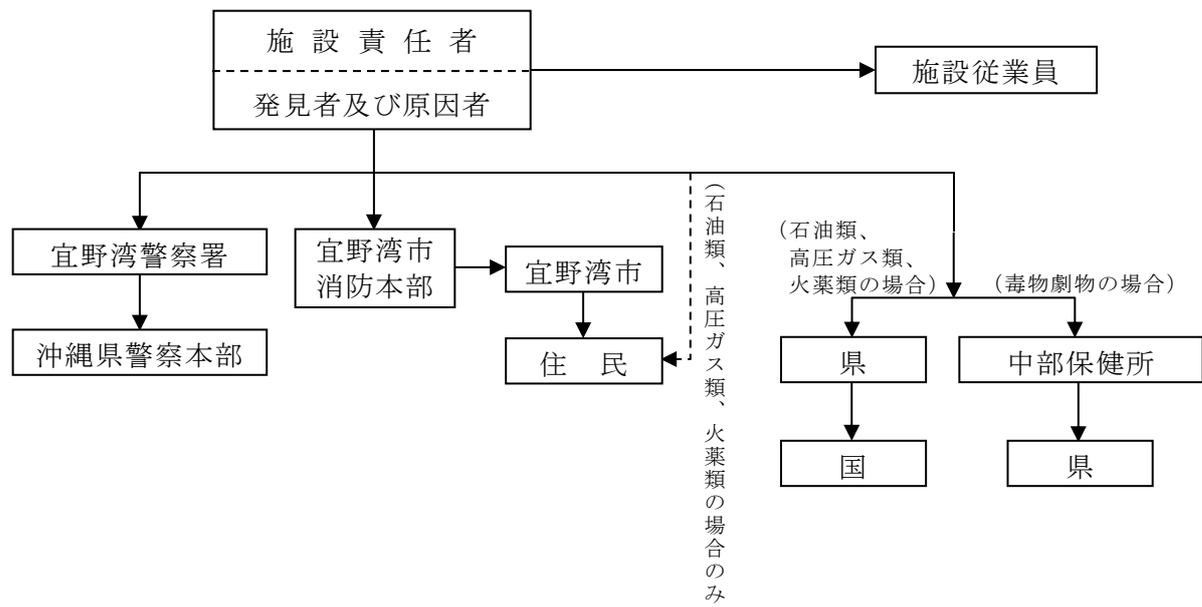
第3 火薬類

市は、火薬類保管施設が危険な状態となった場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

第4 毒物劇物

市は、毒物劇物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、染み出し又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生する恐れがある場合、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施する。

■通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類、毒物劇物）



第24節 海上災害応急対策計画 (総務対策部・建設対策部・消防対策部)

この計画は、船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物の流出により、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制の下に、人命及び財産の保護、流出油等の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じるためのものである。

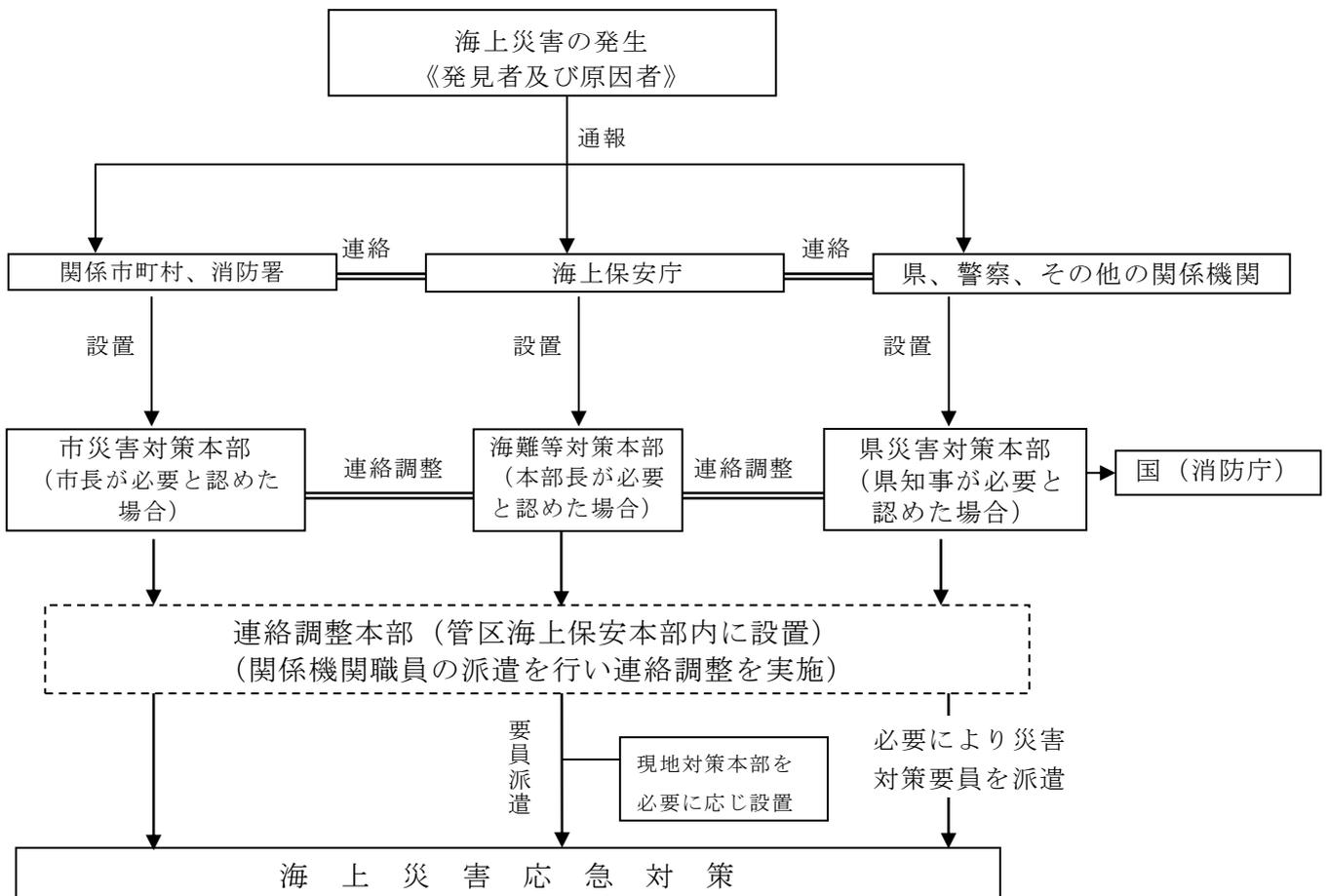
第1 災害対策本部の設置

防除活動を円滑かつ効果的に推進するため、市災害対策本部を設置し、連絡調整本部（国に警戒本部が設置された場合、管区海上保安本部内に設置）や関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。

第2 実施機関

- 1 市
- 2 宜野湾市消防署
- 3 その他関係機関及び団体

第3 海上災害発生時の通報系統



第4 市及び宜野湾市消防署の実施事項

- 1 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 2 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等、危険防止のための措置
- 3 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
- 4 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 5 沿岸及び地先海面の警戒
- 6 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
- 7 消火作業及び延焼防止作業
- 8 その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
- 9 防除資機材及び消火資機材の整備
- 10 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等の流出防止措置の指導
- 11 漂流油等の防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導

第5 その他関係機関、団体の実施事項

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

第25節 在港船舶対策計画（市民経済対策部観光農水班）

市及び浦添・宜野湾漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期すため、相互に緊密な連携の下に以下の措置を講ずる。

第1 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、市及び浦添・宜野湾漁業協同組合は、関係機関と協力して、無線連絡又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図る他、以下の措置を講ずる。

1 安全海域への移動

港内停泊船は、安全な海域に移動させる。

2 けい留方法の指導

岸壁けい留船舶は、離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときは、けい留方法について指導する。

3 荷役の終了

荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。

4 避難の勧告

航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。

5 物件除去についての指導

災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体が生じたときは、その物体の所有者にその物件の除去等について指導する。

第26節 労務供給計画（総務対策部人事班）

この計画は、災害応急対策の実施にあたり市職員の動員だけでは十分に対応できない事態が発生した場合に必要な労務の供給に関するものである。

第1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、市において行う。ただし、必要な労務者の確保が困難な場合は、市の要請により公共職業安定所において供給の支援を行う。

第2 労務者の供給の方法

労務者を必要とする場合は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請する。

第3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下による。

1 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員などの雇上げの範囲は、以下のとおりである。

- (1) 被災者の避難誘導賃金職員等
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とする場合
- (2) 医療及び助産における移送賃金職員等
 - ア 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に搬送するための賃金職員等を必要とする場合
 - イ 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とする場合
 - ウ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とする場合
- (3) 被災者の救出賃金職員等
被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をするための賃金職員等を必要とする場合
- (4) 飲料水の供給賃金職員等
飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とする場合
- (5) 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とする場合

- ア 被服、寝具、その他の生活必需品
 - イ 学用品
 - ウ 炊き出し用の食料品、調味料、燃料
 - エ 医薬品、衛生材料
- (6) 遺体捜索賃金職員等
遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とする場合
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く）賃金職員等
遺体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とする場合

2 賃金職員などの雇上げの特例

以上のほか埋葬、炊き出し、その他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合は、市は、以下の申請事項を明記して県に申請する。

- (1) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
- (2) 賃金職員等の所要人員
- (3) 雇上げを要する期間
- (4) 賃金職員等の雇上げの理由

3 雇上げの費用及び期間

- (1) 費用
雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。
- (2) 雇上げの期間
労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。
- (3) 賃金の支払方法
賃金の支払方法は、その日払いとし、支払事務などはその担当班が行う。

4 労務者の輸送方法

労務者の輸送は、市有車両によって行う。

第4 職員の派遣の要請

指定地方行政機関や他市町村からの職員の派遣・あっせんを要請する場合の手続きは、本章第5節「広域応援要請計画」によるものとする。

第5 従事命令、協力命令

1 従事命令、協力命令の発令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、以下の要領によって従事命令、協力命令を発する。

従事命令などの種類と執行者、命令対象者の詳細については、以下に示す。

■従事命令などの種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官 (市長の職権を行う者がその場にいない場合)
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官 (警察官がその場にいない場合)
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市長 (委任を受けた場合)
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

■命令対象者

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師
	2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
	3 土木技術者又は建築技術者
	4 土木、左官、とび職
	5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者
	6 地方鉄道業者及びその従業者
	7 軌道経営者及びその従業者
	8 自動車運送業者及びその従業者
	9 船舶運送業者及びその従業者

命令区分（作業対象）	対 象 者
	10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	市内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員 消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	市内に居住する者又は水防の現場にある者

2 損失に対する補償

市は、従事命令などによる処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行う。（災害対策基本法第82条第1項）

3 損害などに対する補償

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡、負傷し、若しくは疾病となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

参考資料 7-23 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書

第27節 民間団体の活用計画（総務対策部総務班）

この計画は、災害の規模が大きい場合において、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため民間団体の協力を図るものである。

第1 実施責任者

1 民間団体への協力要請

民間団体の活用は、市長が市内の民間団体の協力を求めて行う。

なお、市で処理できない場合は、被災をまぬがれた隣接市町村に協力を求めて行う。

2 知事又は県教育委員会への協力要請

大規模な被害若しくは広範囲にわたる災害が発生した場合、又は市内で処理できない場合においては、市長は、知事（総括情報班）に対して民間団体の活用を要請する。

第2 団体（組織）及び活動内容

1 協力要請対象団体

- (1) 各自治会
- (2) 女性団体
- (3) 青年連合会
- (4) 自主防災組織
- (5) 各種団体

2 協力要請

協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して協力要請する。

- (1) 協力を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 期間
- (4) 従事場所
- (5) 所要人員数
- (6) その他必要な事項

3 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たる。

- (1) 災害現場における応急措置と被災者の救出、危険箇所の発見及び連絡などの奉仕活動

- (2) 救護所の設置に必要な準備、救護所における被災者の世話等の奉仕活動
- (3) 被災者に対する炊き出し、給水の奉仕活動
- (4) 警察官等の指示に基づく被災者の誘導、搬出家財等の監視と整理の奉仕活動
- (5) 関係機関の行う被害調査、警報連絡の奉仕活動
- (6) その他危険の伴わない災害応急措置の応援活動

第28節 ボランティア受入れ計画

(福祉推進対策部福祉総務班)

大規模な災害の発生時には、市の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

この計画は、このような場合でも災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、民間のボランティアの募集及び受入れ体制の整備等について定めるものである。

第1 ボランティアの募集（要請の方法）

市災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、協力を必要とする作業に適する団体の長に対し、以下の事項を明示して要請する。

- 1 協力を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 期間
- 4 従事場所
- 5 所要人員
- 6 その他必要とする事項

第2 ボランティアの受入れ

市災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、社会福祉協議会、日本赤十字社、地域のボランティア団体等と連携をとり、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入れ体制を整備する。

なお、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話能力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

ボランティアの受入れ事務（受付、活動調整、現地誘導等）は、地域のボランティアや住民組織に人員からの派遣等により実施する。

参考資料 7-24 ボランティア登録名簿

第3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

1 専門ボランティア

- (1) 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- (2) 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- (4) 住宅の応急危険度判定（建築士）

- (5) 特殊車両運転手
- (6) その他災害救助活動において専門技能を要する業務

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給水
- (2) 清掃
- (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内
- (5) 軽易な事務補助
- (6) 危険を伴わない軽易な作業
- (7) その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- (8) 避難所における各種支援活動
- (9) その他必要なボランティア活動

第4 ボランティアの活動支援

市、社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策を実施する。

1 活動場所の提供

- (1) 市社会福祉協議会、NPO法人等が設置する市災害ボランティアセンター（ボランティア活動本部、地域活動拠点）に対し、市は、市役所庁舎等の提供を検討する。

【ボランティア活動本部の役割】

- ア ボランティアの活動方針の検討
- イ 全体の活動状況の把握
- ウ ボランティアニーズの全体的把握
- エ ボランティアコーディネーターの派遣調整
- オ 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
- カ ボランティア活動支援金の募集、分配

【地区活動拠点の役割】

- ア 避難所等のボランティア活動の統括
- イ 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- ウ 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- エ ボランティアの紹介
- オ ボランティアニーズの把握とコーディネーション
- カ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

2 設備機器の提供

市は、以下の設備機器の提供を検討する。

- (1) 電話
- (2) ファックス
- (3) 携帯電話
- (4) パソコン
- (5) コピー機
- (6) 事務用品
- (7) 自動車
- (8) 自転車
- (9) その他活動資機材等

3 情報の提供

市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、提供に当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

4 ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して、金銭面の支援に努める。

5 ボランティアに対する支援物資の募集

市は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第29節 公共土木施設応急対策計画 (建設対策部・市民経済対策部観光農水班)

この計画は、災害時における道路及び漁港施設の応急対策に関するものである。
なお、河川施設の応急対策は、第2章第3節「水防計画」に定めるところによる。

第1 実施責任者

災害時における道路及び漁港施設の応急対策は、管轄する関係機関とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上で行う。

第2 施設の防護

1 道路施設

市道の管理者である市における措置は、以下のとおりである。

(1) 道路に被害が発生した場合

市長は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに以下の事項を県道路管理課及び中部土木事務所長に報告する。

- ア 被害の発生した日時及び場所
- イ 被害の内容及び程度
- ウ 迂回道路の有無

(2) 災害を発見した場合

市は、自動車の運転者及び地区の住民等が、決壊崩土、橋りょう流失等の災害を発見した場合は直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発する。

2 漁港施設

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、管轄する防災機関と調整を図り、速やかに以下の事項を中部農林土木事務所長に報告する。

- (1) 被害の発生した日時及び場所
- (2) 被害内容及び程度
- (3) 泊地内での沈没船舶の有無

第3 応急措置

市長は、災害が発生した場合は、全力をあげて復旧に努める。

道路施設については、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保する。

漁港施設については、災害を防止するための十分な応急措置を行い、背後の民家等を防護する。

第4 応急工事

1 応急工事の体制

(1) 要員及び資材の確保

実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておく。

ア 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

イ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

(2) 応援又は派遣の要請

実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図る。

2 応急工事の実施

実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図る。

(1) 道路施設

ア 応急工事

被害の状況に応じておおむね以下の仮工事により応急の交通確保を図る。

(ア) 障害物の除去

(イ) 路面及び橋梁段差の修正

(ウ) 排土作業又は盛土作業

(エ) 仮舗装作業

(オ) 仮道、さん道、仮橋等の設備

イ 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施する。

(2) 漁港施設

ア 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行する。

イ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場島の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い破壊拡大を防止する。

第30節 航空機事故災害応急対策計画（全対策部）

この計画は、本市に係る地域において航空機事故が発生した場合の応急対策に関するものである。

第1 航空機事故発生時の応急活動

市内又は周辺部において墜落事故等が発生した場合には、市は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 情報収集、県等への連絡

航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等の情報を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。

2 消火救出活動の実施

事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救出活動を実施する。

3 医療救護活動の実施

死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び遺体収容所の設置又は手配を行う。

4 応援要請

災害の規模が大きく、本市のみで対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第31節 上下水道施設応急対策計画 (上下水道対策部 水道施設班・下水道施設班)

この計画は、災害時における上・下水道施設の応急対策に関するものである。

第1 上水道施設応急対策

1 上水道施設の復旧の実施

市は、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進める。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用等、速やかに緊急給水を実施する。

(1) 管路の復旧

管路の復旧においては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定められた順位に基づき、被害の程度、復旧の難易、被害箇所の重要度及び浄水場の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次、復旧を行う。

(2) 給水装置の復旧

ア 公道内の給水装置

配水管の復旧及び通水と平行して実施する。

イ 一般住宅等の給水装置

所有者等からの修繕申込みがあったものについて実施する。その場合、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設、冷却水を要する発電所等を優先して実施する。

2 広域支援の要請

市は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の提供、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行う。

3 災害広報

市は、応急復旧の公平感を確保するため、情報収集及び伝達手段の確立を図るとともに、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について広報に努める。

第2 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図る。復旧順序については、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠柵、取付管等の復旧を行う。

1 ポンプ場の復旧

ポンプ場において、停電が発生した場合においては、各所で保有する非常用発電機及びディーゼルエンジン直結ポンプ等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに速や

かに主要施設の機能回復を図る。

2 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合には、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を活用して復旧に努める。

第32節 農林水産物応急対策計画

(市民経済対策部観光農水班)

この計画は、災害時における農産物、家畜及び水産物等の応急対策に関するものである。

第1 実施責任者

この計画による実施は、市長を責任者として行う。

第2 農産物応急対策

1 種苗対策

市は、災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合、農業協同組合関係支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

2 病虫害防除対策

災害により病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県の策定する病虫害緊急防除対策による具体的な防除の指示を受け、実施する。

第3 家畜応急対策

1 家畜の管理

浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者が家畜を安全な場所に避難させるものとする。この場所の選定、避難の方法については、必要に応じて、市があらかじめ計画しておく。

2 家畜の防疫対策

家畜伝染病の発生を予防するため、県の協力依頼を受けて家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜診療班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して必要な防疫を実施する。災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に市への届出を行わせるとともに、家畜防疫員は死体の埋没又は焼却を指示する。

- (1) 被災家畜には伝染性疫病の疑いがある場合又は伝染病の発生のおそれがあると認められる場合には、家畜防疫班及び畜舎消毒班を被災地に派遣し、緊急予防措置をとる。
- (2) 災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、市長は被災地への家畜診療班派遣の要請を県へ要請する。

3 飼料の確保

市は、災害により飼料の確保が困難になったときは、各畜産関係組合等の要請に基づき、県又は農業協同組合関係支店に対し必要量の確保、供給についてあつせんを要請する。

第4 水産物応急対策

1 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

市長は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県に、その生産を確保するためのあつせんを要請する。

2 魚病等の防除指導

市長は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合又は発生蔓延防止のため、県に、防除対策についての指導を要請する。

第5 漁船漁具応急対策

台風、高潮等の災害が予想されるときは、あらかじめ計画した避難場所の選定、避難の方法等に基づき所有者において漁船漁具を安全な場所に避難させる。

第33節 米軍との相互応援計画（基地対策部）

この計画は、大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するための米軍との相互応援に関するものである。

第1 相互連携体制の構築

市は県と協議し、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種類、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

上記の目的を達するため、県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、又はその恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」が、沖縄県と在沖米軍の共同により平成14年1月に策定された。

第2 基地立ち入りに関する協定

市は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在沖米軍施設及び区域への限定された立ち入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立ち入りについて米軍との協定を締結している。

災害時には当該協定に基づき、必要に応じて在沖米軍施設及び区域の指定された避難経路を通行し、避難所等へ避難する。

第34節 道路災害応急対策計画（建設対策部土木班）

この計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置に関するものである。

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 大規模な事故が発生した場合

市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市対策本部設置状況等を連絡する。

2 県への連絡

市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、市対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

第2 応急活動及び活動体制の確立

市は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずる。

第3 救助・応急、医療及び消火活動

1 初期活動の実施

市は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動を実施する。

2 応援の要請

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

3 必要な資機材の確保

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するが、市は、必要に応じて民間からの協力等により、必要な資機材を確保して効率的な活動を行う。

第4 道路、橋りょう等の応急措置

1 交通の確保

市は、道路、橋りょう、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋りょう段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

2 施設管理者への通報

市は、電気、ガス、電話等、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設の管理者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

3 点検の実施

市は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

第5 その他

1 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2 再発防止対策

市は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第4編 災害復旧・復興計画

- 第1章 公共施設災害復旧計画
- 第2章 被災者生活の支援計画
- 第3章 中小企業等への支援計画
- 第4章 復興の基本方針

第1章 公共施設災害復旧計画（全対策部）

第1節 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧においては、各施設の原形復旧に併せ被害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画作成することとし、各施設等の災害応急対策がある程度終了した時、被害の程度を検討して計画する。

この場合、市及び関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図る。

第2節 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画する。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川施設復旧事業計画
 - (2) 海岸施設復旧事業計画
 - (3) 道路施設復旧事業計画
 - (4) 砂防施設復旧事業計画
 - (5) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (7) 下水道施設復旧事業計画
 - (8) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - (9) 漁港施設復旧事業計画
 - (10) 公園災害復旧事業計画
- 2 水道施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 公立学校施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 文化財災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第3節 市における措置

1 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努める。

2 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

第2章 被災者生活の支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給、その迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業・就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等の生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等のきめ細かな支援を講じる。

第1節 災害住民相談計画（全対策部）

第1 市民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに総合的・横断的に対処するため、市では市民サポートセンターを開設する。センターの開設に当たっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努める。

なお、市民サポートセンターでの相談業務は、県が開設する県民サポートセンターと緊密に連絡を取りながら行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第2 相談内容

市民サポートセンターにおける主な相談内容は以下のとおりである。

- 1 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置
- 2 倒壊家屋の解体・撤去
- 3 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- 4 り災証明の発行手続
- 5 仮設住宅の入居
- 6 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- 7 事業再開の融資
- 8 災害援護資金
- 9 被災に伴う税金の減免措置
- 10 借地・借家
- 11 医療、保健（精神保健を含む）
- 12 労働相談

第3 設置場所

市民サポートセンターは、市役所及び被災地の公共施設等に設置する。

第2節 り災証明書等の発行

(総務対策部・市民経済対策部観光農水班)

市は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やり災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査やり災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

参考資料 7-26 り災証明願書等

第3節 住宅復旧計画

(建設対策部・市民経済対策部産業政策班)

災害時における被災住宅の復旧対策は、以下による。

第1 災害住宅融資

1 災害復興住宅資金

市は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄復興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図る。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市において、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

2 個人住宅（特別貸付）建設資金

市長は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合には、被災者に沖縄復興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知する。

なお、被災者が借入れを希望する際には、り災証明書を交付する。

参考資料 7-26 り災証明願書等

第2 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて災害公営住宅の建設に努める。

第4節 生活確保対策計画（福祉推進対策部）

災害時における被災者の生活確保対策は、以下による。

第1 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、以下の資金等の導入に努める。

1 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害であり、災害救助法が適用された場合の災害とする。
(3) 貸付対象	(2)により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
(4) 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分する ・世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ・家財の1/3以上の損害 150万円 ・住居の半壊 170万円 ・住居の全壊 250万円 ・住居全体の滅失又は流出 350万円
(5) 所得制限	前年の所得が市民税の課税標準で730万円（4人世帯）未満
(6) 利率	年3%（据置期間中は無利子）
(7) 据置期間	3年（特別の場合5年）
(8) 償還期間	10年（据置期間を含む）
(9) 償還方法	年賦又は半年賦
(10) 貸付原資負担	国（2/3）、都道府県・指定都市（1/3）

2 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用されない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、被災による困窮から自立更生するのに必要な生活福祉資金を貸付ける。

なお、上記1の災害弔慰金の支給等などに関する法律による災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(1) 貸付限度	150万円
(2) 据置期間	貸付の日から1年以内
(3) 償還期限	7年以内
(4) 貸付利子	3%

3 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

4 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

5 株式会社日本政策金融公庫

- (1) 更生資金
- (2) 恩給担保貸付金
- (3) 遺族国債担保貸付金
- (4) 引揚者国庫債券担保貸付金

第2 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅の補修又は非住家の住家への改造等のため資金を必要とする世帯に対して、以下の資金を融資する。

- 1 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- 2 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- 3 母子寡婦福祉資金の住宅資金

第3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

1 災害弔慰金の支給

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害（法第2条）であり、市における住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び災害救助法が適用された場合の災害等
(3) 支給対象	(2)により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）
(4) 弔慰金の額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
(5) 費用の負担	国（1/2）、都道府県（1/4）、市（1/4）

2 災害障害見舞金の支給

(1) 実施主体	市の条例で定めるところにより実施する。
(2) 対象災害	自然災害（法第2条）であり、市における住家の滅失した世帯が5世帯以上の災害、及び災害救助法が適用された場合の災害等

(3) 支給対象	(2)により、精神又は身体に以下に掲げる重度の障害を受けた者 ア 両眼が失明した者 イ そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ 両上肢の用を全廃した者 キ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク 両下肢の用を全廃した者 ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
(4) 見舞金の額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125万円
(5) 費用の負担	国（1/2）、都道府県（1/4）、市（1/4）

第4 災害義援金品の募集及び配分

1 義援物資の受入れ

県、関係機関等との連携・協力のもと、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

2 義援金の受入れと配分

県、日本赤十字社各機関と連携のもと、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

- (1) 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、県が中心となり義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者とする。
- (2) 市は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。また、義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。
- (3) 市は、委員会から配分計画に基づき送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第5節 租税の徴収猶予及び減免等（総務対策部）

災害時における地方税の特別措置は、県が主体となって行うが、市は県の窓口となり、被災者の支援を行う。

1 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、軽自動車税等）について、宜野湾市税条例に基づきその税額の一部又は全部を軽減又は免除することができる。

2 徴収の猶予

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

3 期限の延長

災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

第6節 職業のあっせん（市民経済対策部）

災害時の職業のあっせんは、公共職業安定所が主体となって行うが、市は公共職業安定所と協力し、被災者の支援を行う。

市長は、被災者が遠隔地に居住するなど、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない場合、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐ。

第7節 被災者生活再建支援法適用計画（全対策部）

第1 計画方針

自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画により実施する。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）が実施するが、法人から委託を受けた場合は、市が実施する。なお、支援法の適用基準などは以下のとおりである。

第2 計画内容

1 適用基準

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象）により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる（施行令第1条第1号～第3号）。

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した場合
- (2) 市内の10以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (3) 県内の100以上の世帯の住宅が全壊した場合
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生し、隣接する市町村が(1)～(3)に定める区域に該当する場合（人口10万人未満限定）

2 対象となる世帯

上記の自然災害によって対象となる世帯は以下のとおりである。

- (1) 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- (2) 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯、敷地被害解体世帯）
- (3) 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- (4) 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯
- (5) 中規模半壊世帯：住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

3 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づいて市が行い、県に通知する。

参考資料 7-5 被害状況判定基準

4 支援金の支給額

支援金の対象となる経費は、(A) 基礎支援金と (B) 加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	損害割合	支援金の支給額			合計
		(A) 基礎 支給金	(B) 加算支援金		
			再建手段	支給額	
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	40%台	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	30%台	-	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補修	50万円	50万円
			c 賃借	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は、合計で200万円（補修の場合は100万円）

5 市の事務体制

市が実施する以下の事務のうち、(8)～(12)については、委託を受けて実施する。

(1) 制度の周知（広報）

(2) 住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる以下の被害状況について県に速やかに報告する。

ア 市名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

イ 災害の原因及び概況

ウ 住宅に被害を受けた世帯の状況

全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等

エ ウの報告については、自然災害発生後の初期段階では、救助法による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

オ その他必要な事項

カ 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県（県民生活課）の報告責任者と密接な連携を図る。

(3) り災証明書等の必要書類の発行

申請者は、以下の書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるため、市は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

- ア 住民票等、世帯が居住する住宅の所在世帯の構成が確認できる証明書類
 - イ 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
 - ウ 要配慮者世帯であることが確認できる証明書類
 - エ り災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類
- (4) 被災世帯の支給申請などに係る窓口業務
被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格等被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続の窓口業務を行う。
- (5) 支給申請書の受付・確認
被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、以下の事項などを処理する。
- ア 支給対象額の算定
 - イ 対象となる世帯の収入額の算定
 - ウ 要配慮者世帯の確認
 - エ 添付書類等の有無
 - オ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）
- (6) 支給申請書等のとりまとめ
支給申請書の受付・確認などを終えた後、県に送付する。
- (7) 使途実績報告書の受付・確認
使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。
- (8) 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）
- (9) 支援金の返還に係る請求書の交付
- (10) 加算金の納付に係る請求書の交付
- (11) 延滞金の納付に係る請求書の交付
- (12) 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- (13) その他上記に係る付帯事務

参考資料 3-10 被災者生活再建支援制度について

6 その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき行う。

第8節 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、県等と連携して、これらの制度の普及促進に努める。

第3章 中小企業等への支援計画

第1節 農林漁業資金融資計画

(市民経済対策部観光農水班)

災害時の被災農林漁業者に対する融資対策は、以下による。

第1 農業関係

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

第2 林業関係

被害林業者などに対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として、林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を指導推進する。

第3 漁業関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに浦添・宜野湾漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

第2節 中小企業資金融資計画

(市民経済対策部産業政策班)

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、県が主体となっていくが、市は県の窓口となり、必要に応じて、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、被災した企業に対し金融相談、融資の指導、あっせん等の支援を行う。

第4章 復興の基本方針（企画対策部・総務対策部・市民経済対策部・建設対策部・上下水道対策部）

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧などを図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

第1節 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、総務対策部において復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2節 災害廃棄物処理

市民経済対策部は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

第3節 防災まちづくり

建設対策部、企画対策部及び上下水道対策部は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、漁港等の都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標として防災まちづくりを推進する。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、高齢者、障がい者、女性等の意見が

反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4節 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、市は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。